

福岡市の下水道

令和7年度版



福岡市 道路下水道局

福岡市がめざす都市像

「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」

福岡市は、いつの時代にあっても、市民一人ひとりがその能力を十分に生かし、希望と生きがいを育んでいく都市であり続け、独自の文化を生み出し、日本、アジア、世界の平和と繁栄に貢献していきます。そして、この素晴らしい都市を、未来を担う子どもたちに引き継いでいきます。

このような思いのもと、ここに、福岡市がめざす都市像を掲げ、地域の産学官民がその力を結集して、将来に向けて都市づくりに取り組みます。

1 自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市

福岡市は、すべての市民がかけがえのない存在として大切にされ、一人ひとりがあたたかく支え合う心を共有し、それぞれが社会の一員としての役割を果たし、共に心豊かに生きることのできる都市をめざします。

2 自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市

福岡市は、自然の恵みを大切にしながら、環境にやさしく、安全・安心で、美しく快適な生活の質の高い都市をめざします。

3 海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市

福岡市は、独自の魅力と多様な交流が新たな価値を創造し、世界中の人をひきつける都市をめざします。

4 活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市

福岡市は、福岡都市圏、九州、アジアと共に成長し、世界中から人、投資、物、情報、そして夢が集まる、活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市をめざします。

「福岡市基本構想」から

はじめに

本市の下水道は、昭和5年に博多・千代部の整備に着手して以来、水洗化の普及に積極的に取り組んできた結果、下水道人口普及率が令和6年度末で99.7%に達しており、また、浸水被害軽減の対策も一定程度進むなど、都市における必要不可欠な社会基盤として整ってきました。

しかし、近年全国的に、局地的な集中豪雨が増加しており、平成21年7月に発生した集中豪雨では、時間最大で100mmを超える雨量を観測し、市内で約1,100棟の浸水被害が発生しました。

そこで、本市では、「災害に強い下水道」を施策目標に掲げ、重点的に雨水対策に取り組んでおり、令和元年度からは、新たに重点地区を拡大した「雨水整備D.O.プラン2026」に基づく整備を進めております。特に都心部である博多駅周辺地区や天神周辺地区については、雨水整備水準を引き上げて、雨水対策を強化した「雨水整備レインボープラン」による総合的な対策を推進しております。

また、下水道が担う役割は、ますます重要で、かつ多様化していることを踏まえて、今後増加する老朽化施設に対応するため、各種基本方針に基づいた改築更新を重点的に進めるとともに、大規模災害下においても最低限の下水道機能を維持するための地震対策や、博多湾などの公共用水域の水質保全を図るための合流式下水道の改善、また、高度処理などに取り組んでおります。

更には、SDGsの理念を踏まえ、地球温暖化防止に寄与する省エネルギー対策や、下水バイオガスを原料とした水素製造の取組みに代表される下水道資源の有効利用を図るなど、脱炭素社会・循環型社会への貢献など社会的課題の解決にも取り組んでおります。

一方で、本市の下水道事業を取り巻く財政状況は、より一層厳しくなっておりますので、職員一人ひとりが問題意識を共有し、限られた財源の中で、より効果的・効率的な下水道事業を推進することが重要と考えています。

今後とも、本市道路下水道局は、「市民生活に最も身近な都市基盤施設の整備・維持管理」を担う局として、安全安心な市民生活を守るとともに、都市の魅力を高めるため、改築更新や浸水対策並びに下水道サービスの提供など、引き続き積極的に事業に取り組んでまいります。

最後に、この「福岡市の下水道」は、本市の下水道事業の推移と現状を示しており、市民の皆様が本市の下水道についてご理解していただく上での参考となれば幸いです。

令和7年10月

福岡市道路下水道局長

竹廣 喜一郎

I 下水道の概要

1	下水道の役割	1
2	下水道のしくみ	2
3	下水道の種類	4
4	事業の進め方	4
5	下水道事業の法手続	4

II 下水道整備計画

1	福岡市基本計画	7
2	下水道基本計画	9
3	福岡市下水道ビジョン 2026	12
4	福岡市下水道経営計画 2028	13
5	令和7年度下水道整備計画	15
6	老朽化施設の改築更新	19
7	都心部下水道主要施設再構築プラン	20
8	雨水整備D o プラン 2026	21
9	雨水整備レインボープラン天神	22
10	雨水整備レインボープラン博多	23
11	水位周知下水道	24
12	地震対策	28

III 下水道の現況と推移

1	普及の状況と推移	30
2	施設の現況	34

IV 下水道事業の財政

1	財源のしくみ	40
2	財政状況	40
3	下水道事業受益者負担金制度	45
4	排水設備普及制度	49
5	私道公共下水道設置制度	51
6	下水道使用料	52

V 下水道施設の維持管理

1	下水道管渠の維持管理	54
2	ポンプ場の維持管理	55
3	水処理センターの維持管理	55

VI 事業紹介

1	合流式下水道改善事業	57
2	高度処理事業	58
3	雨水流出抑制の推進	59
4	再生水利用下水道事業	60
5	脱炭素化への取組み（再生可能エネルギーの導入）	62
6	下水汚泥の有効利用	67
7	DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	70
8	合併処理浄化槽設置助成制度	71
9	国際貢献・展開	72

VII 道路下水道局の機構及び事務分掌

1	機構	73
2	各課の事務分掌及び職員配置	74

VIII 福岡市の下水道のあゆみ

福岡市の下水道のあゆみ	77
-------------	----

IX 参考資料

1	水質規制に関する法令体系	90
(1)	水質汚濁に係る環境基準	90
(2)	水質汚濁防止法の排水基準	94
(3)	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく 排水基準を定める条例	95
(4)	ダイオキシン類対策特別措置法の排出基準	98
(5)	公共下水道からの放流水の水質の基準	99
2	悪質下水に関する法体系	100
(1)	特定施設・特定事業場	100
(2)	下水道への排除基準	100
3	水処理センターの施設見学者状況	103
4	御笠川那珂川流域下水道の概要	104
5	政令指定都市の下水道整備状況	105
6	下水道用語解説	106
7	下水汚泥コンポスト事業（参考）	117
8	下水道用マンホール蓋のデザイン	118

I 下水道の概要

1 下水道の役割

下水道の役割は、時代と共に変遷している。それは、浸水防除にはじまり、汚水の速やかな排除による生活環境の整備・向上、水洗便所の普及による居住環境の改善が役割として加わり、さらに、下水処理施設の稼動による海や河川等の公共用水域の水質保全の役割も担うようになった。

現在、下水道の主な役割は次のようなものが挙げられる。

(1) 浸水の防除

河川が、流集する雨水を受けて線的に下流へ排除する治水上の根幹施設であるのに対し、下水道は、河川流域内の雨水を面的に集めて河川、海等へ排除する「内水排除」の役割を担っている。つまり、下水道は河川と一体となって総合的に雨水排水機能を果たすものである。

(2) 生活環境の改善

生活及び生産活動に伴って生じる汚水が速やかに排除されず、住宅地周辺に滞留すると、蚊、蝶や悪臭の発生源となり周辺環境を悪化させる。また、個々の住宅において、し尿をくみ取り便所に貯留しておくことは非衛生的である。下水道の整備に伴い、くみ取り便所を水洗便所に改造することにより、市民は衛生的で快適な生活ができるようになる。

(3) 公共用水域の水質保全

生活排水や工場排水などがそのまま公共用水域に流入すると、水質汚濁が進行することになる。公共用水域の水質の悪化は、上水道、漁業、農業用水や工業用水さらに海水浴などのレクリエーションの場としての価値減少など、あらゆる分野に直接的あるいは間接的に被害をもたらすこととなる。下水道は汚水を収集、処理することにより、河川、海域等の公共用水域の水質汚濁防止に大きな役割を果たしている。この水質保全効果により河川等の水が清浄に保たれ、豊かな自然環境の保全に大きく寄与している。

(4) 下水道資源および施設の有効利用

下水道は、処理水、汚泥等の多くの利用可能な資源・エネルギーを有しており、それらを再利用することによって、省エネ・リサイクル社会の実現に向けて貢献している。下水処理水は都市内の安定した水資源であり、雑用水や都市内における水路のせせらぎ用水に活用することができる。また、下水汚泥は建設資材化、下水バイオガス発電等に利用している。さらに、下水道管に光ファイバーを布設して情報伝達に活用するほか、水処理センター、ポンプ場の上部空間の利用もしている。これらの下水道資源・エネルギー及び施設の有効利用を積極的に展開し、下水道事業による良好な都市基盤の形成を図る。

(5) 望ましい水循環・水環境の創出

近年、潤いや安らぎを得る場としての親しみやすい水辺の要求や水への関心の高まり、安全な飲み水への要請、頻発する渇水問題など、水を取り巻く社会状況は非常に複雑になっている。一方で、下水道を経由して排水される水量は、全国で使用される生活用水の約3/4を占めるまでになっており、今後は、様々な水問題の解決、望ましい水循環の創出に向けて、下水道の積極的な取り組みが期待されている。

2 下水道のしくみ

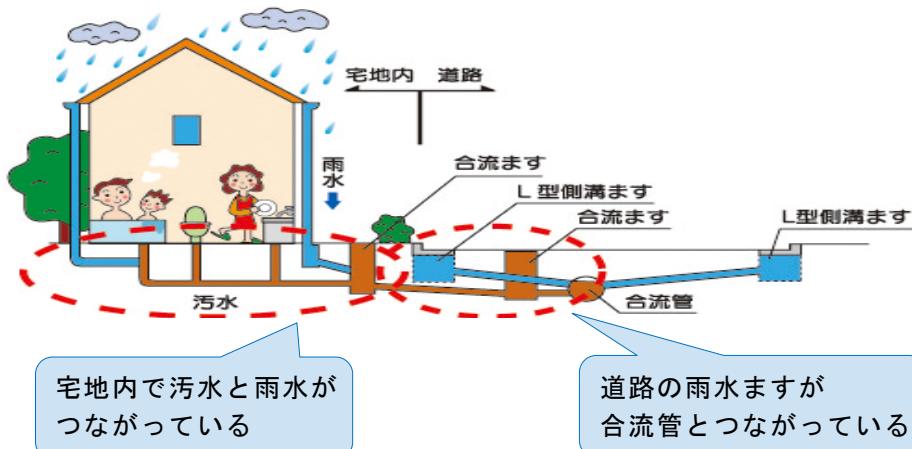
下水道とは、人間の消費生活又は生産活動によって発生した汚水を衛生的に処理するとともに、雨水を排除するための施設で、排水設備、管渠、ポンプ場、処理場の施設からなっている。

(1) 排水設備

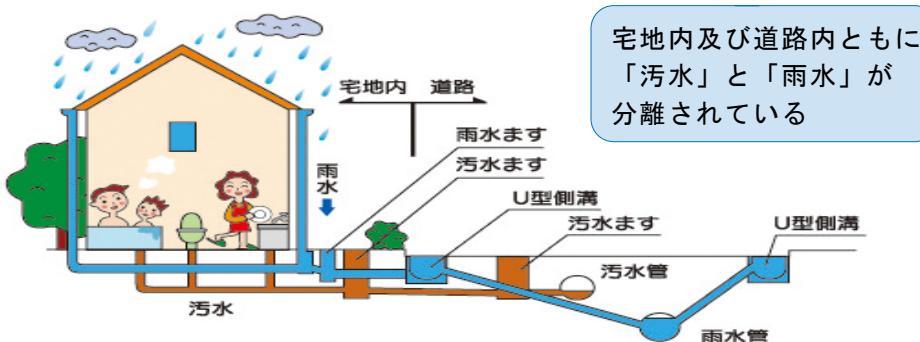
台所、浴室、水洗便所の汚水及び雨どいの水を排除するために宅地（私有地）内に設けられるものである。一般に雨水とそれ以外の汚水は別々に排除されるように二つの管で公共下水道に導かれる。また、これらの設備が正しく設置されず、誤接続された場合は、宅地内に汚水が溢れ出るなどの事故が生じ、非衛生的となる。

図 I - 1 合流式と分流式下水道

合流式下水道 汚水と雨水を1本の管で流す



分流式下水道 汚水と雨水を別々の管で流す



(2) 管渠

管渠は、宅地内に設置された排水設備の流末として、公道内に設置される施設で、家庭や工場等から発生する汚水を処理場に送ったり、雨水を排除する機能を有している。またその途中には、維持管理や点検のためにマンホールが設けてある。

(3) ポンプ場

ポンプ場には、雨水を排除する雨水排水ポンプ場と汚水を中継する汚水中継ポンプ場がある。

①雨水排水ポンプ場

台風や大雨の時、河川などの水位が高くなつた結果、低地では雨水が河川へ自然に流れ出しができなくなる。このような場所に雨水排水ポンプ場を設け、雨水をくみ上げ河川等に強制的に放流し浸水防除の役割を果たす。

②汚水中継ポンプ場

汚水は原則として自然流下で流すため、本市のような平坦地では下流側になるほど管渠の埋設位置が深くなり建設費や維持管理の面から問題が生じる。従って汚水中継ポンプ場を設け、一旦地表近くまで汚水をくみ上げ再び下流に流す。

(4) 処理場（水処理センター）

処理場とは、管渠・汚水中継ポンプ場により運ばれてきた汚水を衛生的な水にするための重要な施設である。本市の場合、嫌気・好気活性汚泥法（西戸崎は凝集剤添加活性汚泥法）と嫌気・無酸素・好気活性汚泥法と凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法（新西部）を採用している。

[活性汚泥法の原理]

汚水中に酸素を供給すると、好気性微生物（活性汚泥）により、汚水中の有機物は活性汚泥に吸着・吸収され、これを固液分離することにより、汚水の浄化が行われる。この間に吸着・吸収された有機物は微生物の酸化作用により炭酸ガスと水に分離され（生物酸化）、生物体への変換（微生物増殖）が行われると共に吸着・吸収能力を回復する。これらをくり返し、汚水と混合（汚泥の返送）することにより、連続的に汚水の浄化が行われる。

図 I - 2 処理場のしくみ

1. (沈砂池)

下水管から流入してきた汚水をゆるやかに流して土砂類を沈め、取り除きます。

2. (最初沈殿池)

沈砂池から送られてきた汚水をゆるやかに流し沈みやすい固形物を沈めます。

3. (生物反応槽)

汚水に活性汚泥を加え空気を吹き込む間に微生物の働きにより汚泥はふわふわした海綿状になって沈みやすくなります。

4. (最終沈殿池)

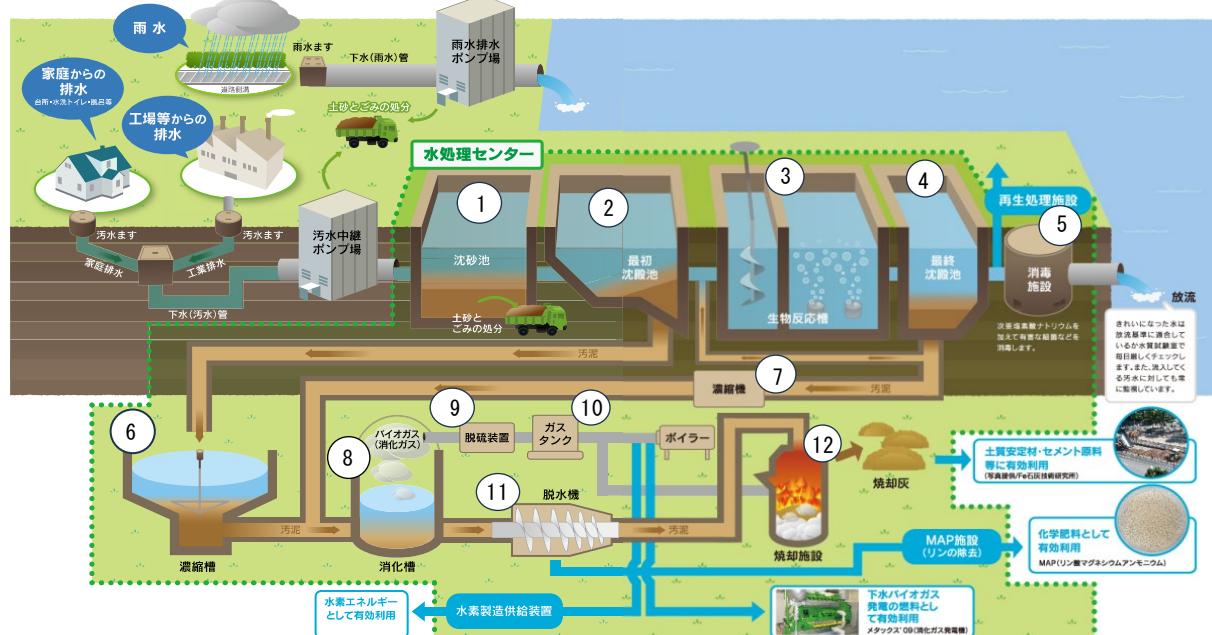
海綿状になった汚泥を沈ませ、きれいな上澄みの水は消毒施設へ送られます。

5. (消毒施設)

最終沈殿池より送られてきた上澄み水は、塩素を注入して消毒し殺菌したのち放流します。

6. (重力濃縮槽)

汚泥自身の重さによって沈ませ、汚泥の水分を減らし、量を少なくします。



7. (濃縮機)

水処理施設で発生した余剰汚泥を、薬品を使って機械で濃縮します。

8. (消化槽)

濃縮された汚泥を温めて、バイオガスを発生させ、汚泥の量を少なくします。

9. (脱硫装置)

消化槽で発生したバイオガスのうち、金属類を腐食させる硫化物を取り除く施設です。

10. (ガスタンク)

消化槽で発生したバイオガスを燃料として使用するための貯留施設です。

11. (脱水機)

消化された汚泥の水分を減らして、量を少なくします。

12. (焼却施設)

脱水された汚泥を焼却します。発生した焼却灰は道路の土質安定材若しくは、セメントの原料に再利用します。

3 下水道の種類

下水道は、大別すると公共下水道、流域下水道、都市下水路がある。

(1) 公共下水道

①公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、単独に終末処理場を有するもの又は、流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

②特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもので、公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの。

本市においては、11集落を計画区域としている。

(2) 流域下水道

2以上の市町村の区域にまたがる下水を受けてこれを排除し、処理するために地方公共団体（都道府県）が管理する下水道で、それぞれの市町村の公共下水道が接続される下水道幹線、ポンプ場と終末処理場から成る。

本市の関連としては、福岡県が事業主体である御笠川那珂川流域下水道がある。

(3) 都市下水路

主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理する下水道で、雨水排水を目的とし、終末処理場を有しない公共下水道へ移行する過渡的な形態である。

本市は44年から52年まで順次、都市下水路を公共下水道に編入しており、現在都市下水路はない。

4 事業の進め方

下水道事業を計画、または、既計画を変更する場合、次のような手順で進めている。

（次頁参照）

5 下水道事業の法手続

下水道事業を実施する場合には次のような法手続きが必要である。

(1) 都市計画決定

都市計画法により、市街化区域については、都市施設の1つとして下水道の都市計画を定めるものとなっている。公共下水道を設置しようとする場合にはこの手続きを経ることにより、住民や関係機関の意見の反映・調整を行う。

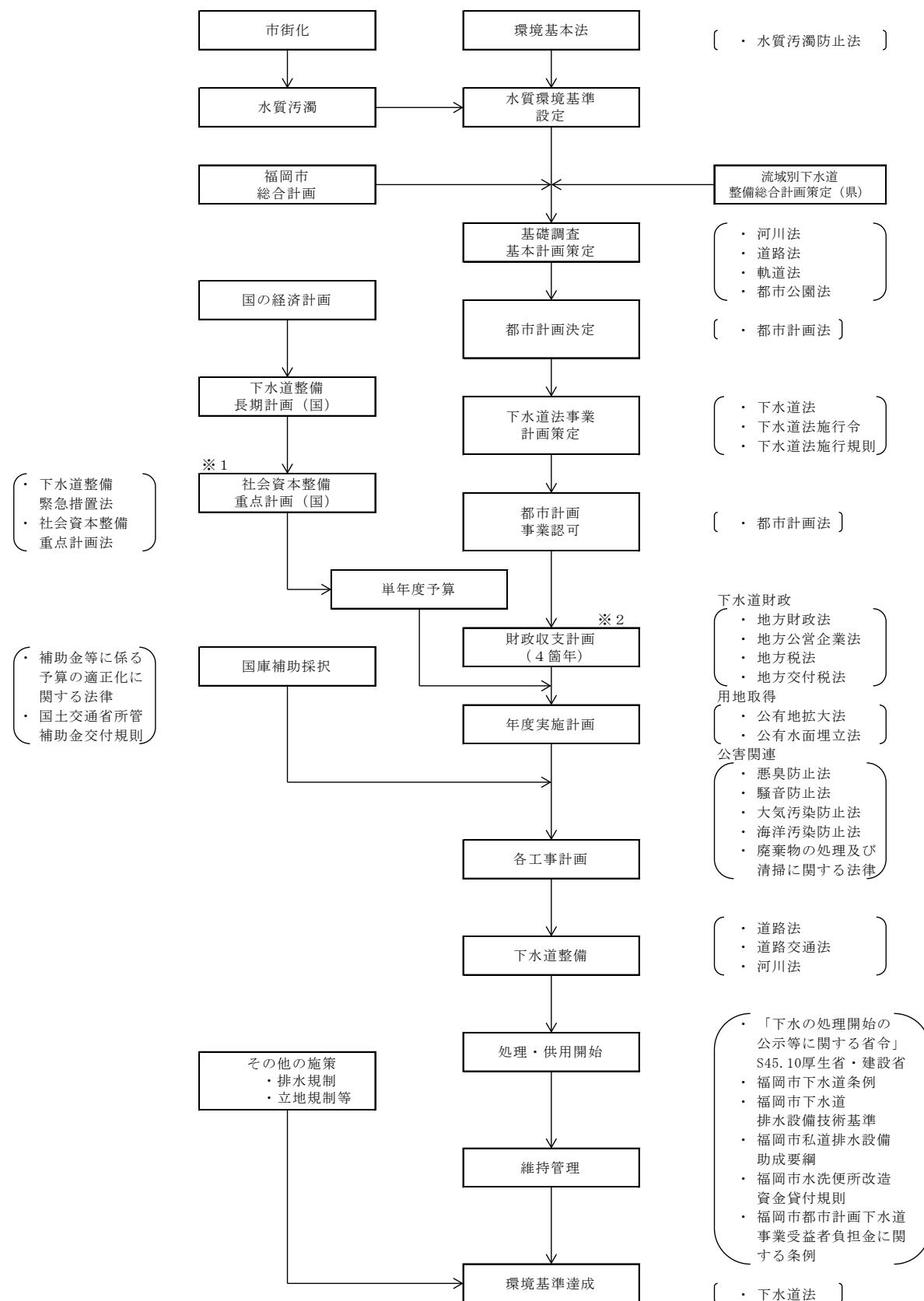
(2) 下水道事業計画策定

公共下水道を設置しようとする場合には、下水道法の定めるところにより、あらかじめ、事業計画を定め、国土交通大臣と協議しなければならない。また、事業計画を変更しようとするときも協議する必要がある。その後、公共下水道の供用が開始された場合において、排水設備の設置の強制力、使用料の徴収が可能となる。

(3) 都市計画事業認可

公共下水道の整備に関する事業は、県知事の認可を受けて施行する。これは、主として、都市計画の内容との適合性、実施時期の適否が審査される。これにより、土地収用法、事業制限、受益者負担金の徴収、都市計画税の充当が可能となる。

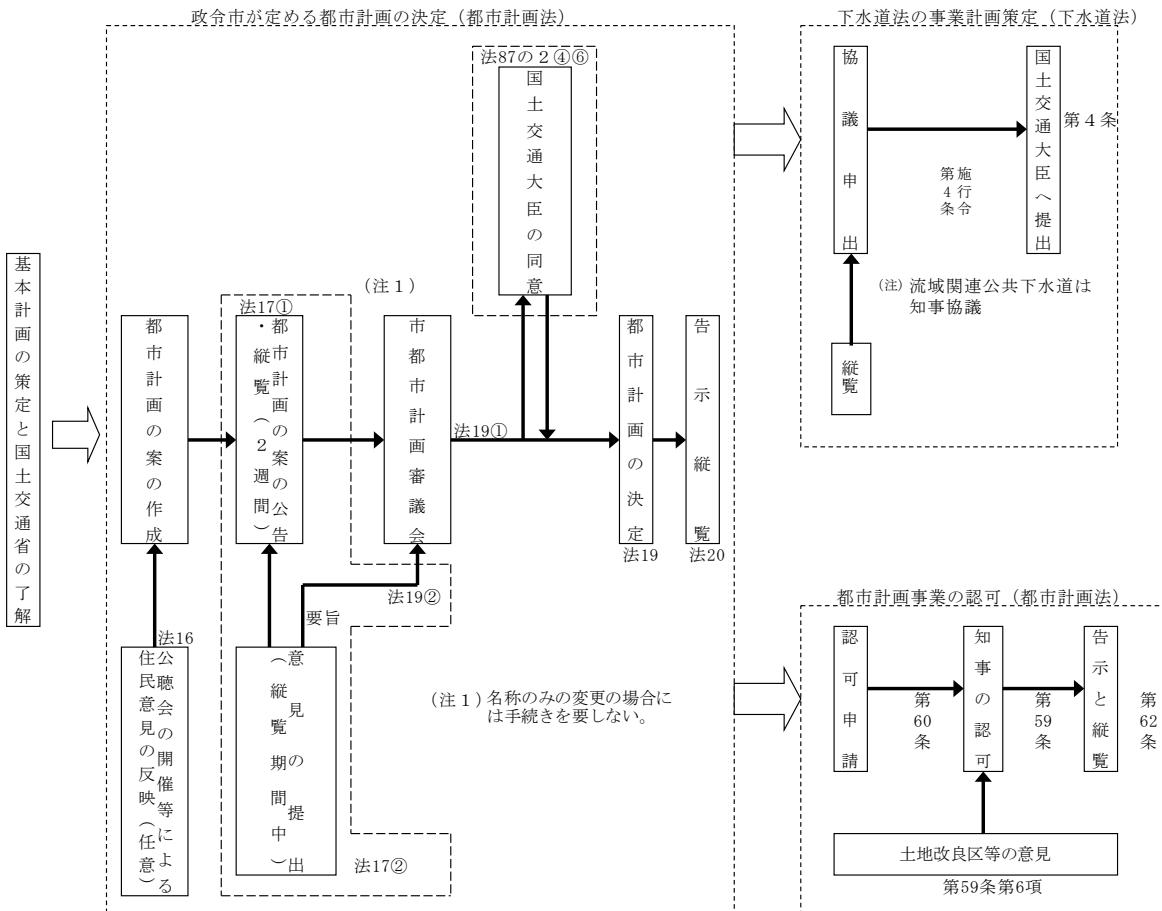
下水道事業の進め方



※1 従前は、国の下水道整備五箇年計画で、昭和38年から平成14年まで実施。
平成15年からは、本計画が進められている。

※2 従前は、福岡市下水道整備五箇年計画で、平成17年度まで実施。
平成17年度からは、本計画に基づく下水道経営計画を策定し、事業を進めている。

公共下水道の法手続



II 下水道整備計画

1 福岡市基本計画

(1) 計画の位置付け

「第10次福岡市基本計画」は、「福岡市基本構想」に掲げる都市像の実現に向けた方向性を、まちづくりの目標や施策として総合的・体系的に示した長期計画である。

(2) 計画の目標年次

本計画の目標年次は、2034年度（令和16年度）とする。

また、計画の期間は2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）までの10年間とする。

《基本戦略》

- ① 生活の質の向上と都市の成長の持続的な好循環を創り出す
- ② 多様な人材が育ち、集い、チャレンジできる環境をつくる
- ③ 福岡都市圏全体として発展し、広域的な役割を担う

分野別目標3 地域の人々がつながり、支え合い、安全・安心に暮らしている

(施策3-3) 安全で快適な生活基盤の整備と災害に強いまちづくり

身近な道路、下水道、河川、公園などの維持・更新、安全で良質な水道水の安定供給、様々な社会課題や多様なニーズに対応した良質な住宅の確保など、安全で快適な生活基盤の整備に取り組むとともに、防災・危機管理体制や地域防災力の強化、避難環境の充実、各種訓練の実施、他都市や関係機関との連携など、平時からハード・ソフトの両面で、被害を最小限に抑える災害に強いまちづくりを進める。

- 下水道事業の関連施策：改築更新、浸水対策、地震対策、再生水利用下水道
雨水流出抑制

分野別目標4 人と自然が共生し、身近に潤いと安らぎが感じられる

(施策4-1) 都市と自然が調和したコンパクトで個性豊かなまちづくり

豊かな自然環境から受ける恩恵を将来にわたって享受するため、農林水産業が有する自然環境の保全や景観形成などの多面的機能を活用するとともに、行政・市民・地域・企業などの多様な主体が共働して博多湾や河川、緑地などの保全、生物多様性の確保に取り組む。

また、市街化調整区域における農山漁村地域の魅力を生かしたまちづくりや離島振興に取り組み、都市と自然が調和したコンパクトな都市を維持していく。

- 下水道事業の関連施策：未整備区域の解消、合流式下水道の改善、高度処理

(施策4－3) 持続可能で未来につながる脱炭素社会の実現

2040年度「温室効果ガス排出量実質ゼロ」に向けて、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用拡大、脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換、イノベーションの早期社会実装などを市民・事業者・行政が一体となって積極的に推進する。

○下水道事業の関連施策：脱炭素化の推進

分野別目標8 アジアのモデル都市として世界とつながり、国際的な存在感がある**(施策8－3) 国際貢献・国際協力の推進と国際会議の誘致**

様々な都市問題や社会課題の解決をテーマに開催される国際会議への参加や会議の誘致などを通じて、福岡市の持続可能なまちづくりを世界に広め、福祉や環境、上下水道分野などにおいて、国際貢献・国際協力を推進し、アジアをはじめ国際社会におけるプレゼンスの向上を図る。

○下水道事業の関連施策：国際貢献・国際協力

2 下水道基本計画

福岡市基本計画を受け、令和17年（平成47年）の下水道等整備区域18,160haを地勢水系などから7処理区に分割した下水道基本計画を策定し整備を進めている。

表Ⅱ－1 下水道等の整備計画

処理システム	全体計画面積(ha)	全体計画人口(千人)	箇所数
単独公共下水道	14,632	1,366.6	6
流域関連公共下水道	3,346	328.5	1
特定環境保全公共下水道	189	2.9	11
その他 ^(注2)	105	3.9	11
計	18,272	1,701.9	29

(注) 全体計画人口は令和22年値であり、行政人口は1,702千人の見込みである。

(注2) その他は下水道を除いた農業集落排水、漁業集落排水などであり、

全体計画面積及び箇所数は農業集落排水施設、漁業集落排水施設の合計とする。

表Ⅱ－2 下水道等整備区域の概要

処理区	計画処理面積(ha)	区域	区域内の主な用途地域	排除方式
西戸崎	166	西戸崎、大岳、志賀島	住居地域	分流式一部合流
和白	1,439	香住ヶ丘以東	"	分流式
東部	3,784	御笠川以東、香住ヶ丘迄	住居・工業準工業地域	分流式一部合流
中部	2,715	御笠川以西、金屑川迄	商業・住居地域	合流式一部分分流
南部	3,346	山王川、野間、長丘以南	住居地域	分流式
西部	5,158	樋井川以西（草ヶ江、西新部除く）、長垂山以東	"	分流式一部合流
新西部	1,559	長垂山以西	住居地域	分流式
計	18,167			

(注) 南部は御笠川那珂川流域下水道に接続する流域関連公共下水道である。

(1) 雨水整備計画

本市では、従前、5年確率降雨（52.2mm/時間）に対応した整備を行ってきたが、現在は、10年確率降雨（59.1mm/時間）に対応できるように整備を進めている。

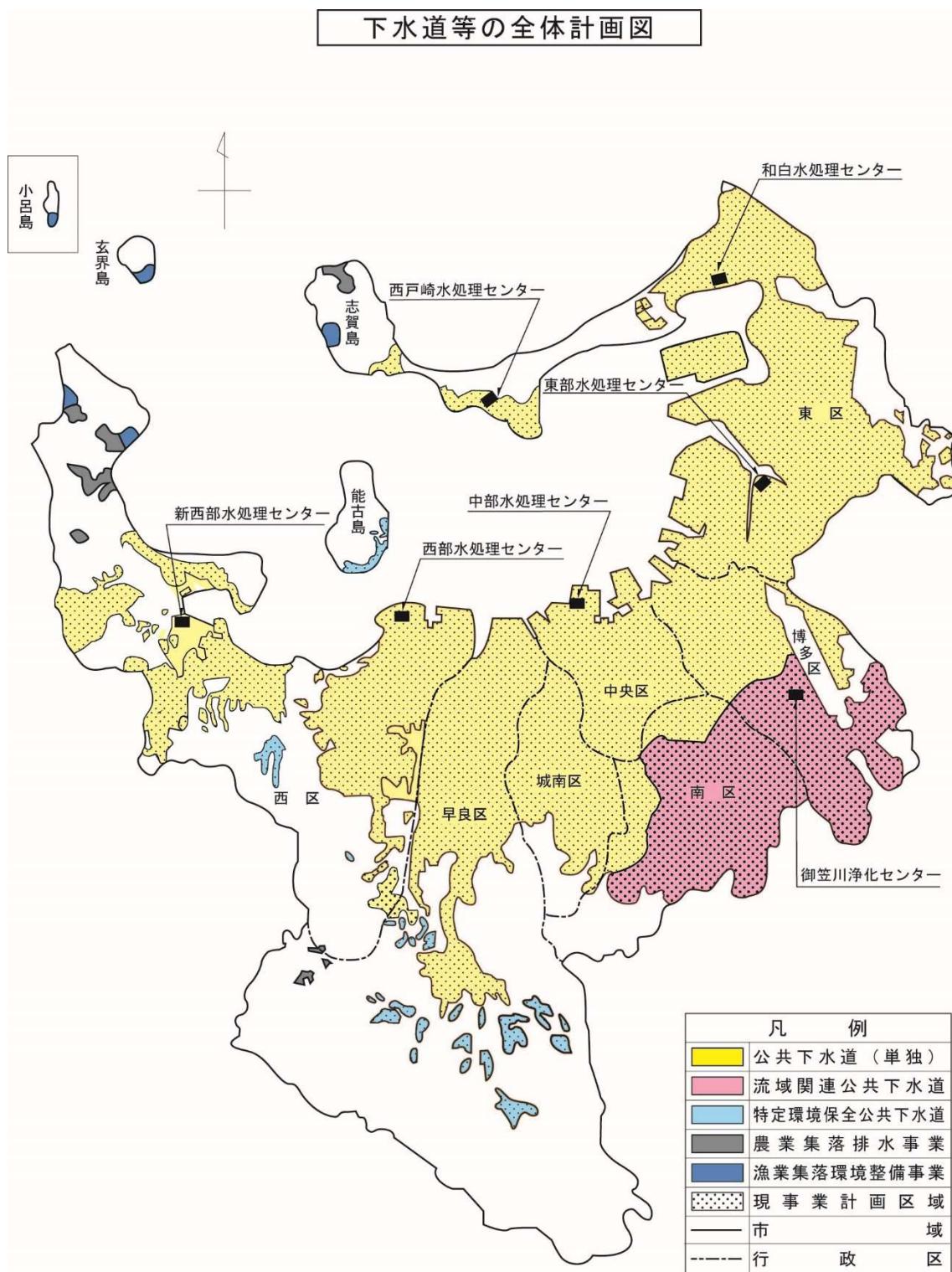
$$\text{合理式} \quad Q = 1/360 \cdot C \cdot I \cdot A \quad I = 5440 / (t + 32) \quad (10\text{年確率})$$

Q:雨水流出量(m³/秒) C:流出係数 I:降雨強度(mm/時間) A:排除面積(ha)

$$t \text{ (流達時間(分))} = \text{流入時間(分)} + \text{流下時間(分)}$$

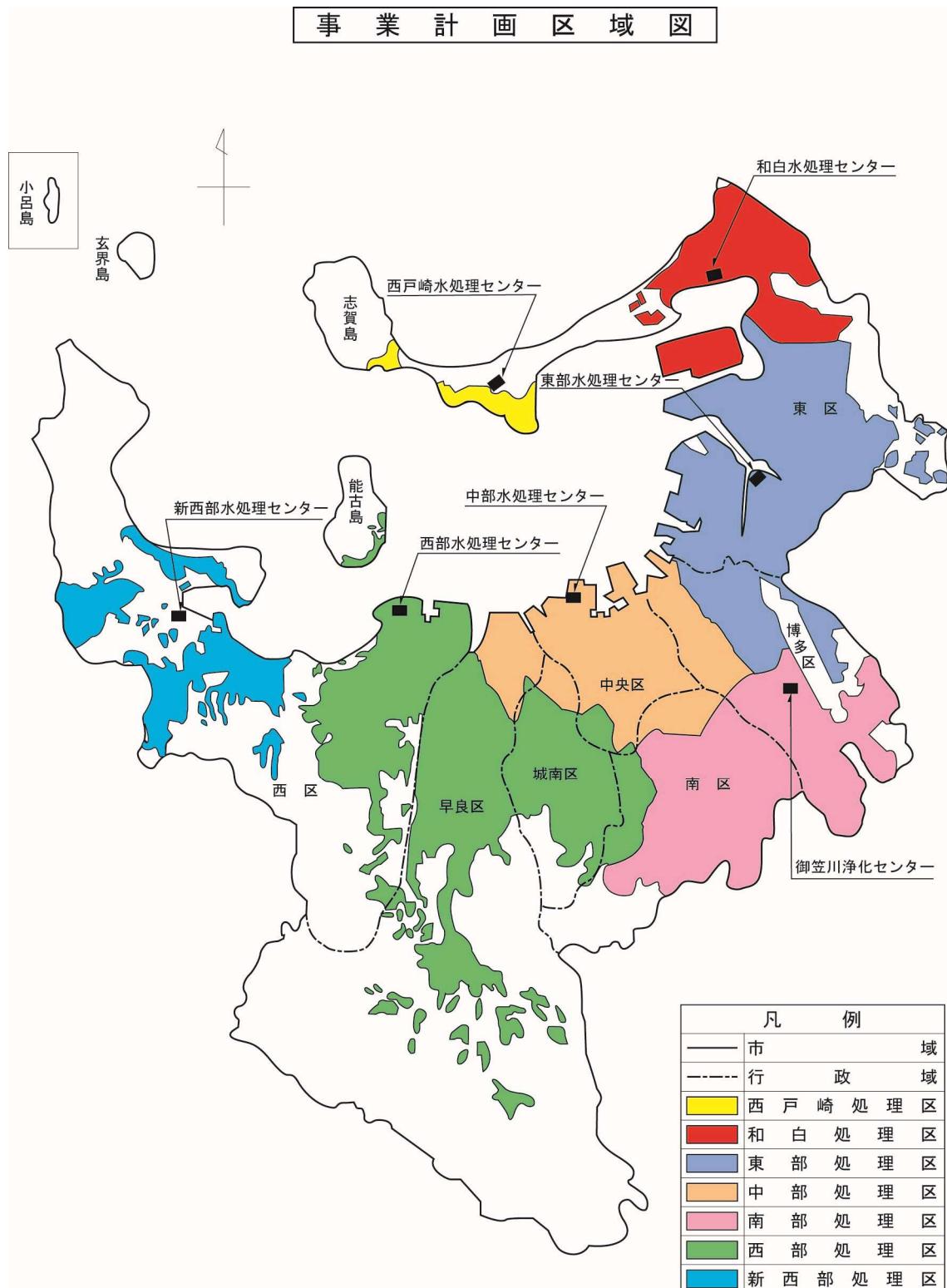
(令和7年3月31日現在)

下水道等の全体計画図



(令和7年3月31日現在)

事業計画区域図



3 福岡市下水道ビジョン 2026

(1) 策定の趣旨

本市の下水道人口普及率は、99.7%と概成し、私たちの安全・安心で快適なくらしを支える重要な社会基盤となっている。

下水道を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、本市下水道事業においては、「施設の老朽化への対応」や「大規模災害リスクへの対応」、「豊かな水環境創造への貢献」、「国際貢献・ビジネス展開」等の取組みが必要となってきている。

本市下水道を、健全に次世代へ引き継ぎ、快適で安全・安心な市民生活の確保や地球環境保全、都市の成長を図るとともに、新たなステージへ進めるための基本計画として、「福岡市下水道ビジョン 2026」を策定した。

(2) 下水道事業が目指すもの

① 基本理念 『快適な暮らしを守り、都市の魅力を高め、未来につなげる下水道』

② 目指すべき将来像と施策体系

◇目指すべき将来像

○時代の変化を先取りし、健全な経営のもと、下水道サービスを持続的に提供することにより、市民の生命・財産を守り、快適で安全安心なくらしや経済活動を支え続ける。

○適切な汚水処理により、市民が豊かで美しい水環境の恵みを享受するとともに、多様な分野との連携により下水道のポテンシャルを最大限活用し、豊かな環境の創出に貢献する。

○これまでに蓄積してきた技術や経験、新たな技術開発により、地域や世界とつながりを深め新たな価値の創造に向け、時代の先頭に立ってチャレンジする。

◇6つの施策目標と16の主要施策

施 策 体 系	
施 策 目 標	主 要 施 策
I 持続可能な下水道システムの構築	I - 1 主要施設の再構築 I - 2 下水道施設の適切な維持管理・更新 I - 3 経営基盤の強化 I - 4 組織体制の強化・人材育成
II 災害に強い下水道	II - 1 浸水対策の推進 II - 2 地震対策の推進
III 健全な水環境の創出	III - 1 汚水処理の最適化 III - 2 合流式下水道の改善
IV 低炭素・循環型社会への貢献	IV - 1 下水処理水の有効利用 IV - 2 下水汚泥等の有効利用 IV - 3 地球温暖化対策の推進
V 身近な下水道	V - 1 市民理解の促進 V - 2 「見える化」の推進
VI 地域活性化への貢献	VI - 1 地域社会への貢献 VI - 2 技術開発の推進 VI - 3 国際貢献・ビジネス展開の推進

4 福岡市下水道経営計画 2028（令和7年度～令和10年度）

（1）概要

本市の下水道事業は、昭和5年より整備に着手して以来、水洗化の普及に積極的に取り組み、令和5年度末の下水道処理人口普及率は99.7%に達している。また、浸水対策についても、平成11年6月29日に発生した集中豪雨を契機として積極的に整備を進め、今では一定の効果を發揮するまで至っている。

一方で、将来的な人口減少、物価・人件費の高騰、老朽化施設の増加、激甚化・頻発化する自然災害など、下水道を取り巻く状況は大きく変化していく。さらに、脱炭素・循環型社会への貢献、DX・官民連携の推進など、新たなニーズにも対応していく必要がある。

このような状況の変化を踏まえた上で、基本計画である「福岡市下水道ビジョン2026」で示された将来像・施策目標等を計画的・段階的に達成していくための実行計画として、「下水道経営計画2028」を策定した。

「福岡市下水道経営計画2028」では令和7年度から令和10年度までの4年間に実施する事業費として約1,150億円を計画している。

（2）整備概要（全体事業費 約1,150億円）

① 改築更新

（約729億円：約63%）

適切な維持管理による長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの最小化を図りながら、施設の計画的な改築更新を進める。特に、施設の整備時期が早く、老朽化の進んだ都心部については「都心部下水道主要施設再構築プラン」に取り組むとともに、その他の主要施設についても、再構築手法の検討を進めていく。

② 浸水対策

（約176億円：約16%）

令和元年度から市内全域の対策として実施している「雨水整備DOプラン2026」や、都心部での対策である「雨水整備レインボープラン天神」（第2期事業）に引き続き取り組む。

また、下水道区域全域を対象とした内水浸水想定区域図の作成や、将来の気候変動等を踏まえた次期雨水整備計画の策定を進めていく。

③ 地震対策

（約126億円：約11%）

ポンプ場・水処理センターの揚水施設や消毒施設、緊急輸送道路に埋設された管渠等の重要施設の耐震化を推進する。また、能登半島地震等を踏まえ、防災拠点に接続する管渠等の上下水道一体での耐震化を推進するとともに、関係機関との連携強化等の下水道BCPの充実を図る。

④ その他

（約119億円：約10%）

- ・天神周辺地区等における浸水対策と連携した分流化の推進
- ・合流式下水道改善対策の拡充（臭気対策等）
- ・まちづくりと連携した下水道整備（アイランドシティ等）
- ・省エネ機器、再生可能エネルギー導入の推進
- ・リン回収新技術導入等の下水道資源有効利用の推進
- ・再生水利用下水道事業の推進

(3) 主な整備箇所

(単位：百万円)

区分	事業費	主な内容
管渠	76,223	<ul style="list-style-type: none"> ○改築更新（アセットマネジメント） <ul style="list-style-type: none"> 美和台地区、青葉地区、吉塚地区、麦野地区、 小笠地区、大濠地区、大楠地区、向野地区、 堤地区、梅林地区、重留地区、早良地区、 小戸地区、生の松原地区 ○浸水対策 <ul style="list-style-type: none"> 「雨水整備レインボープラン天神」（第2期事業） <ul style="list-style-type: none"> 中部6号幹線、中部8号幹線、中部11号幹線、 中部12号幹線、中部13号幹線、中部15号幹線 「雨水整備D o プラン2026」（重点地区） <ul style="list-style-type: none"> 金隈、堅粕、上呉服町、上川端町、下川端町、 大楠、田村 ○地震対策 <ul style="list-style-type: none"> 馬出1号污水幹線、比恵1号幹線、鳥飼草ヶ江幹線、 塩原老司雨水幹線、七隈第13雨水幹線、 西新第1雨水幹線、姪の浜第12雨水幹線
ポンプ場	11,005	<ul style="list-style-type: none"> ○改築更新（アセットマネジメント） <ul style="list-style-type: none"> 堅粕第3ポンプ場、原田北ポンプ場、香椎浜ポンプ場、 山王ポンプ所、鳥飼第2ポンプ場 ○地震対策（土木構造物） <ul style="list-style-type: none"> 志賀島ポンプ場、月隈ポンプ場、高宮ポンプ場、 原第1ポンプ場
水処理センター	25,704	<ul style="list-style-type: none"> ○改築更新（アセットマネジメント） <ul style="list-style-type: none"> 西戸崎水処理センター、和白水処理センター、 東部水処理センター、中部水処理センター、 西部水処理センター、新西部水処理センター ○地震対策 <ul style="list-style-type: none"> 和白水処理センター、東部水処理センター 中部水処理センター、西部水処理センター
再生水	2,069	<ul style="list-style-type: none"> ○再生水 2地区 <ul style="list-style-type: none"> 箱崎地区、中部水処理センター
計	115,001	

5 令和7年度下水道整備計画

(1) 重点項目及び事業概要

① 改築更新（アセットマネジメント） (事業費の 59% の 17,539 百万円)

下水道機能を適切に確保するため、老朽化が進行する下水道施設の改築更新を計画的に進める。

② 浸水対策 (事業費の 21% の 6,231 百万円)

浸水被害の解消を目指し、重点地区を定め雨水対策を行う「雨水整備D o プラン 2026」に基づき、積極的に整備を進めていくとともに、天神周辺地区については、雨水対策を強化した「レインボープラン」により、従来の流下型施設の整備に加え、雨水流出抑制施設の導入も進める。

③ 地震対策 (事業費の 9% の 2,774 百万円)

地震時における最低限の下水道機能等を確保するため、ポンプ場・水処理センターの揚水施設や消毒施設、緊急輸送道路に埋設された管渠等の重要施設の耐震化を推進する。

④ 未整備区域の解消 (事業費の 8% の 2,298 百万円)

土地利用や地形等の問題で公共下水道が未整備となっている区域の解消等を進め、公共用水域の水質保全等を図る。

⑤ 合流式下水道の改善 (事業費の 1% の 377 百万円)

浸水対策と連携した分流化整備等により、公共用水域の水質保全等を図る。

⑥ 再生水利用下水道 (事業費の 2% の 455 百万円)

下水処理水の有効利用を推進し、循環型社会等の形成を図る。

(2) 事業費

令和7年度の公共下水道整備費は総額 29,674 百万円で前年度当初より 2,885 百万円増額である。

財源内訳は、国費 25.2%、起債 69.9%、受益者負担金 0.1%、市費等 4.8% となっている。

令和7年度 公共下水道整備費 (単位：百万円)

区分	補助事業	単独事業	計	割合 (%)	令和6年度 当初予算	比較増 (▲減)	前年度比 (%)
管渠	6,761	14,246	21,007	70.8	17,550	3,457	119.7
ポンプ場	1,609	547	2,156	7.3	2,169	▲ 13	99.4
処理場	4,610	1,901	6,511	21.9	7,070	▲ 559	92.1
計	12,980	16,694	29,674	100.0	26,789	2,885	110.8
財源	国費相当額	6,681	-	22.5	6,751	▲ 70	99.0
	起債	6,161	15,728	73.8	18,733	3,156	116.8
内訳	受益者負担金	-	35	0.1	28	7	125.0
	市費その他	138	931	3.6	1,277	▲ 208	83.7

(3) 福岡市下水道経営計画 2028 実施状況

(単位：百万円)

	4カ年 計画額	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	累計進捗率(%)			
		計画額 予算額	計画額	計画額	計画額	令和7	令和8	令和9	令和10
改築更新	72,855	17,539 17,539	17,538	18,553	19,225	24.1			
浸水対策	17,642	6,230 6,231	5,054	3,613	2,745	35.3			
地震対策	12,587	2,774 2,774	3,371	3,311	3,131	22.0			
未整備区域の解消	8,235	2,298 2,298	2,191	1,808	1,938	27.9			
合流改善	1,613	378 377	435	400	400	23.4			
再生水	2,069	455 455	484	515	615	22.0			
合計	115,001	29,674 29,674	26,128	28,200	28,054	25.8			

(注) 計数は四捨五入しているため、合計と一致しないところがある。

(参考) 福岡市下水道経営計画 2024 実施状況 (令和3年度～令和6年度)

(単位：百万円)

	4カ年 計画額	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	累計進捗率(%)			
		計画額 実施額	計画額 実施額	計画額 実施額	計画額 実施額	令和3	令和4	令和5	令和6
改築更新	65,009	16,110 15,373	14,756 14,402	16,531 13,408	17,612 14,078	23.6	45.8	66.4	88.1
浸水対策	17,642	4,853 4,465	5,054 6,371	4,170 6,308	3,565 4,296	25.3	61.4	97.2	121.5
地震対策	12,244	2,908 2,307	3,142 2,572	3,112 3,085	3,082 2,477	18.8	39.8	65.0	85.3
未整備区域の解消	7,895	2,206 1,516	2,336 2,072	1,670 1,446	1,683 2,730	19.2	45.4	63.8	98.3
合流改善	2,024	980 815	327 790	397 497	320 236	40.3	79.3	103.9	115.5
再生水	1,229	339 195	513 152	200 178	177 159	15.9	28.2	42.7	55.7
合計	106,043	27,396 24,671	26,128 26,359	26,080 24,922	26,439 23,976	23.3	48.1	71.6	94.2

(注) 計数は四捨五入しているため、合計と一致しないところがある。

(参考) 福岡市下水道経営計画 2020 実施状況 (平成29年度～令和2年度)

(単位：百万円)

	4カ年 計画額	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	累計進捗率(%)			
		計画額 実施額	計画額 実施額	計画額 実施額	計画額 実施額	29	30	令和元	令和2
改築更新	53,136	11,791 12,566	10,797 10,400	14,709 14,111	15,839 18,063	23.6	43.2	69.8	103.8
浸水対策	24,445	6,838 6,999	9,051 8,616	5,018 7,400	3,538 4,122	28.6	63.9	94.2	111.0
地震対策	13,875	2,656 1,212	3,603 1,828	3,848 3,627	3,768 3,190	8.7	21.9	48.1	71.0
未整備区域の解消	6,300	1,423 1,876	1,066 1,588	1,575 1,605	2,236 1,627	29.8	55.0	80.5	106.3
合流改善	2,435	758 691	785 908	446 843	446 427	28.4	65.7	100.3	117.8
再生水	661	80 74	203 168	188 57	190 166	11.2	36.6	45.2	70.3
合計	100,852	23,546 23,418	25,505 23,508	25,784 27,643	26,017 27,595	23.2	46.5	73.9	101.3

(注) 計数は四捨五入しているため、合計と一致しないところがある。

(参考) 福岡市下水道経営計画 2016 実施状況 (平成 25 年度～平成 28 年度) (単位 : 百万円)

	4カ年 計画額	25年度	26年度	27年度	28年度	累計進捗率 (%)			
		計画額 実施額	計画額 実施額	計画額 実施額	計画額 実施額	25	26	27	28
浸水対策	30,340	8,340 9,553	8,566 9,607	7,357 8,380	6,077 8,275	31.5	63.2	90.8	118.0
改築更新	43,256	7,252 6,645	10,850 9,349	11,986 11,120	13,168 11,111	15.4	37.0	62.7	88.4
未整備区域の解消	9,397	4,171 3,402	1,308 2,032	1,876 1,946	2,042 2,162	36.2	57.8	78.5	101.5
合流改善	4,494	942 941	1,482 782	1,478 543	592 607	20.9	38.3	50.4	63.9
高度処理	460	10 20	30 0	60 8	360 9	4.3	4.3	6.1	8.0
再生水	1,293	501 414	670 585	68 250	54 178	32.0	77.3	96.6	110.4
合計	89,240	21,216 20,975	22,906 22,355	22,825 22,247	22,293 22,342	23.5	48.6	73.5	98.5

(注) 計数は四捨五入しているため、合計と一致しないところがある。

(参考) 福岡市下水道経営計画 2012 実施状況 (平成 21 年度～平成 24 年度) (単位 : 百万円)

	4カ年 計画額	21年度	22年度	23年度	24年度	累計進捗率 (%)			
		計画額 実施額	計画額 実施額	計画額 実施額	計画額 実施額	21	22	23	24
浸水対策	38,068	10,325 11,221	10,119 11,996	9,625 10,557	7,999 9,608	29.5	61.0	88.7	114.0
改築更新	24,712	5,041 5,263	6,269 5,611	6,133 6,455	7,269 7,145	21.3	44.0	70.1	99.0
未整備区域の解消	17,491	3,540 3,654	4,788 4,621	4,335 4,830	4,828 4,452	20.9	47.3	74.9	100.4
合流改善	6,159	1,359 1,660	1,600 968	1,600 520	1,600 1,166	27.0	42.7	51.1	70.0
高度処理	2,786	698 847	465 1,006	364 65	1,259 69	30.4	66.5	68.8	71.3
再生水	1,546	160 159	101 174	1,187 197	98 509	10.3	21.5	34.3	67.2
合計	90,762	21,123 22,804	23,342 24,376	23,244 22,624	23,053 22,949	25.1	52.0	76.9	102.2

(注) 計数は四捨五入しているため、合計と一致しないところがある。

(参考) 下水道整備計画実施状況 (平成 17 年度～平成 20 年度) (単位 : 百万円)

	4カ年 計画額	17年度	18年度	19年度	20年度	累計進捗率 (%)			
		実施額	実施額	実施額	実施額	17	18	19	20
浸水対策	55,926	14,335	14,003	14,336	11,673	25.6	50.7	76.3	97.2
改築更新	23,413	6,746	6,872	7,240	7,039	28.8	58.2	89.1	119.2
水洗化	10,959	3,157	2,276	1,821	2,698	28.8	49.6	66.2	90.8
合流改善	3,276	989	1,336	1,172	1,523	30.2	71.0	106.7	153.2
高度処理	2,200	37	120	55	802	1.7	7.1	9.6	46.1
再生水	1,865	616	221	160	93	33.0	44.9	53.5	58.4
合計	97,639	25,880	24,828	24,784	23,828	26.5	51.9	77.3	101.7

(注) 計数は四捨五入しているため、合計と一致しないところがある。

(参考) 第9次下水道整備五箇年計画迄の実施状況 (本市)

年度 区分	第1次 五箇年計画 (S38~S41)	第2次 五箇年計画 (S42~S45)	第3次 五箇年計画 (S46~S50)	第4次 五箇年計画 (S51~S55)	第5次 五箇年計画 (S56~S60)	第6次 五箇年計画 (S61~H2)	第7次 五箇年計画 (H3~H7)	第8次 五箇年計画 (H8~H12)	第9次 五箇年計画 (H13~H17)	合計 第1次~第9次 (S38~H17)
管渠	1,769	6,177	27,182	90,660	163,408	144,798	130,014	112,711	95,925	772,644
ポンプ場	407	1,371	2,461	12,903	17,333	8,988	20,663	29,195	26,300	119,621
処理場	914	1,060	14,852	27,489	15,784	42,008	44,487	43,452	19,693	209,739
事業費計(百万円)	3,090	8,608	44,495	131,052	196,525	195,794	195,164	185,358	141,918	1,102,004
第1次五箇年計画を1とした場合の事業費倍率	1.00	2.79	14.40	42.41	63.60	63.36	63.16	59.99	45.93	
管渠延長 (km)	計画内 累計	91.2 304.8	111.9 416.7	406.3 823.0	632.3 1,455.3	947.0 2,402.3	582.0 2,984.3	409.7 3,394.0	268.0 3,662.0	463.0 4,125.0
処理面積 (ha)	計画内 累計	389 389	1,021 1,410	1,663 3,073	1,634 4,707	3,970 8,677	4,612 13,289	1,968 15,257	637 15,894	648 16,542
処理人口 (人)	計画内 累計	47,200 47,200	116,600 163,800	173,000 336,800	125,000 461,800	298,300 760,100	315,400 1,075,500	169,900 1,245,400	78,900 1,324,300	68,960 1,393,260
普及率 (%)	計画内 累計	6.3% 6.3%	12.3% 18.6%	15.0% 33.6%	9.0% 42.6%	23.0% 65.6%	21.7% 87.3%	10.0% 97.3%	1.5% 98.8%	0.6% 99.4%
処理能力 (m ³ /日)	計画内 累計	56,160 56,160	151,696 207,856	138,190 346,046	72,090 418,136	38,964 457,100	70,550 527,650	98,750 626,400	44,650 671,050	0 671,050

(注) 計数は四捨五入しているため、合計と一致しないところがある。

6 老朽化施設の改築更新

本市の下水道は、昭和5年に下水道事業認可を取得し、博多・千代部の整備から着手した。その後、昭和40年代から本格的に整備を進めてきた結果、現在は、膨大な施設を有する都市となり、利便性も向上したが、管理する施設の老朽化が進行している。

老朽化した施設の増加に対し、持続的に下水道機能確保を図るため、適切な維持管理による長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの最小化を図りながら、計画的な改築更新を実施する。

(1) 施設の現状

[30年以上経過した下水道施設]
(平成28年度末)

施設区分	割合
管渠 (暗渠)	56% (約2,740km/約4,925km)
ポンプ場	58% (38施設/66施設)
水処理センター	83% (5施設/6施設)

[30年以上経過した下水道施設]
(令和8年度末想定)

施設区分	割合
管渠 (暗渠)	77% (約3,780km/約4,925km)
ポンプ場	73% (48施設/66施設)
水処理センター	83% (5施設/6施設)



(2) 改築更新の基本的な考え方

1. 管渠

「福岡市下水道アセットマネジメント基本方針」（令和7年3月）により、改築更新の優先順位を定めたうえで計画的な改築更新を実施している。

◆改築更新の優先順位

- 優先順位1：古い規格の陶管（1973年以前）
- 優先順位2：テレビカメラ調査結果により改築判定となった管渠
 - ・腐食環境下におけるコンクリート系管
 - ・目標管理年数を迎えるヒューム管
- 優先順位3：優先順位1以外の陶管

2. 処理場・ポンプ場

「福岡市下水道アセットマネジメント基本方針」（令和7年3月）により、計画的な改築更新を実施している。計画的な改築更新を行うために、機能面での重要性と劣化状況の把握可否により、ストックを以下の3つの保全区分に分類をしている。

◆保全区分

- 状態監視保全：劣化状況を監視・予測しながら改築を計画する。
機能上重要であり、かつ劣化状況が把握可能なものに適用する。
例）送風機、汚泥脱水機、主ポンプ本体など主要機械

- 時間計画保全：一定の年数で改築を計画する。
機能上重要であるが、劣化状況が把握不可能であるもの。
例）受変電、負荷、監視制御設備など電気計装設備

- 事後保全：故障等の予兆が見られた時点で改築を計画する。
機能上重要でないものに適用する。
例）補機類、付帯設備、土木・建築資産など

7 都心部下水道主要施設再構築プラン

(1) 概要

都心部の下水道主要施設は、整備時期が早く、老朽化が進んでいる状況であるが、既存施設の用地が狭小で、現有用地内での建替え等の実施が困難であることから、ポンプ場の集約化等による一體的な再構築を行い、老朽化対策に加え、下水道施設の強靭化や、那珂川や博多川の環境改善等に貢献する。

(2) 施設計画

施設概要

施設名	計画
中部水処理センター（汚水ポンプ）	揚水能力 $7\text{m}^3/\text{s}$
福岡中央ポンプ場	揚水能力 $18\text{m}^3/\text{s}$
那珂川遮集幹線	管径 $\phi 2,000\text{mm}$ 、延長 約 1,900m
那珂川幹線	管径 $\phi 3,500\text{mm}$ 、延長 約 1,900m
第四遮集幹線	管径 $\phi 2,600\text{mm}$ 、延長 約 3,800m

位置図



(3) 事業期間および事業費

事業期間	令和6年度～令和25年度
事業費	約500億円

8 雨水整備 Do プラン 2026

(1) 目的

平成 11 年 6 月 29 日の豪雨で、浸水被害が重大であった地区（重点 55 地区）については、平成 30 年度までの完了を目指として浸水対策に取り組んできた結果、主要施設の整備が概ね完了している。一方で、重点 55 地区以外にも現在までに浸水被害が発生した地区があることから、「雨水整備 Do プラン 2026」を策定し、令和元年度以降も引き続き浸水対策に取り組む。

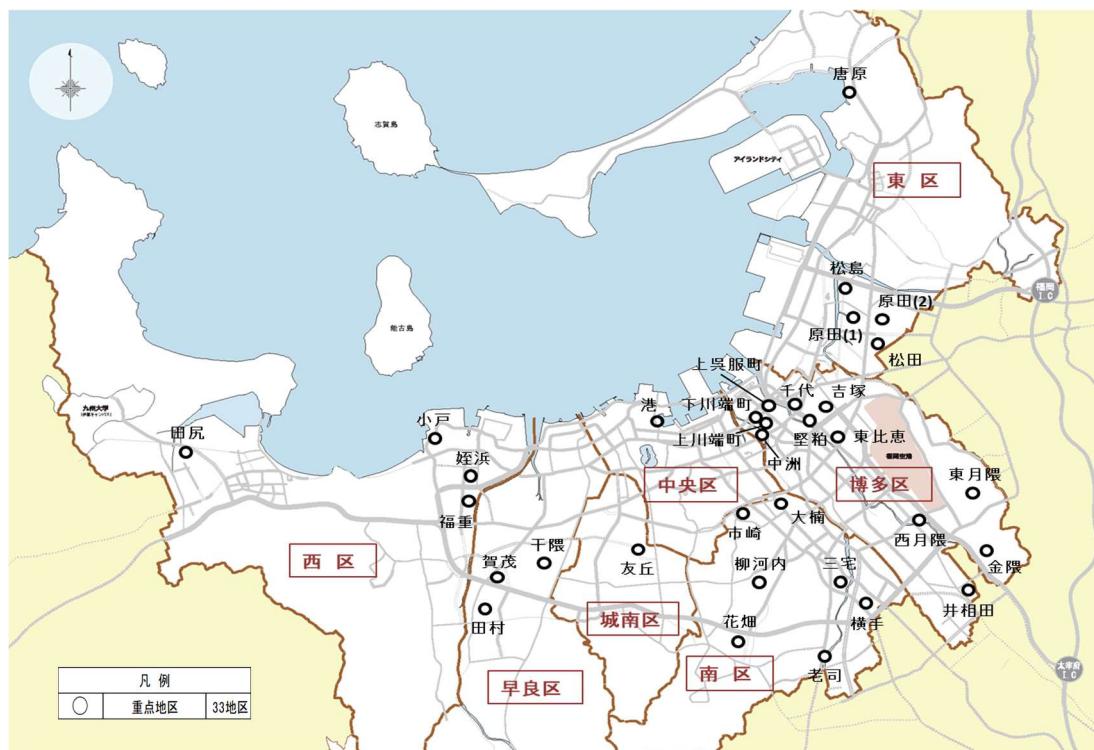
(2) 事業概要

平成元年度から平成 30 年度までの期間に、1 回の降雨で 5 棟以上の浸水被害が発生した地区を重点地区（33 地区）に位置付け、早期に対策を行い、浸水被害の軽減を図る。

対象地区	33地区
整備水準	59.1mm/時間（10年確率）
事業期間	令和元年度～令和8年度

(3) 重点 33 地区

行政区	地区数	重点地区
東区	5	唐原、松島、松田、原田(1)、原田(2)
博多区	12	金隈、東月隈、西月隈、井相田、吉塚、堅粕、東比恵、千代、上吳服町、上川端町、下川端町、中洲
中央区	1	港
南区	7	大楠、横手、三宅、老司、市崎、柳河内、花畠
城南区	1	友丘
早良区	3	干隈、賀茂、田村
西区	4	姪浜、小戸、福重、田尻
計	33	



9 雨水整備レインボープラン天神

都心部である天神周辺地区は、地下空間利用が高度に進み、都市機能が集積していることから、浸水による影響が極めて大きいため、雨水整備水準を博多駅周辺地区と同等（79.5mm/時間）まで引き上げた整備を進めることとして、平成21年度から着手している。

全体計画の完了までには多大な事業費と期間を要するため、段階的な整備として、まず第1期事業として、過去に浸水被害が重大であった天神・今泉、警固・薬院地区約100haを最優先に、10年確率（59.1mm/時間）に対応できる施設整備を平成30年度まで実施してきた。

令和元年度から第1期事業範囲に加え、市役所周辺や地下空間利用が高度に進んだ地区（約80ha）を含む約180haを対象区域として、第2期事業を実施している。

（1）排水計画の見直し

①雨水整備水準の見直し

雨水整備水準を、これまでの10年確率（59.1mm/時間）から、過去、浸水被害が重大であった平成11年6月29日の雨（79.5mm/時間）に引き上げて整備を行う。

②貯留・浸透型の施設整備

中部2号幹線等の貯留施設や浸透側溝などの浸透施設を整備し、雨水流出抑制を図る。

③分流化

浸水対策として新たに設置する雨水管と浸透側溝により、既存の合流式下水道の分流化を行い、浸水対策と合わせて合流式下水道の改善を行う。

総合的な浸水対策

●雨水整備水準

〔時間雨量〕 59.1mm → 79.5mm



（2）事業概要

◎全体計画

雨水整備水準	79.5mm/時間
対象区域	約260ha

○主要施設

①雨水幹線

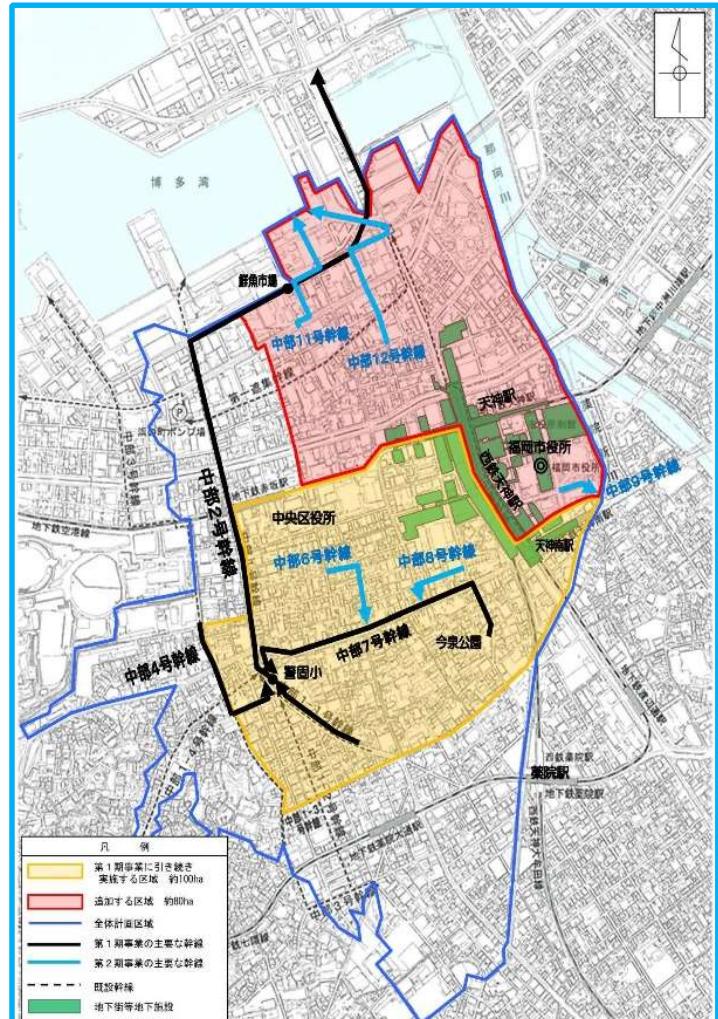
中部2、4～15号幹線等
φ5,000～1,650mm L=約7.7km

②ポンプ場

那の津ポンプ場（新設）
排水能力 約45m³/秒

③貯留施設

中部2号幹線



◎第2期事業

雨水整備水準	59.1mm/時間
対象区域	約180ha
事業年度	R1～R10

○主要施設

雨水幹線

中部6・8・9・11・12号幹線

10 雨水整備レインボープラン博多

平成 11 年 6 月 29 日の浸水被害を踏まえ、「雨水整備D o プラン」に基づき浸水対策を進めてきたが、平成 15 年 7 月 19 日には再度浸水被害を受けるなど、近年の降雨は予測し難い状況である。特に二度の甚大な浸水被害に見舞われた博多駅周辺地区については、積極的な取り組みを行う必要があつたため、排水計画の見直しを行い、これまでの流下型による雨水対策に加えて、貯留・浸透による雨水流出抑制を図ることとし、平成 16 年度から分流化事業と併せて着手した。

平成 24 年度に「博多駅北ポンプ場」等主要施設が全て完成し、供用を開始している。

(1) 排水計画の見直し

①雨水整備水準の見直し

雨水整備水準を、これまでの 10 年確率 (59.1mm/時間) から、過去、浸水被害が最も大きかった平成 11 年 6 月 29 日の雨 (79.5mm/時間) に引き上げて整備を行う。

②貯留・浸透型の施設整備

山王雨水調整池等の貯留施設や、浸透側溝などの浸透施設を整備し、雨水流出抑制を図る。

③分流化

浸水対策として新たに設置する雨水管と浸透側溝により、既存の合流式下水道の分流化を行い、浸水対策と合わせて合流式下水道の改善を行う。

総合的な浸水対策

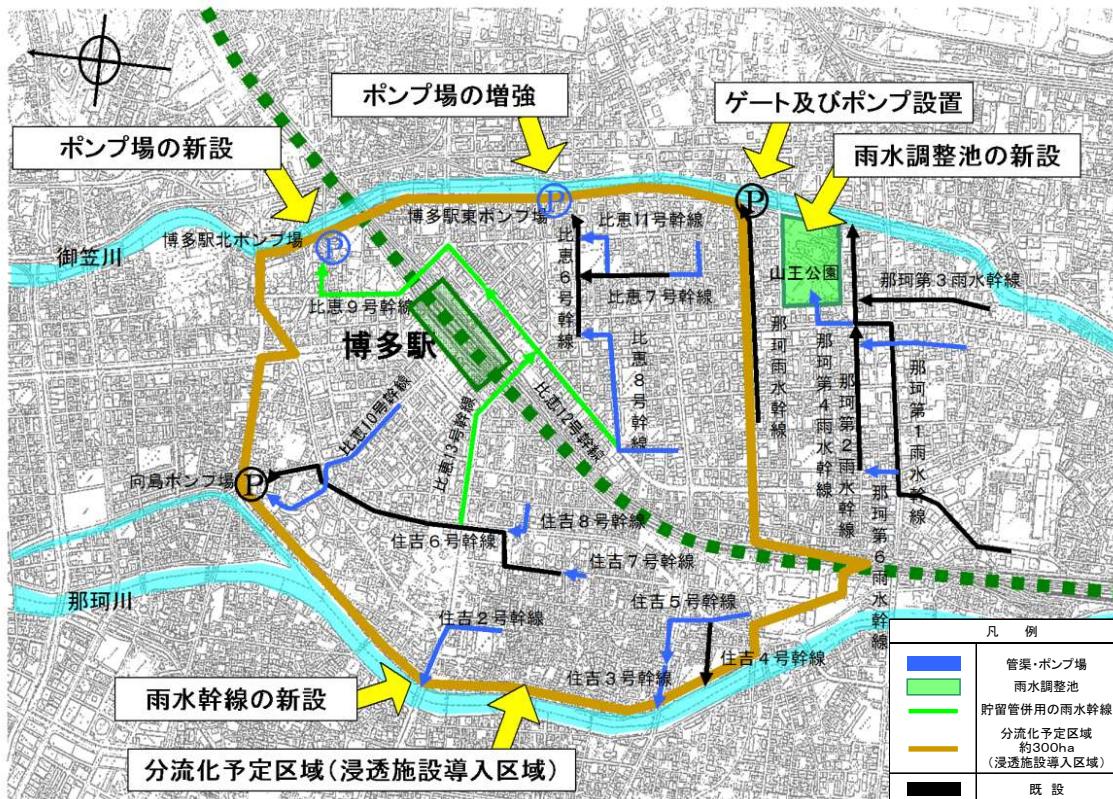
●雨水整備水準

【時間雨量】 59.1mm → 79.5mm



※雨水整備にあたっては、時間雨量 59.1 mm (10 年確率) に対応した施設整備を優先的に行い、平成 11 年 6 月 29 日の降雨である時間雨量 79.5 mm を将来的な目標とします。

(2) 事業概要



雨水幹線	比恵 8、9、10、11、12、13 号幹線、住吉 2、3、5、7、8 号幹線 等
ポンプ場	博多駅北ポンプ場（新設）、博多駅東ポンプ場（増強）、向島ポンプ場（増強）、山王ポンプ所（逆流防止ゲート、雨水調整槽）
貯留施設	比恵 9、12、13 号幹線（貯留管）、山王雨水調整池

11 水位周知下水道

■国の動き

近年、全国的に短時間高強度の豪雨が増加していることや、内水氾濫により甚大な社会経済被害が発生していることを踏まえ、平成27年に水防法が改正され、水位周知下水道制度が創設された。具体的には、下水道の水位により浸水被害の危険をあらかじめ周知する制度、及び、想定最大規模降雨(1000年に1度の規模相当)に対し内水浸水想定区域を指定する制度等が創設された。

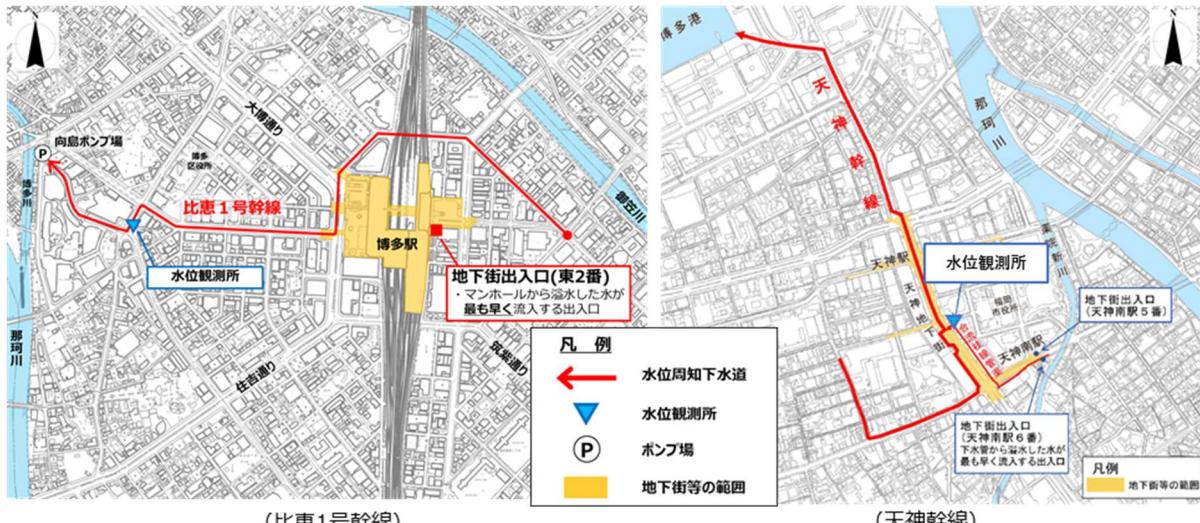
■本市の対応

かつて甚大な浸水被害が発生し、大規模な地下街を有する「博多駅周辺地区」及び「天神周辺地区」において、令和2年5月及び令和6年5月に水位周知下水道を指定し、想定最大規模降雨における内水浸水想定区域図を公表することで、内水氾濫に対するソフト対策を強化し、更なる浸水安全度の向上を推進した。

(1) 水位周知下水道の指定

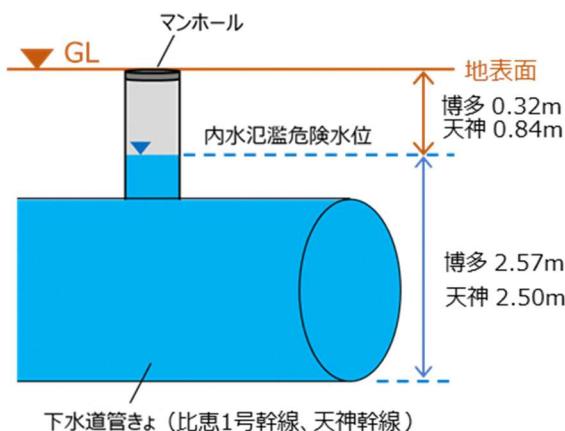
- ・水位周知下水道の指定は、博多駅周辺地区において「比恵1号幹線」を全国で初めて福岡市が指定。また、天神周辺地区において「天神幹線」を指定。
(指定日 博多駅周辺地区：令和2年5月28日、天神周辺地区：令和6年5月27日)
- ・博多駅周辺地区の排水を受け持つ「比恵1号幹線」、天神周辺地区の排水を受け持つ「天神幹線」において、「内水氾濫危険水位」を設定し、水位の観測を行う。
- ・水位が内水氾濫危険水位に到達した場合、地下街や要配慮者利用施設の管理者等に水位到達情報を伝達する。また、ホームページで水位情報をリアルタイムで閲覧できるようにした。
- ・水防法の規定に基づき、水位周知下水道等を指定すると、内水浸水想定区域に存在する地下街等の所有者または管理者は、「避難確保・浸水防止計画」の策定等が義務付けられ、水害への備えが充実するとともに、防災意識の向上が促進される。また、豪雨時に水位周知下水道の水位が内水氾濫危険水位に到達した場合、直ちに水位到達情報を地下街等の管理者へ伝達し、これらの管理者はこの情報を参考に、止水板をすみやかに設置するなど、地下空間利用者等のいのちを守るための適切な行動が確実に実施されることが促進される。

水位周知下水道(比恵1号幹線、天神幹線) 位置図



水位周知下水道	区間	水位観測所	内水氾濫危険水位
比恵1号幹線	博多区住吉1丁目6番地先～ 博多区博多駅東1丁目18番地先まで	博多 (博多区博多駅前3丁目の人孔内)	2.57m
天神幹線	中央区長浜3丁目4番地先～ 中央区大名1丁目12番地先まで	天神 (中央区天神1丁目的人孔内)	2.50m

水位観測所における内水氾濫危険水位



水位観測所の水位が内水氾濫危険水位に到達した時に、博多駅周辺は、地下街出入口（東2番）周辺のマンホールから溢水が始まり、その15分後には、この出入口周辺の水深が約40cmになることを想定しています。
天神周辺は、地下街出入口（天神駅南6番）周辺のマンホールから溢水が始まり、その15分後には、この出入口周辺の水深が約10cmになり、その後最大で約35cmになることを想定しています。

(2) 内水浸水想定区域図の公表

○概要

- ・水位周知下水道として指定した「比恵1号幹線」及び「天神幹線」の排水区域において、想定最大規模降雨（1000年に1度の規模相当、福岡市がある九州北西部地域は時間雨量153ミリ）により、浸水が想定される区域や浸水深などを示した内水浸水想定区域図を公表した。

○公表内容

- ・浸水が想定される範囲
- ・浸水した場合に想定される水深
- ・主要な地点(地下街の出入口付近)における一定の時間ごとの水深の変化

○公表日

- ・博多駅周辺地区：（当初）令和2年6月9日、（変更）令和6年5月27日

天神周辺地区：令和6年5月27日

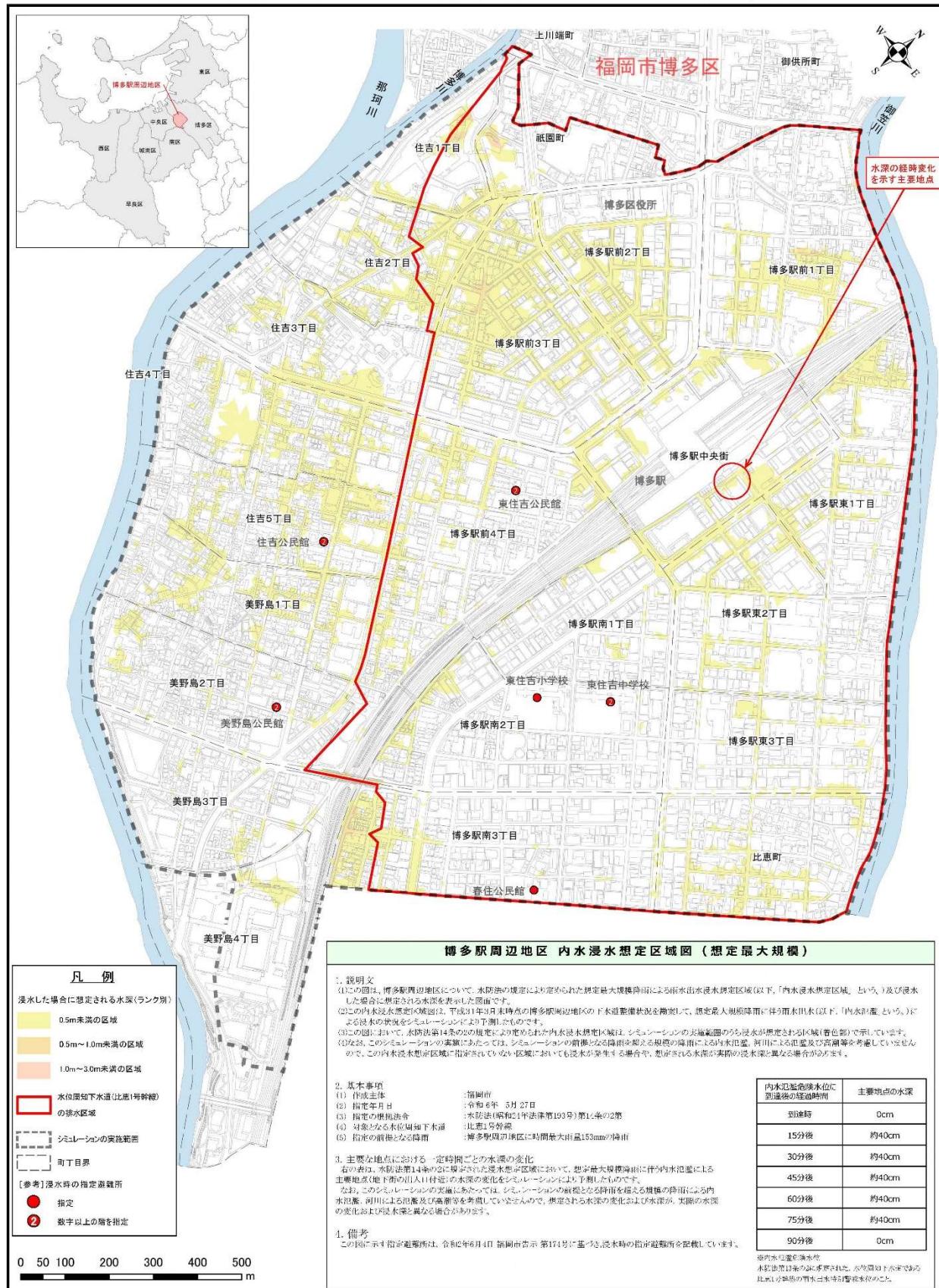
（区域図を公表することで区域の指定となる）

※福岡市ホームページの掲載ページ

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/keikaku/hp/sinsui-soutei.html>

(参考)

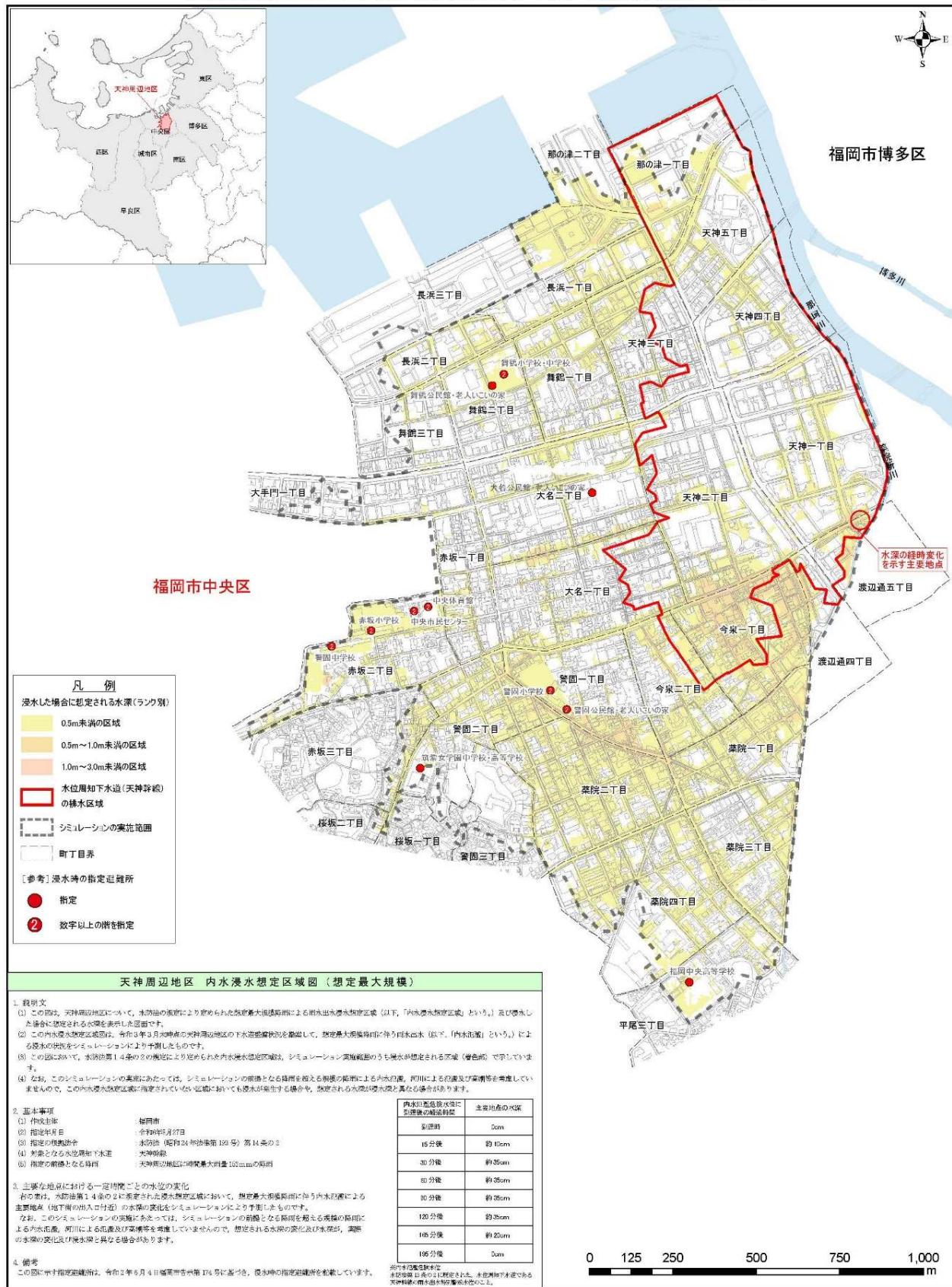
水防法第14条の2に基づく 博多駅周辺地区 内水浸水想定区域図(想定最大規模)



この地図の作成にあたっては、福岡市都市計画図(都計第340-1号)を使用しています。

(参考)

水防法第14条の2に基づく 天神周辺地区 内水浸水想定区域図(想定最大規模)



この地図の作成にあたっては、福岡市都市計画図（都計第340-1号）を使用しています。

12 地震対策

我が国は世界有数の地震国と言われており、直近では令和6年の「能登半島地震」や平成28年の「熊本地震」により、ライフラインのひとつである下水道施設についても甚大な被害が発生した。また、本市においても、平成17年に発生した「福岡県西方沖地震」により、市内の下水道施設に甚大な被害を受けた。

文部科学省の調査では、今後30年以内に「警固断層帯南東部を震源とする地震」が発生する確率は0.3~6%と、日本の主な活断層の中では高いグループに属している。

近年の全国的な地震の頻発や文部科学省の調査から、本市でも大規模な地震が起こってもおかしくない状況となっている。

地震により下水道機能が停止すると、市民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼすことから、下水道施設の耐震化は重要となっている。

<参考>

①近年の主要な地震

・1995年（平成7年）	阪神淡路大震災	最大震度7
・2004年（平成16年）	新潟県中越地震	最大震度7
・2005年（平成17年）	福岡西方沖地震	最大震度6弱
・2011年（平成23年）	東日本大震災	最大震度7
・2016年（平成28年）	熊本地震	最大震度7
・2018年（平成30年）	大阪北部地震	最大震度6弱
・2018年（平成30年）	北海道胆振東部地震	最大震度7
・2024年（令和6年）	能登半島地震	最大震度7

②福岡市周辺における断層帯

断層帯名称	警固断層帯 (南東部)	警固断層帯 (北西部)
地震発生確率 (30年以内)	0.3~6%	不明
最新活動時期	約3,400年前～約4,300年前	2005年福岡西方沖地震
平均活動間隔	約3,100年～約5,500年	不明

断層帯名称	福智山断層帯	西山断層帯 (西山区間)
地震発生確率 (30年以内)	ほぼ0%～3%	不明
最新活動時期	約28,000年前以後、約13,000年前以前	約13,000年前以後、概ね2,000年前以前
平均活動間隔	約9,400年～約32,000年	不明

断層帯名称	宇美断層帯	水縄断層帯
地震発生確率 (30年以内)	ほぼ0%	ほぼ0%
最新活動時期	約4,500年前以後	679年筑紫地震
平均活動間隔	約20,000年～30,000年	約14,000年程度

出典：主要活断層の長期評価結果一覧（令和7年1月1日）
(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)



福岡市地域防災計画（本編）（令和6年6月）

(1) 事業概要

(公社) 日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき対策を進める。

管渠

指針に定義される「重要な幹線等」に対して、施設の重要度や老朽度等を踏まえ優先順位を決定し、緊急輸送道路に埋設された管渠などについて、耐震診断を行いながら、計画的に対策を進める。令和6年能登半島地震では、防災拠点などの重要施設に接続する管渠等について、耐震化の重要性が明らかとなつたことから、これらの管渠の耐震化についても上下水道一体で計画的に進める。



地震により被災した福岡市内の管渠

ポンプ場・水処理センター

最も重要な人命保護の観点から、建築物の耐震化を最優先に進め、令和2年度末までに完了している。引き続き、被災時でも最低限必要とされる下水道機能を確保する観点から、揚水施設、沈殿施設、消毒施設の耐震化を優先的に進める。



液状化で沈下した西戸崎水処理センター
(福岡県西方沖地震)

(2) 被害状況等



能登半島地震の被害状況（珠洲市）

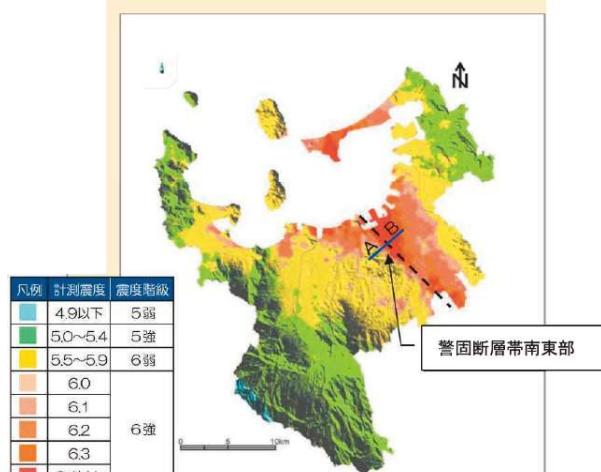


熊本地震の被害状況（益城町）

警固断層帯南東部で地震が起きた場合

凡例	計測震度	震度階級
■	4.9以下	5弱
■	5.0～5.4	5強
■	5.5～5.9	6弱
■	6.0	
■	6.1	
■	6.2	
■	6.3	
■	6.4以上	

断層の位置：警固断層帯南東部
断層の長さ：約27km程度
規模：マグニチュード7.2



警固断層を震源とする地震の想定震度
(出典:福岡市揺れやすさマップ(H20年4月))

III 下水道の現況と推移

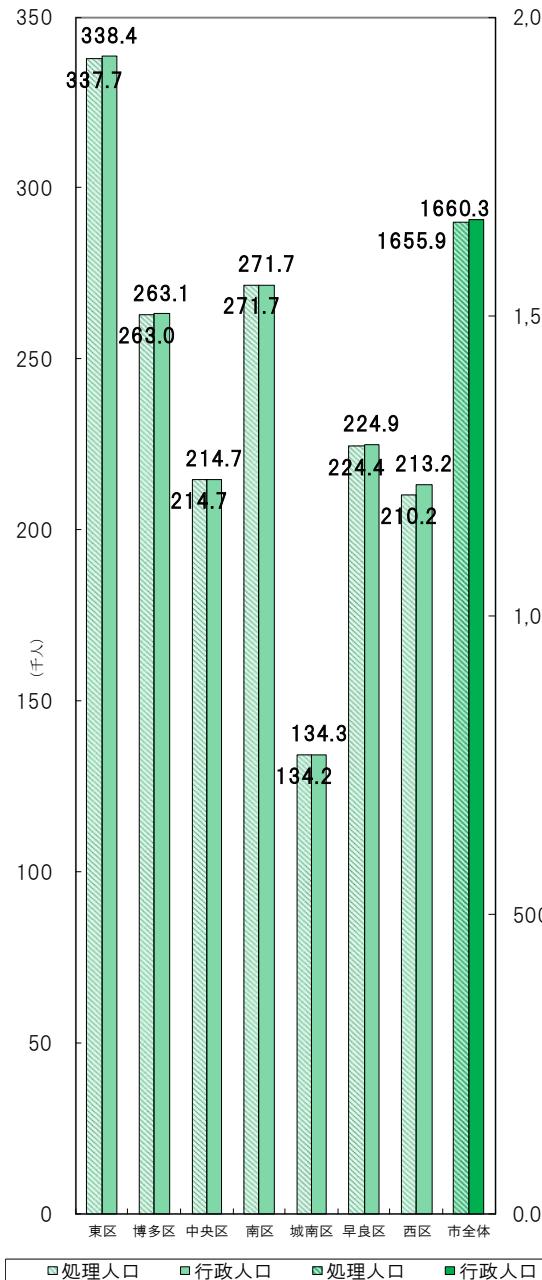
1 普及の現況と推移

令和6年度末現在、行政区域34,347ha*、市街地DID面積16,538ha、下水道事業計画区域17,425ha、総人口1,660,254人に対し下水道整備区域17,201ha、普及人口は1,655,940人。下水道事業計画区域面積に対する普及率98.7%、人口普及率99.7%である。

*行政区域面積は令和7年1月1日現在（国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」による）

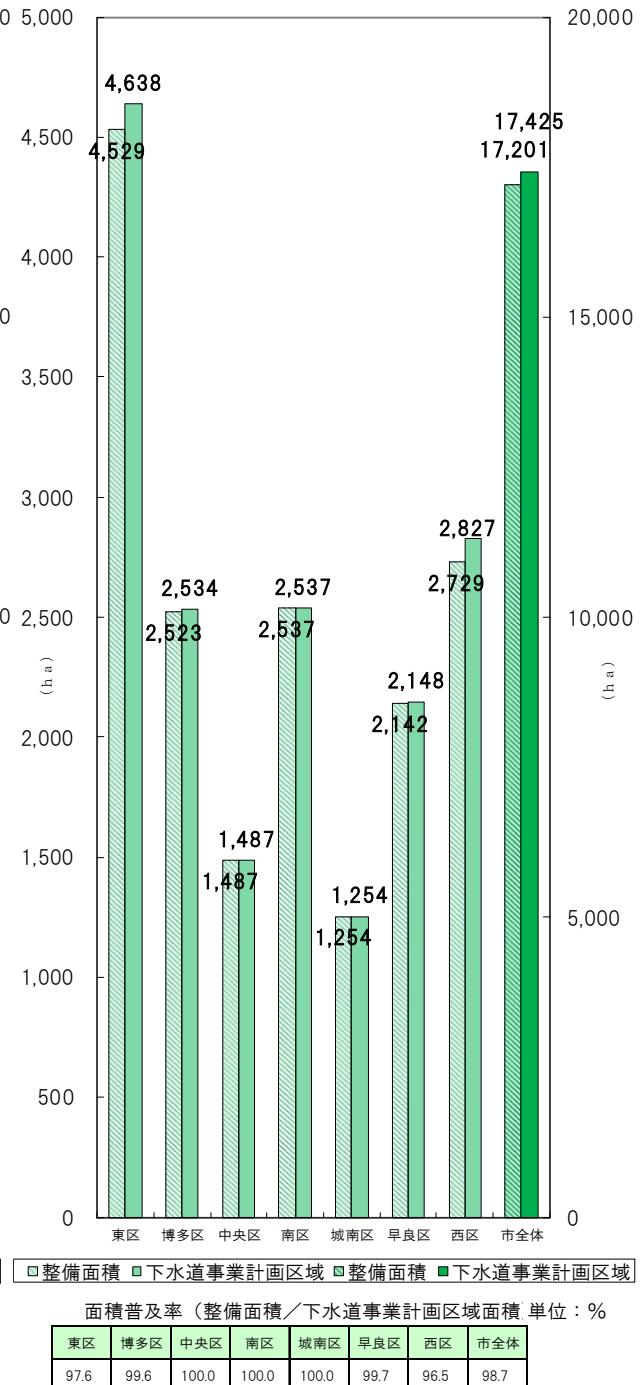
図III-1 人口普及率（行政区別）

（令和6年度末）



図III-2 面積普及率（行政区別）

（令和6年度末）



人口普及率（処理区域内人口／行政人口） 単位：%

東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	市全体
99.8	99.9	100.0	99.9	99.9	99.8	98.6	99.7

面積普及率（整備面積／下水道事業計画区域面積） 単位：%

東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	市全体
97.6	99.6	100.0	100.0	100.0	99.7	96.5	98.7

表III-1 行政区別下水道整備状況と普及率

行政区	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
行政区域面積	6,946	3,162	1,539	3,098	1,599	9,587	8,416	34,347
市街地DID面積	4,689	2,714	1,539	2,555	1,239	1,917	1,886	16,538
下水道事業計画区域	4,629	2,534	1,487	2,537	1,254	2,148	2,824	17,425
処理区域面積	22年度末	4,149	2,522	1,487	2,537	1,254	2,140	2,538
	23年度末	4,346	2,523	1,487	2,537	1,254	2,140	2,551
	24年度末	4,346	2,523	1,487	2,537	1,254	2,140	2,589
	25年度末	4,346	2,523	1,487	2,537	1,254	2,141	2,718
	26年度末	4,346	2,523	1,487	2,537	1,254	2,141	2,719
	27年度末	4,374	2,523	1,487	2,537	1,254	2,141	2,719
	28年度末	4,375	2,523	1,487	2,537	1,254	2,141	2,719
	29年度末	4,377	2,523	1,487	2,537	1,254	2,141	2,719
	30年度末	4,387	2,523	1,487	2,537	1,254	2,141	2,719
	元年度末	4,403	2,523	1,487	2,537	1,254	2,141	2,719
	2年度末	4,503	2,523	1,487	2,537	1,254	2,141	2,719
	3年度末	4,529	2,523	1,487	2,537	1,254	2,141	2,724
	4年度末	4,529	2,523	1,487	2,537	1,254	2,141	2,728
	5年度末	4,529	2,523	1,487	2,537	1,254	2,142	2,728
	6年度末	4,529	2,523	1,487	2,537	1,254	2,142	2,729
22年度末	行政人口	293,436	214,012	179,636	247,553	128,771	212,110	194,057
	処理人口	292,254	213,940	179,636	247,472	128,642	211,278	189,378
	人口普及率	99.6	99.9	100.0	99.9	99.9	99.6	99.5
23年度末	行政人口	296,465	216,779	183,314	249,183	129,207	213,335	196,531
	処理人口	295,337	216,712	183,314	249,074	129,087	212,540	191,936
	人口普及率	99.6	99.9	100.0	99.9	99.9	99.6	99.5
24年度末	行政人口	298,258	219,291	185,727	251,879	129,153	213,934	199,681
	処理人口	297,172	219,224	185,727	251,817	129,033	213,166	195,161
	人口普及率	99.6	99.9	100.0	99.9	99.9	99.6	99.6
25年度末	行政人口	301,569	222,791	189,337	253,323	129,640	215,266	202,757
	処理人口	300,688	222,734	189,337	253,234	129,532	214,670	198,805
	人口普及率	99.7	99.9	100.0	99.9	99.9	99.7	99.6
26年度末	行政人口	304,309	226,187	191,217	254,633	130,445	216,800	205,236
	処理人口	303,443	226,130	191,217	254,618	130,336	216,205	201,351
	人口普及率	99.7	99.9	100.0	99.9	99.9	99.7	99.6
27年度末	行政人口	307,931	231,121	193,594	256,794	130,564	217,920	207,145
	処理人口	307,086	231,063	193,594	256,787	130,456	217,363	203,331
	人口普及率	99.7	99.9	100.0	99.9	99.9	99.7	99.6
28年度末	行政人口	311,829	236,407	195,822	258,634	131,081	217,860	208,964
	処理人口	310,990	236,364	195,822	258,627	130,973	217,320	205,274
	人口普及率	99.7	99.9	100.0	99.9	99.9	99.8	99.6
29年度末	行政人口	314,550	240,867	198,273	260,647	131,367	218,484	210,790
	処理人口	313,742	240,824	198,273	260,598	131,270	217,955	207,198
	人口普及率	99.7	99.9	100.0	99.9	99.9	99.8	99.6
30年度末	行政人口	316,986	245,485	201,121	262,894	131,955	219,340	211,747
	処理人口	316,188	245,442	201,121	262,887	131,858	218,859	208,205
	人口普及率	99.7	99.9	100.0	99.9	99.9	99.8	99.7
元年度末	行政人口	320,855	250,333	204,081	265,390	132,620	220,304	212,154
	処理人口	320,065	250,290	204,081	265,383	132,523	219,780	208,718
	人口普及率	99.8	99.9	100.0	99.9	99.9	99.8	99.7
2年度末	行政人口	324,169	252,543	206,382	266,148	132,989	221,589	211,562
	処理人口	323,412	252,503	206,382	266,142	132,892	221,097	208,272
	人口普及率	99.8	99.9	100.0	99.9	99.9	99.8	99.7
3年度末	行政人口	326,237	252,472	208,440	266,678	132,820	221,783	211,463
	処理人口	325,492	252,432	208,440	266,671	132,723	221,298	208,224
	人口普及率	99.8	99.9	100.0	99.9	99.9	99.8	99.7
4年度末	行政人口	329,706	256,435	211,164	268,176	133,081	222,940	212,000
	処理人口	328,984	256,395	211,164	268,169	132,984	222,461	208,823
	人口普及率	99.8	99.9	100.0	99.9	99.9	99.8	99.7
5年度末	行政人口	333,468	259,657	212,537	269,805	133,586	224,080	212,730
	処理人口	332,800	259,617	212,537	269,798	133,489	223,609	209,610
	人口普及率	99.8	99.9	100.0	99.9	99.9	99.8	99.7
6年度末	行政人口	338,388	263,077	214,672	271,699	134,285	224,923	213,210
	処理人口	337,733	263,037	214,672	271,692	134,188	224,449	210,169
	人口普及率	99.8	99.9	100.0	99.9	99.9	99.8	99.7

※平成28年度計画値については、第9次福岡市基本計画(H24.12策定)で見直された人口予測値を基に算定したもの。

※平成17年度～平成22年度の行政人口、処理人口については、平成22年度の国勢調査結果による遡及値。

※平成22年度～平成27年度の行政人口、処理人口については、平成27年度の国勢調査結果による遡及値。

※平成27年度～令和2年度の行政人口、処理人口については、令和2年度の国勢調査結果による遡及値。

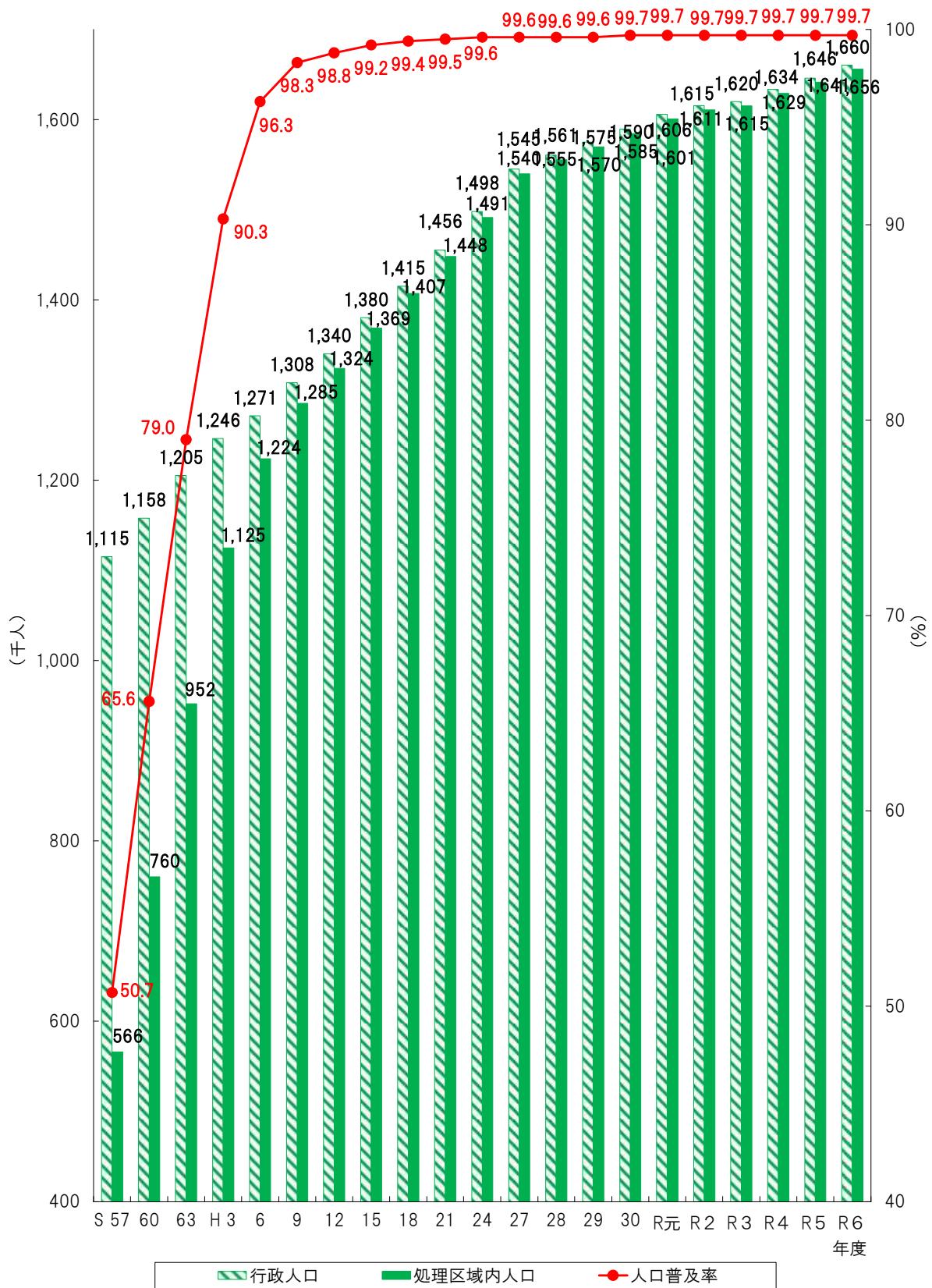
※市街地DID面積は令和2年度の国勢調査結果による。

表III-2 下水道事業の推移

年度	行政区域面積ha	処理区域面積ha	行政区域人口人	処理区域人口人	人口普及率%	水洗化人口人	水洗化率%	処理水量千m ³
51	33,523	3,301	1,019,957	352,300	34.5	336,450	95.5	—
52	33,549	3,523	1,037,239	374,700	36.1	347,300	92.7	—
53	33,553	3,809	1,052,679	392,800	37.3	359,000	91.4	—
54	33,558	4,117	1,069,655	428,500	40.1	378,200	88.3	—
55	33,561	4,707	1,085,197	461,800	42.6	410,100	88.8	106,322
56	33,561	5,376	1,099,756	510,100	46.4	443,841	87.0	101,395
57	33,563	6,050	1,115,289	565,900	50.7	484,860	85.7	101,922
58	33,564	6,838	1,130,131	620,900	54.9	534,311	86.1	109,863
59	33,591	7,682	1,143,287	680,600	59.5	592,226	87.0	105,661
60	33,682	8,677	1,157,917	760,100	65.6	641,465	84.4	119,749
61	33,712	9,689	1,174,716	827,300	70.4	716,865	86.7	117,569
62	33,712	10,611	1,191,499	892,800	74.9	778,902	87.2	124,273
63	33,818	11,346	1,205,254	952,100	79.0	836,999	87.9	129,044
元	33,639	12,313	1,220,774	1,021,100	83.6	897,354	87.9	133,126
2	33,639	13,289	1,232,527	1,075,500	87.3	954,036	88.7	130,336
3	33,640	13,800	1,246,346	1,125,000	90.3	998,966	88.8	145,992
4	33,650	14,400	1,257,337	1,171,600	93.2	1,048,811	89.5	139,735
5	33,650	14,711	1,265,239	1,198,300	94.7	1,095,363	91.4	160,363
6	33,681	15,014	1,271,336	1,224,000	96.3	1,132,323	92.5	131,967
7	33,682	15,257	1,280,545	1,245,400	97.3	1,155,248	92.8	149,151
8	33,759	15,481	1,294,421	1,260,700	97.9	1,182,754	93.8	152,930
9	33,759	15,628	1,308,134	1,285,300	98.3	1,206,264	93.9	169,728
10	33,827	15,716	1,319,214	1,298,800	98.5	1,240,343	95.5	165,968
11	33,829	15,786	1,329,099	1,310,200	98.6	1,277,157	97.5	168,823
12	33,938	15,894	1,340,306	1,324,300	98.8	1,296,615	97.9	167,992
13	34,000	16,107	1,353,866	1,338,960	98.9	1,315,213	98.2	177,348
14	34,003	16,239	1,367,233	1,354,400	99.1	1,331,668	98.3	170,753
15	34,060	16,286	1,380,205	1,368,620	99.2	1,348,095	98.5	175,528
16	34,060	16,522	1,389,996	1,379,760	99.3	1,360,479	98.6	181,296
17	34,060	16,542	1,402,039	1,393,400	99.4	1,375,832	98.7	167,784
18	34,060	16,590	1,415,253	1,407,200	99.4	1,391,539	98.8	188,407
19	34,096	16,596	1,430,758	1,423,100	99.5	1,408,213	98.9	172,254
20	34,111	16,599	1,441,993	1,434,500	99.5	1,421,030	99.0	177,498
21	34,132	16,602	1,455,583	1,448,300	99.5	1,436,283	99.1	180,635
22	34,132	16,627	1,469,575	1,462,600	99.5	1,450,963	99.2	184,541
23	34,170	16,838	1,484,814	1,478,000	99.5	1,466,095	99.3	182,493
24	34,170	16,876	1,497,923	1,491,300	99.6	1,479,278	99.3	176,641
25	34,170	17,006	1,514,683	1,509,000	99.6	1,496,176	99.4	179,526
26	34,338	17,007	1,528,827	1,523,300	99.6	1,510,383	99.4	177,108
27	34,339	17,035	1,545,069	1,539,680	99.6	1,532,757	99.5	188,337
28	34,339	17,036	1,560,597	1,555,370	99.6	1,548,893	99.5	192,151
29	34,339	17,038	1,574,978	1,569,860	99.6	1,563,669	99.6	176,797
30	34,346	17,048	1,589,528	1,584,560	99.7	1,578,802	99.6	175,772
元	34,346	17,064	1,605,737	1,600,840	99.7	1,595,511	99.7	182,412
2	34,346	17,164	1,615,382	1,610,700	99.7	1,605,933	99.7	182,295
3	34,346	17,195	1,619,893	1,615,280	99.7	1,610,843	99.7	180,114
4	34,347	17,199	1,633,502	1,628,980	99.7	1,624,988	99.8	172,201
5	34,347	17,200	1,645,863	1,641,460	99.7	1,637,678	99.8	187,505
6	34,347	17,201	1,660,254	1,655,940	99.7	1,652,447	99.8	186,112

- 平成 17 年度～平成 22 年度の行政人口、処理人口については、平成 22 年度の国勢調査結果による遡及値。
- 平成 22 年度～平成 27 年度の行政人口、処理人口については、平成 27 年度の国勢調査結果による遡及値。
- 平成 27 年度～令和 2 年度の行政人口、処理人口については、令和 2 年度の国勢調査結果による遡及値。

III 下水道の現況と推移



- 平成 17 年度～平成 22 年度の行政人口、処理人口については、平成 22 年度の国勢調査結果による遡及値。
- 平成 22 年度～平成 27 年度の行政人口、処理人口については、平成 27 年度の国勢調査結果による遡及値。
- 平成 27 年度～令和 2 年度の行政人口、処理人口については、令和 2 年度の国勢調査結果による遡及値。

2 施設の現況

市内には、下水処理場が 7ヶ所あり、御笠川浄化センターは、県管理の処理場である。これらの合計処理能力は、令和 6 年度末現在 1 日あたり 1,000,000 m³である。

表III-3 処理場（7カ所）

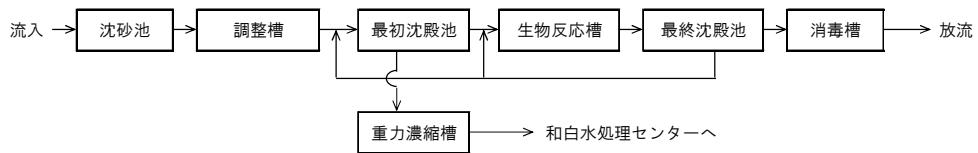
令和 7 年 3 月末現在

処理場名及び所在地	事業計画敷地面積(ha)	処理開始年月日	処理方式	放流先水域名	放流先環境基準(mg/L)	処理面積	現有処理能力	排除方式	参考処理人口(人)
						事業計画面積(ha)	事業計画処理能力(m3/日)		
西戸崎 東区大字西戸崎243-1	3.0	S56.7.1	凝聚剤添加活性汚泥法	博多湾	COD 3.0 T-N 0.6 T-P 0.05	154	6,500	分流式 一部合流式	7,492
						154	6,500		
和白 東区塩浜3丁目2500	5.9	S50.1.1	嫌気好気活性汚泥法	博多湾	COD 3.0 T-N 0.6 T-P 0.05	1,347	52,700	分流式	101,717
			嫌気無酸素好気法			1,418	52,700		
東部 東区松島6丁目16-1	10.3	S50.4.1	嫌気好気活性汚泥法	宇美川	BOD 5.0	3,651	145,300	分流式 一部合流式	290,586
			嫌気無酸素好気法			3,689	145,300		
中部 中央区荒津2丁目2-1	7.3	S41.7.1	嫌気好気活性汚泥法	博多湾	COD 3.0 T-N 0.6 T-P 0.05	2,715	300,000	合流式 一部分流式	408,010
			嫌気無酸素好気法			2,715	300,000		
西部 西区小戸2丁目5-1	21.0	S55.12.24	嫌気好気活性汚泥法	博多湾	COD 2.0 T-N 0.6 T-P 0.05	4,859	184,300	分流式 一部合流式	448,786
			嫌気無酸素好気法			4,908	184,300		
新西部 西区学園通3丁目2149番地	12.5	H26.3.4	凝聚剤併用型 ステップ流入式 3段硝化脱窒法 + 急速ろ過	瑞梅寺川	BOD 2.0	1,164	15,400	分流式	66,501
						1,219	15,400		
御笠川 博多区那珂4丁目5-1	18.1	S50.5.1	標準活性汚泥法	御笠川	BOD 8.0	3,311	(295,800)	分流式	332,848
			嫌気無酸素好気法			3,322	(281,600)		
合計						17,201	(1,000,000)		1,655,940
						17,425	(985,800)		

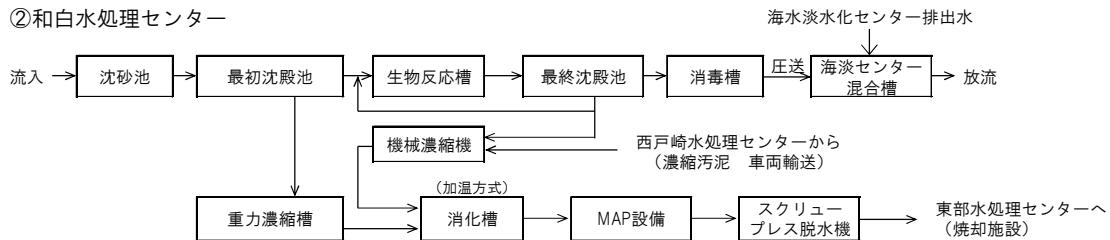
※① 処理能力は、流域処理場全体分

図III-3 処理場フローシート(令和7年3月末現在)

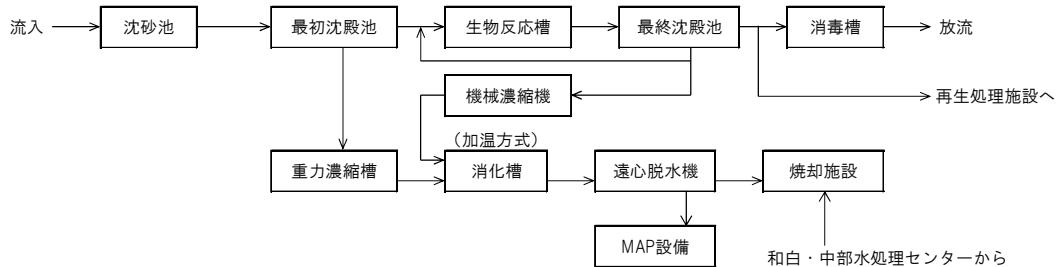
①西戸崎水処理センター



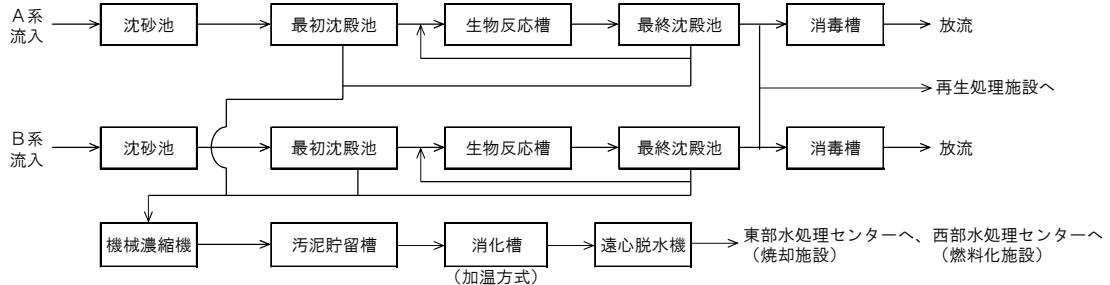
②和白水処理センター



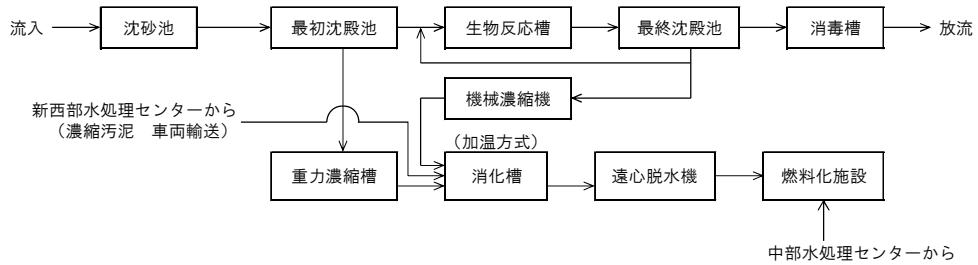
③東部水処理センター



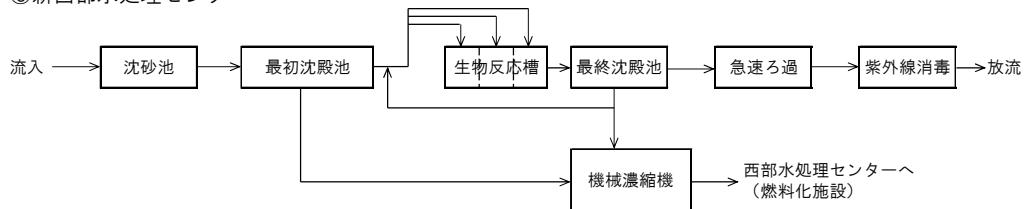
④中部水処理センター



⑤西部水処理センター



⑥新西部水処理センター



表III-4 下水道事業計画（旧認可）に位置付けたポンプ場（稼働中 57 施設）（令和7年3月末現在）

処理区	名称	運転開始年月	目的	汚水ポンプ					雨水ポンプ					雨水放流先
				口径mm	ポンプ能力m³／分	現有台数	計画台数	現況能力m³／分	口径mm	ポンプ能力m³／分	現有台数	計画台数	現況能力m³／分	
西～3箇所	大岳	S56.9	雨水排除用						800 400	105 20	2 2	2 2	250	博多湾
	西戸崎	S36.4	汚水中継用	150	2.1	3	3	6.3						
	志賀島	H6.3	汚水中継用	100	1.09	3	3	3.27						
和白～3箇所	奈多第1	S56.9	雨水排除用						1650 800 600	441 110 55	2 1 2	2 1 2	1102	博多湾
	塩浜	H16.6	雨水排除用						1000 600	136 41.5	3 2	3 2	491	博多湾
	アイランドシティ	H23.4	汚水中継用	200	3.6	4	4	14.4						
東部～18箇所	菅松第1	S49.8	雨水排除用						1800 1800 1350 900 350	420 390 232 100 14.5	1 1 2 1 2	1 1 2 1 2	1403	宇美川
	菅松第3	S59.4	雨水排除用						1400	35	2	2	70	多々良川
	坂本町	S44.4	雨水排除用						1000 900	140 100	1 3	1 3	440	宇美川
	菅松第2	S59.4	雨水排除用						1200 900 450	233 150 25	2 1 2	2 1 2	666	宇美川
	東浜第1	H15.4	雨水排除用						1350 700	220 70	3 2	3 2	800	博多湾
	東浜第2	H14.4	雨水排除用						800 400	82.1 20.4	2 2	2 2	205	博多湾
	城浜	S56.9	雨水排除用						1350 700	202 63	1 2	1 2	328	博多湾
	松崎第1	S62.4	雨水排除用						1000 1000 500	136 122 23.5	1 1 2	1 1 2	305	多々良川
	松崎第2	H16.4	雨水排除用						2600 1300	125 25	2 2	2 2	300	多々良川
	津屋	H14.4	雨水排除用						700 350	59.6 12.3	2 2	2 2	143.8	多々良川
	米田	S53.6	雨水排除用						1350 1350 900	220 287 85	1 2 2	1 2 2	964	宇美川
	菅松第4	H14.4	雨水排除用						1200 600	200 42	2 2	2 2	484	宇美川
	堅粕第1	S59.4	雨水排除用						1350 900	309 95	3 2	3 2	1117	御笠川
	堅粕第3	H4.4	雨水排除用						1000 600	130 40	1 2	1 2	210	御笠川
	原田	S61.4	雨水排除用						700 1500	70 400	2 3	2 3	1340	須恵川
	原田北	H13.4	雨水排除用						250	9	2	2	18	宇美川
	香椎浜	H13.4	汚水中継用	100	0.69	3	3	2.07						
南部～4箇所	箱崎	R2.3	雨水排除用						1650	436	3	3	1308	博多湾
	月隈	H5.3	汚水中継用	200	3.87	3	3	11.61						
	那珂	S61.11	雨水排除用						800	78.4	3	3	235.2	諸岡川
	山王ポンプ所	H16.10	雨水排除用						600	40	3	3	120	御笠川
中部～17箇所	三宅	R2.9	雨水排除用						1000 500	150 32.4	2	2	364.8	那珂川
	向島上欄(A)系下欄(B)系	S42.1	雨水排除用						1000 1200	187 227	2	2	1267	博多川 那珂川
		H16.8	雨水排除用						1350	222	3	3		博多川
	築地町	S45.4	汚水中継用 雨水排除用	600 800	45 90	1 2	1 2	225	900	110	2	2	220	那珂川
	浜の町	S41.7	汚水中継用	800 600 450	90 50 25	2 2 2	2 2 2	330						

処理区	名称	運転開始年月	目的	汚水ポンプ					雨水ポンプ					雨水放流先
				口径mm	ポンプ能力m³/分	現有台数	計画台数	現況能力m³/分	口径mm	ポンプ能力m³/分	現有台数	計画台数	現況能力m³/分	
中部 （17箇所）	草ヶ江	S35.4	汚水中継用 雨水排除用	500	29	2	2	58	1200	195	2	2	980	樋井川
	田島	S46.4	汚水中継用 雨水排除用	150	2.5	2	3	5	500	28	3	3	84	樋井川
	城西	S44.4	汚水中継用 雨水排除用	500	27	3	3	81	1200	240	3	3	720	樋井川
	藤崎	S38.4	汚水中継用 雨水排除用	300	10	3	3	30	300	12.3	2	2	606.6	金屑川
	梅光園	S38.4	汚水中継用 雨水排除用	600	42	3	3	126	400	17	2	2	532	樋井川
	沖浜	S59.6	汚水中継用	250 150	5.6 2.8	2 2	2	16.8						
	博多駅東	S61.4	雨水排除用						600 1350	70 323	2	2	786	御笠川
	高宮	H1.6	汚水中継用 雨水排除用	200	5	2	2	10	800 400	87 17.5	2	2	209	那珂川
	菰川	H10.4	雨水排除用						1650	348	4	4	1392	博多湾
	鳥飼	H22.4	雨水排除用						1500 700	298.2 61.2	2	2	718.8	樋井川
	城西第2	H22.4	雨水排除用						900	145.5	2	2	291	樋井川
	鳥飼第2	S58.6	雨水排除用						600	45.9	3	3	137.7	樋井川
	博多駅北	H24.6	雨水排除用						800 1650	76.8 376.2	2	2	906	御笠川
	田島第2	H31.3	雨水排除用						700	68.4	3	3	205.2	樋井川
西部 （11箇所）	飛石町	S48.4	雨水排除用						500 1350	30 264	2	2	852	金屑川
	神功町	S48.4	雨水排除用						250	7.3	3	3	21.9	十郎川
	興徳寺	S45.4	雨水排除用						1400 1400 500	353 260 30	3	3	1379	名柄川
	姪の浜	S55.12	雨水排除用						1500 1000 800 600 500	379 150 90 45 30	2	2	1298	博多湾
	弁天町	S59.4	雨水排除用						500 400	30 17	3	3	124	室見川
	野添	S60.4	雨水排除用						1000 800	150 75	3	3	600	名柄川
	今宿	H2.9	汚水中継用	400 300	20.24 9.5	2 2	2	59.5						
	原第1	H3.4	雨水排除用						1200 600	180 40	2	2	440	金屑川
	原第2	H4.4	雨水排除用						1900	67.5	2	2	135	汐入川
	能古	H11.2	汚水中継用	100	0.76	2	2	1.52						
新西部 （1箇所）	室見	H15.4	雨水排除用						1800 1500 600	450 300 39	2	2	1278	室見川
	田尻	H19.4	雨水排除用						2600	138	3	3	414	今津湾
	稼働箇所数			汚水中継用 16 箇所					雨水排除用 48 箇所					
合計	排水能力		現況	981.25					28,262.00					
	(m³/分)		計画	983.75					27,985.80					

※予備機を含む

※向島ポンプ場は1箇所でカウント

※下水道事業計画（旧認可）に位置付けたポンプ場のうち未稼働施設は1箇所（那の津）
計画中

表III-5 雨水滞水池等（5施設）

(令和7年3月末現在)

処理区	名称	運転開始年月	目的	滯水池容量 m3	調整槽容量 m3	ポンプ設備			
						口径 mm	能力 mm3/分	現有台数	計画台数
中部	草ヶ江雨水滞水池	H5.4	雨天時の放流負荷削減	2,000	—	150	2.1	3	3
	菰川雨水滞水池	H13.12	雨天時の放流負荷削減	35,000	—	200	7.3	4	4
南部	山王1号雨水調整池	H18.6	浸水対策	—	約13,000	—	—	—	—
	山王2号雨水調整池	H18.6	浸水対策	—	約15,000	80 300	0.6 9.5	1 2	1 2
東部	東比恵雨水調整池	H22.4	浸水対策	—	7,500	80 150	0.8 2.3	1 2	1 2

表III-6 下水道事業計画（旧認可）が不要なポンプ場（12施設）

(令和7年3月末現在)

ポンプ場名	目的	ポンプ排水能力	放流先水域名	運転開始年月
出来町	汚水中継	3	—	S43.5
弓田(1)	雨水排除	60	諸岡川	S48.10
堅粕	"	15.4	御笠川	S49.6
警固	"	60	博多湾	S53.11
駅南	"	82.8	御笠川	S54.6
隅田第1	"	9	"	S56.10
諸岡	"	30	諸岡川	S57.4
白浜	"	10.2	博多湾	S57.7
隅田	"	50.1	御笠川	S63.4
席田	"	1.4	吉塚新川	H3.4
東浜ふ頭	汚水中継	6	—	H12.4
板付北	雨水排除	10.1	那珂古川	H18.8
合計	12箇所	338		

表III-7 マンホール形式ポンプ場（61施設）

(令和7年3月末現在)

ポンプ場名	目的	排水能力(m3/分)	運転開始年月
雑餉隈第1	汚水中継	0.360	S60.4
雑餉隈第2	"	1.000	S60.11
柏原第1	"	0.740	H元.4
柏原第2	"	0.960	H元.4
香椎駅東	"	0.450	H3.4
谷口	"	0.640	H5.4
蒲田	"	0.220	H20.10
重留	"	0.600	H8.4
別府	"	0.600	H21.4
花畠園芸公園	"	0.900	H8.4
三田橋	"	0.900	H8.4
長峰第1	"	0.300	H9.4
長峰第2	"	0.300	H9.4
野間大池	"	0.300	H10.4
片江	"	0.270	H10.8
西戸崎1丁目	"	0.270	H10.12
内野第1	"	0.720	H10.12
今宿青木	"	0.690	H11.4
能古第3	"	0.400	H11.4

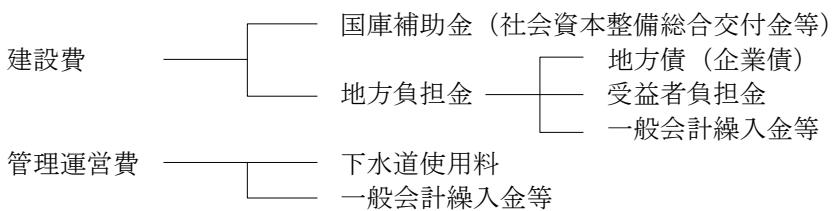
ポンプ場名	目的	排水能力(m ³ /分)	運転開始年月
脇山第1	汚水中継	0.600	H11.4
脇山第2	"	0.200	H11.4
立花寺	"	0.333	H11.12
金武	"	0.300	H12.2
輝国	"	0.100	H12.3
桧原	"	0.400	H12.6
石釜第2	"	0.250	H12.8
友丘	"	0.270	H12.8
羽根戸	"	0.700	H13.4
飯盛	"	0.700	H13.4
能古第1	"	0.440	H13.4
能古第2	"	0.252	H13.4
能古第4	"	0.280	H13.4
小笠木第1	"	0.500	H13.6
西第1	"	0.270	H13.8
石釜第1	"	0.250	H13.8
脇山第3	"	0.400	H11.8
田	"	0.480	H14.8
今宿第2	"	0.450	H14.10
今津第2	"	1.760	H14.10
山田橋	"	1.200	H13.4
西山田橋	"	0.900	H13.4
小笠木第3	"	0.160	H15.10
橋本	"	0.400	H15.12
小笠木第2	"	0.283	H16.1
徳永第1	"	0.850	H16.9
西油山	"	0.270	H16.11
樋井川	"	0.160	H15.4
日佐	"	0.270	H15.4
若久	"	0.270	H17.8
今津第3	"	0.329	H17.11
石釜第3	"	0.280	H18.4
石釜第4	"	0.280	H18.4
石釜第5	"	0.280	H18.4
上ノ原	"	0.300	H21.2
飯氏	"	0.300	H21.4
千里	"	0.159	H24.4
那の津	"	1.670	H24.4
飯氏第2	"	0.300	H24.4
蒲田第2	"	0.200	H26.4
西第2	"	0.300	H26.4
雁ノ巣	"	1.080	R元.10
合計	61箇所	29.796	

下水管渠汚泥処理場名	目的	処理能力(m ³ /日)	運転開始年月
蒲田スラッジリサイクルセンター	下水管渠汚泥処理	60.0	R3.4
合計	1箇所	60.0	

IV 下水道事業の財政

1 財源のしくみ

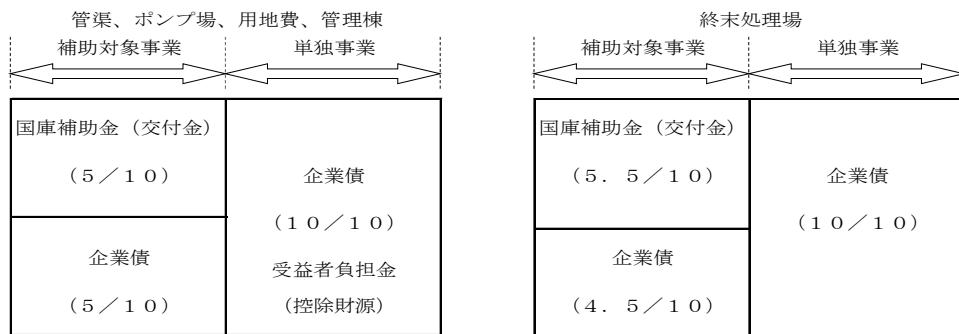
下水道事業を執行・運営していくためには、建設費及び管理運営費（「維持管理費」と減価償却費及び支払利息の「資本費」）が必要となる。その財源は主に次のとおりである。



(1) 建設費の財源

下水道の建設財源は、国庫補助金（交付金）、地方債等で構成されている。

図IV-1 公共下水道の建設財源内訳



(2) 管理運営費の財源

処理場、管渠等の管理運営のための維持管理費や資本費のうち、汚水処理に係る経費については、一部の経費を除いて原則として下水道使用料（私費）で賄うことになっている。一方、雨水排除に係る経費については、一般会計（公費）で負担することになっている。

図IV-2 下水道の果たす役割と経費負担

雨水公費・汚水私費の原則

雨水の排除	汚水の排除	汚水の処理
一般会計（公費負担）	下水道使用料（私費負担）	下水道使用料（私費負担）

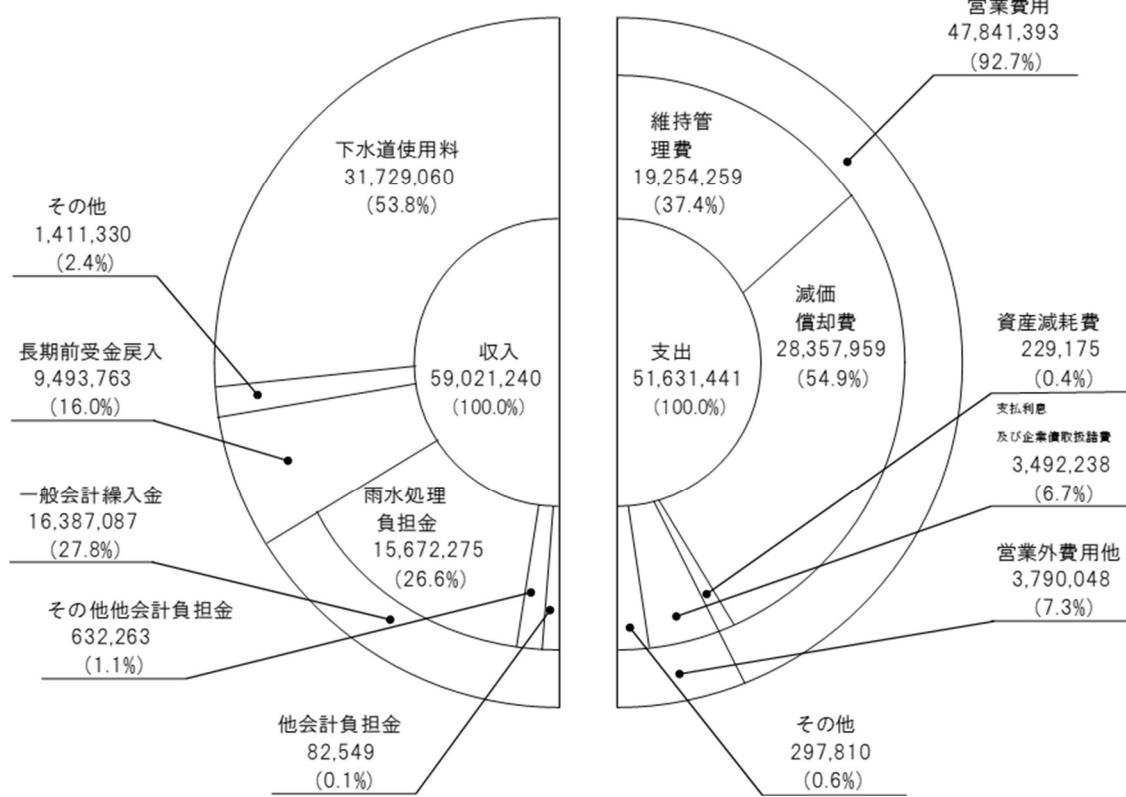
2 財政状況

令和7年度の予算（規模）は、対前年度比1.0%増の総額約1,166億円を計上した。これは市全体の5.5%を占めている。管理運営に関する収益的収支のうち、収入の主なものは下水道使用料が317億円、一般会計からの繰入金が164億円となっており、支出は維持管理費が193億円、減価償却費や企業債利息等の資本費が321億円である。建設費に関する資本的収支のうち、収入の主なものは企業債174億円、国庫補助金67億円、一般会計繰入が43億円で、支出は建設改良費311億円、企業債償還金が208億円となっている。

収益的収支では、維持管理費の節減や、企業債線上償還による支払利息軽減効果等により、単年度損益58億円の利益となる予定である。一方、資本的収支においては、建設投資の主たる財源である企業債の残高は着実に減少してはいるものの3,056億円にのぼり、元金償還金が多額であることから、償還財源が不足するため、内部留保資金及び利益剰余金の積立金で賄うこととしている。

図IV-3 令和7年度下水道事業会計当初予算（収益的収支）

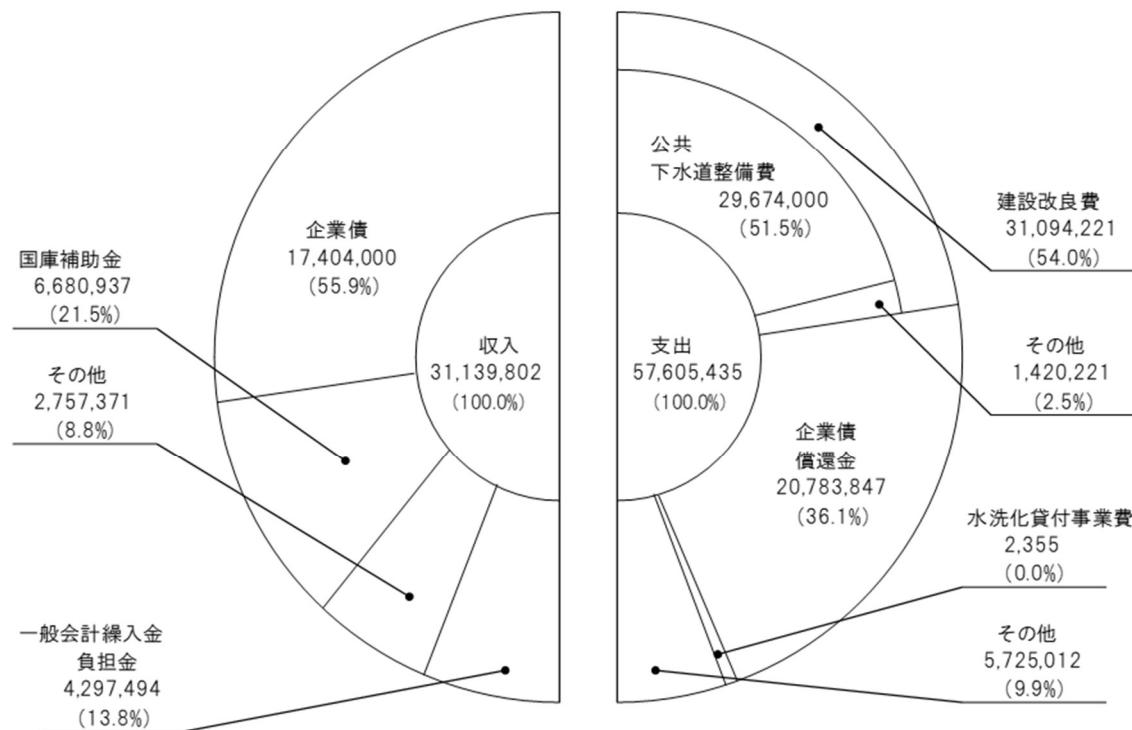
(単位：千円)



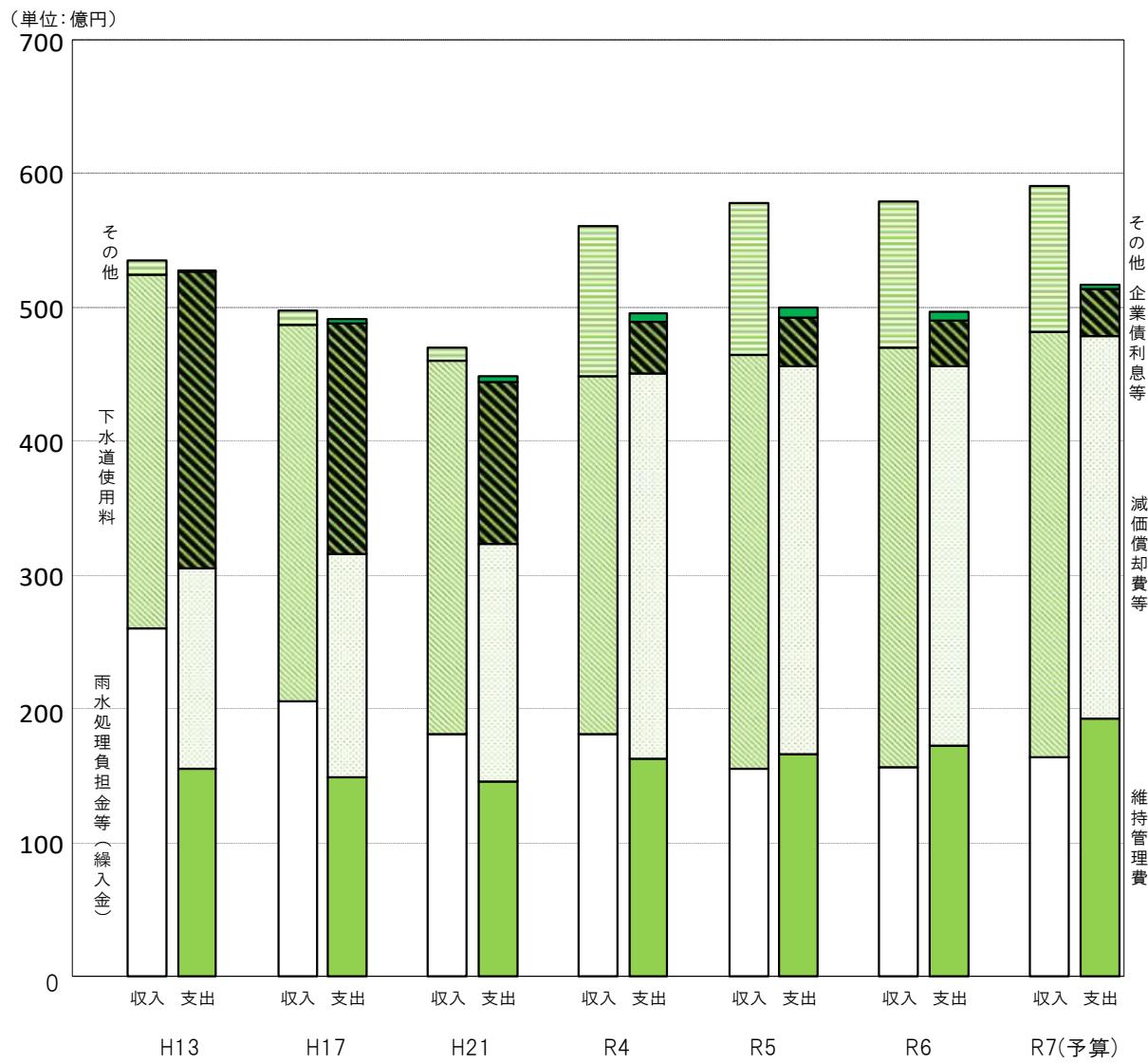
図IV-4 令和7年度下水道事業会計当初予算（資本的収支）

(単位：千円)

資本的収支の不足額26,465,633千円は、当年度損益勘定留保資金等で補填する。



図IV-5 下水道事業収益・下水道事業費用の推移

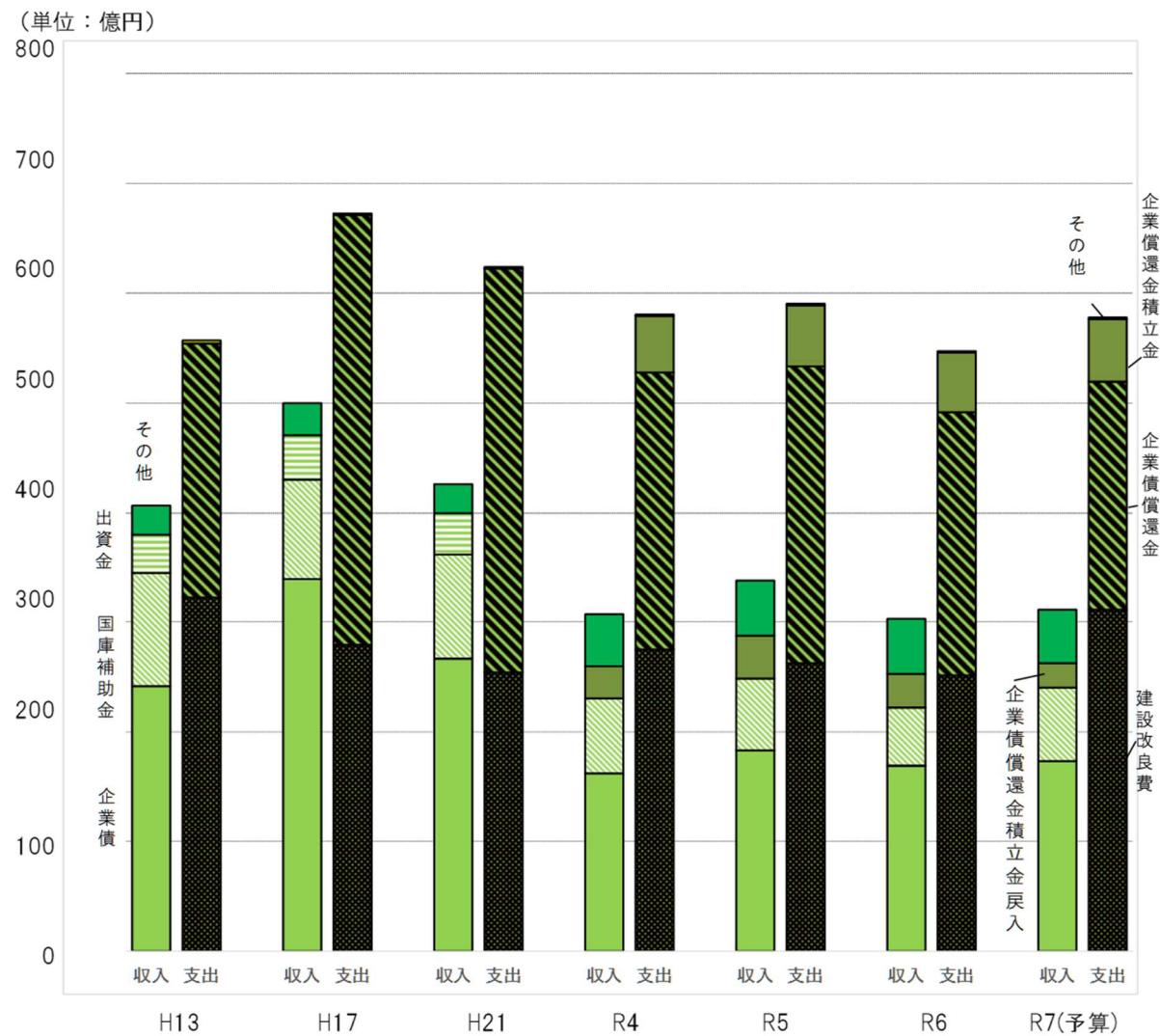


区分		H13	H17	H21	R4	R5	R6	R7(予算)
下水道事業収益	下水道使用料	26,424	28,097	27,831	26,803	30,874	31,334	31,729
	雨水処理負担金等(繰入金)	26,027	20,591	18,121	18,056	15,573	15,632	16,387
	その他	1,035	1,009	977	11,235	11,293	10,893	10,905
	計(A)	53,486	49,697	46,929	56,094	57,740	57,859	59,021
下水道事業費用	維持管理費	15,555	14,923	14,559	16,306	16,576	17,244	19,254
	減価償却費等	14,987	16,617	17,758	28,687	28,971	28,333	28,587
	企業債利息等	22,079	17,266	12,097	3,950	3,638	3,367	3,492
	その他	81	276	396	590	764	644	298
	計(B)	52,702	49,082	44,810	49,533	49,949	49,588	51,631
差引(A)-(B)		784	615	2,119	6,561	7,791	8,271	7,390

※1) 地方公営企業会計制度改正(平成26年度から適用)に伴い増加したもの。

※2) 企業債現債高の減等に伴い減少したもの。

図IV-6 資本的収入・資本的支出の推移

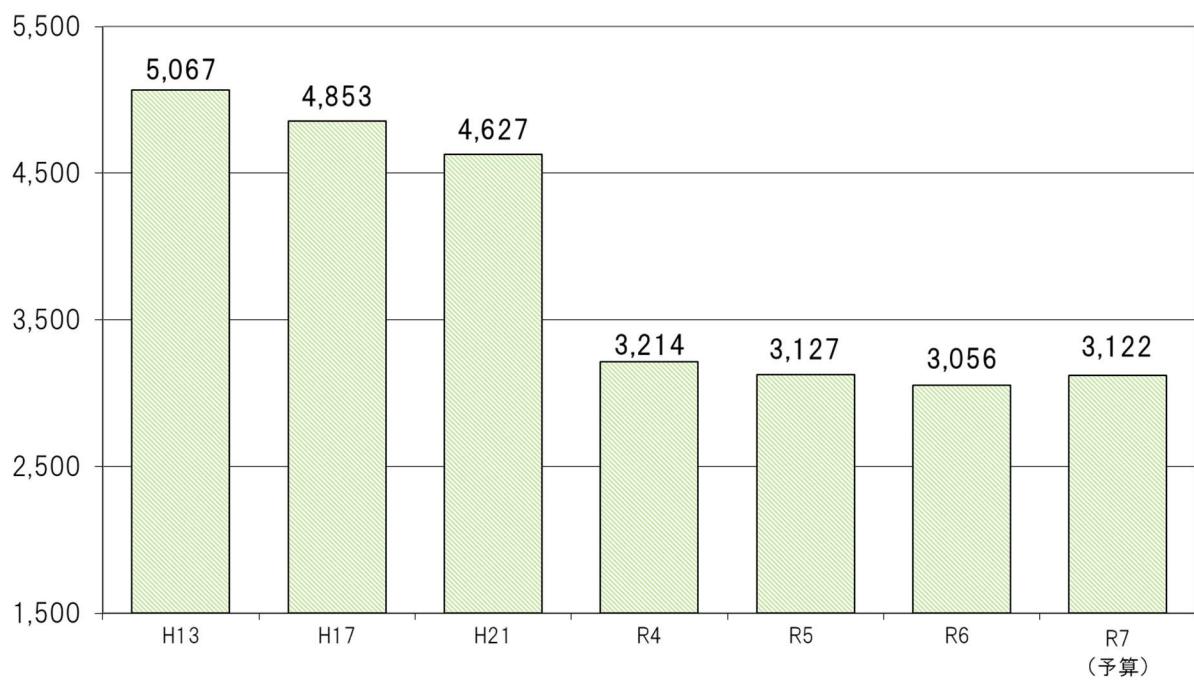


区分		H13	H17	H21	R4	R5	R6	R7(予算)
資本的収入	企業債	24,258	33,883	26,689	16,285	18,390	16,884	17,404
	国庫補助金	10,284	9,086	9,457	6,736	6,485	5,362	6,681
	他会計出資金	3,384	4,108	3,790	-	-	-	-
	企業債償還金積立金戻入	-	-	-	2,985	3,890	3,036	2,245
	その他	2,701	2,873	2,597	4,715	5,036	5,080	4,810
	計(A)	40,627	49,950	42,533	30,721	33,801	30,362	31,140
資本的支出	建設改良費	32,327	27,911	25,474	27,599	26,217	25,174	31,094
	企業債償還金	23,016	39,220	36,784	25,095	27,101	23,910	20,784
	企業債償還金積立金	-	-	-	5,253	5,532	5,509	5,714
	その他	276	95	53	3	4	5	13
	計(B)	55,619	67,226	62,311	57,950	58,854	54,598	57,605
差引(A)-(B)		△14,992	△17,276	△19,778	△27,229	△25,053	△24,236	△26,465

※ 令和7年度は当初予算額である。

図IV-7 年度末現債高

(単位：億円)



表IV-1 下水道事業会計の企業債の状況

(単位：百万円)

区分	借入金	償還金			年度末現債高
		元金	利子	計	
H13	24,258	20,684	22,188	42,872	506,661
H17	33,883	41,323	17,295	58,618	485,269
H21	26,689	37,290	12,109	49,400	462,741
R4	16,285	25,095	3,966	29,061	321,375
R5	18,390	27,101	3,652	30,753	312,664
R6	16,884	23,910	3,382	27,292	305,638
R7(予算)	27,311	20,784	3,504	24,288	312,165

※ 令和7年度の借入額には、令和6年度からの繰越額9,907百万円を含む。

※ 元金償還金には、市債管理基金積立取崩分を含む。

※ 利子には、公債諸費及び建設利息を含む。

3 下水道事業受益者負担金制度

下水道の整備により、生活環境の改善、利便性、快適性の向上等が図られ、土地の資産価値や利用価値が増大し、権利者に利益をもたらす。この権利者に生じた利益は、公費の投入によって生じたものであり、この土地に権利を有する者とそれ以外の者との受益に伴う負担の公平を図るため、受益者に建設費の一部を負担いただき、下水道整備の促進を図ることがこの制度の目的である。

本市では、昭和 44 年に下水道事業受益者負担金制度を採用し、令和 7 年度は新規賦課面積 22ha、新規賦課予定額 36,083 千円のうち令和 7 年度調定分を含め、調定額 35,228 千円（令和 2 年度～令和 7 年度）を見込んでいる。

（1）賦課対象区域

年度内に下水道の整備を予定し、公告した区域

（2）賦課対象者

賦課対象区域内の土地の所有者、地上権者、質権者、使用借主又は賃借人

（3）負担金の額

賦課対象区域の公告の日現在、受益者が所有し又は地上権等を有する土地の面積に 1 平方メートル当たり 250 円を乗じて得た額

（4）負担金の納付方法

負担金は 5 年分割で 1 年を 4 期に分け 20 回払い、初年度は第 3 期から始まる。

期 別	納 期	期 別	納 期
第 1 期	7 月 15 日～同月末日	第 3 期	12 月 15 日～同月末日 翌年
第 2 期	9 月 15 日～同月末日	第 4 期	2 月 15 日～同月末日

（5）一括前納報奨金

一括納付した場合、期別納付額に 1,000 分の 5 及び前納月数の累計を乗じて得た額

（6）負担金の徴収猶予

本市では、徴収猶予の制度を設けており、その内容は次のとおりである

項 目	期間	説 明	更 新	取 消
1. 農地等	1 年	現に耕作されている農地等で新たに賦課されるもの（1 筆全部が耕作されているもの）	1 年経過後もなお耕作中のものは、申請により 1 年間を限度として延長する。	
※福岡都市計画生産緑地	1 年	生産緑地法第 3 条に基づく生産緑地	生産緑地の行為制限が解除されるまで、申請により 1 年毎に延長する。	
2. 私道関係	1 年	私道の所有者が排水設備の設置を承諾しないため、公共下水道の利用ができない受益者	1 年経過後もなお設置できないときは、申請により、設置できるまで、1 年毎に延長する。	猶予の事由が消滅したときは、取消すものとする。
3. 裁判上の係争地	1 年	土地の所有権、賃貸借権等について争っている受益者	1 年経過後もなお決着がつかないときは申請により、判決確定まで 1 年毎に延長する。	
4. 災 害・盜 難・その他の事故	1 年	火災等の被災者		
5. その他	1 年	上記以外に特に必要と認めるものは、その都度決定する。		

(7) 負担金の減免

負担金は、土地の利用目的等によって減免基準を設けており、その内容は次のとおりである。

対象となる土地	減免率	摘要	該当例
1. 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地	100%	都市計画法第4条に規定する公共施設の用地	道路、公園、河川等
2. 国有地及び国が使用している土地	(1) 国立学校用地	75%	学校教育法第1条に規定する学校
	(2) 国立社会福祉施設用地	75%	社会福祉法第2条に規定する事業のために設置する施設 救護、更生、養護、授産施設等
	(3) 警察法務収容施設用地	75%	
	(4) 一般庁舎用地	50%	庁舎、局舎等
	(5) 国立病院用地	25%	
	(6) 企業用財産用地	25%	国有林野等
	(7) 有料の国家公務員宿舎用地	25%	
	(8) 文化財用地	100%	文化財保護法に基づき指定された文化財の用地及び建物その他の工作物の敷地
3. 地方公共団体が所有し又は使用している土地	(1) 公立学校用地	75%	学校教育法第1条に規定する学校 高校、中学校、小学校、養護学校等
	(2) 公立社会福祉施設用地	75%	社会福祉法第2条に規定する事業のために設置する施設 保育所等
	(3) 一般庁舎用地	50%	市庁舎、県庁舎、警察署、保健所等
	(4) 公立病院用地	25%	市民病院等
	(5) 企業用財産用地	25%	地方公営企業法第2条に規定する事業の施設 水道事業等
	(6) 有料の地方公務員宿舎用地	25%	
	(7) 文化財用地	100%	文化財保護法に基づき指定された文化財の用地及び建物その他の工作物の敷地
4. 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	(1) 都市計画法に基づく計画決定がなされたもの	25%	
	(2) 都市計画法に基づく事業認可がなされたもの又は事業認可を受けていないが事業認可に準じた事業がなされているもの	100%	事業実施確定済 買収等についての説明・協力要請済 買収予定面積の算出済の場合
5. 国及び地方公共団体が公用に供することを予定している土地	2・3を準用	予定施設の用途目的による	

対象となる土地		減免率	摘要	該当例
6.公営鉄道が所有し、又は使用している土地	(1)踏切	100%		
	(2)線路用地	50%		
	(3)施設用地	25%	(職員宿舎を除く)	局舎、駅舎、プラットホーム、駅前広場等
7.民営鉄道用地	(1)踏切	100%		
	(2)線路用地	50%		
8.国立大学等の用地		75%	国立大学法人法に基づく国立大学法人等が設置する国立大学及び大学共同利用機関の用地	九州大学等
9.学校法人が設置する学校及び各種学校の土地	(1)学校用地	50%	私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する学校	私立の大学、高校、中学校、小学校、幼稚園等
	(2)各種学校用地	25%	上記の学校法人及び私立学校法第64条第4項に規定する法人が設置する各種学校	予備校等
10.社会福祉法人が設置する施設の土地	社会福祉施設用地	50%	社会福祉法に規定する社会福祉法人が同法第2条に規定する事業を行う施設	私立保育所等
11.日本郵政公社が所有し、又は使用している土地		25%	日本郵政公社がその事業を行うために使用する用地	郵便局等
12.宗教法人の境内地		50%	宗教法人法に規定する宗教法人の境内地	神社、寺院等の境内地
13.墓地		100%	墓地埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地	
14.緑地保全地区		100%	都市緑地保全法に基づき指定された土地（住居部分は除く）	
15.公衆用道路として使用する土地		100%	公道から公道へ通じる私道で固定資産税が非課税のもの	
16.公共下水道の利用が著しく困難な土地	がけ地等	実状に応じて25%から100%	がけ地（傾斜が30°以上高さ5m以上のもの）などの場合	
17.地域の自治団体が共用に供する土地		50%		町内の集会所、消防団倉庫等
18.公共下水道の事業費を負担したもの			実状に応じて都度減免率を決定する	
19.公の扶助を受けている受益者	受給期間中の納期に係るもの	100%	生活保護法による扶助を受けている者	
20.その他、特に減免の必要があると認めたときは、市長が別に定める。			その都度実状に応じて決定する	

表IV-2 年度別受益者負担金賦課・収入状況

賦課年度	賦課面積(ha)	受益者数(人)	賦課額(千円)	A調定額(千円)	B収入額(千円)	C総事業費(千円)	B/A(%)	A/C(%)
昭和44～56	5,150	77,254	4,325,715	3,611,923	3,443,305	217,223,000	95.3	1.7
57	600	8,764	728,043	564,546	520,096	37,857,000	92.1	1.5
58	900	10,147	1,033,840	755,225	696,915	39,672,000	92.3	1.9
59	862	13,785	1,319,225	1,000,260	922,417	40,624,000	92.2	2.5
60	938	16,630	1,524,022	1,095,337	1,040,520	41,835,000	95.0	2.6
61	892	12,143	1,409,041	1,150,408	1,094,364	41,283,000	95.1	2.8
62	837	14,312	1,449,654	1,352,589	1,302,395	44,325,000	96.3	3.1
63	744	12,049	1,240,465	1,321,556	1,271,087	40,020,000	96.2	3.3
平成元	848	10,277	1,197,896	1,255,916	1,198,095	36,335,700	95.4	3.5
2	870	9,797	1,057,499	1,107,138	1,055,600	33,830,000	95.3	3.3
3	469	6,560	727,948	932,387	884,369	33,544,900	94.8	2.8
4	194	3,461	297,102	711,847	672,515	41,693,100	94.5	1.7
5	468	7,929	779,305	858,226	819,922	45,362,800	95.5	1.9
6	161	3,676	341,845	614,556	576,048	36,263,000	93.7	1.7
7	222	4,081	372,228	541,463	519,175	38,299,889	95.9	1.4
8	146	2,751	262,851	393,453	376,266	35,172,700	95.6	1.1
9	133	1,969	189,078	313,135	300,354	34,932,058	95.9	0.9
10	139	1,323	170,423	281,635	267,276	44,235,599	94.9	0.6
11	162	1,263	175,560	233,118	221,335	38,104,399	94.9	0.6
12	101	635	87,233	169,895	160,904	32,912,862	94.7	0.5
13	81	721	87,998	136,183	127,617	32,700,122	93.7	0.4
14	112	1,170	155,296	183,885	177,479	28,512,966	96.5	0.6
15	85	793	120,475	138,466	130,292	28,218,528	94.1	0.5
16	104	721	135,220	177,016	170,653	26,633,550	96.4	0.7
17	67	475	106,430	136,760	132,605	25,879,765	97.0	0.5
18	70	599	88,613	133,362	129,482	24,828,465	97.1	0.5
19	64	289	85,544	332,847	328,371	24,783,885	98.7	1.3
20	28	158	57,028	90,144	87,364	23,828,255	96.9	0.4
21	55	315	94,666	108,835	106,502	22,803,919	97.9	0.5
22	25	217	35,997	55,296	53,593	24,375,909	96.9	0.2
23	36	191	52,408	68,391	67,389	22,624,466	98.5	0.3
24	40	429	79,226	86,499	85,871	22,949,330	99.3	0.4
25	26	306	45,518	49,975	49,282	20,975,486	98.6	0.2
26	27	260	47,203	54,064	53,442	22,354,902	98.8	0.2
27	24	89	34,961	42,274	41,687	22,246,822	98.6	0.2
28	41	120	60,948	66,902	66,683	22,342,345	99.7	0.3
29	8	96	16,192	18,810	18,621	23,417,804	99.0	0.1
30	41	122	51,667	52,898	52,796	23,507,927	99.8	0.2
令和元	32	61	25,704	26,337	26,220	27,643,044	99.6	0.1
2	32	95	38,501	39,164	39,084	27,595,124	99.8	0.1
3	9	88	17,607	17,609	17,548	24,670,908	99.7	0.1
4	11	192	24,616	24,502	24,456	26,359,235	99.8	0.1
5	8	129	14,934	13,592	13,402	24,922,173	98.6	0.1
6	5	98	10,957	11,662	11,600	23,976,372	99.5	0.1
計	15,867	226,540	20,176,682	20,330,086	19,354,997	1,551,677,309	95.2	1.3

- (注) 1. 賦課面積は、公告面積。受益者数、賦課額は3月末。
 2. 調定額及び収入額は61年度からの企業会計移行に伴い現年度のみを計上。
 3. 59年度以前の調定額は農地等による徴収猶予額を含む。
 4. 59年度以前の収入額は5月末、60年度以降は3月末。
 5. 金額は千円未満切り捨て。
 6. 平成8年度以降の総事業費は再生水利用下水道事業を含む。

4 排水設備普及制度

下水道法第11条の3の規定により処理開始公示後3年以内に水洗便所に改造することが、また福岡市下水道条例第4条の規定により、供用開始後6ヵ月以内に排水設備を設置することが義務づけられている。

(1) 資金貸付・助成・補助制度

既設くみ取り便所から水洗便所への改造や、既設し尿浄化槽の切り替え工事、私道や低地に排水設備（私道下水道）を設けるときには、福岡市水洗便所改造資金貸付規則、福岡市私道排水設備助成要綱、福岡市低地排水設備助成要綱、福岡市水洗便所改造補助金交付要綱に基づき、一定要件のもとに次のような貸付、助成、補助を行っている。

	条 件	金 額
水洗便所改造資金貸付金	<ul style="list-style-type: none"> ①処理区域内の家屋の所有者又は改造について所有者の承諾を受けた家屋の使用者であること。 ②改造工事の費用を一時に負担することが困難であること。 ③貸付けを受けた資金の償還能力を有すること。 ④一定の職業又は相当の資産を有する連帯保証人（市長が特に必要と認めた場合を除き、本市に住所を有する者に限る。）を1人以上立てることができる者であること。 ⑤処理区域の公示があった日から原則として3年以内に改造工事をする者であること。 ⑥市税を滞納していないこと。 	<p>改造しようとする便所1カ所につき430,000円以内とする。</p> <p>※貸付金の償還期限は、貸付けた日の属する月の翌月から40ヵ月以内（繰上償還は可）</p> <p>※無利息</p> <p>※便所1カ所とは大便器1個を意味する。</p>
私道排水設備助成金	<ul style="list-style-type: none"> ①設備工事をした場合の当該設備の利用可能戸数の2分の1以上が設備工事完了後、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設し尿浄化槽の切替工事を行うものであること。 ②私道に2以上の当該宅地が接していること。 ③設備工事費の助成を受けようとする者が下水道受益者負担金及び市税を滞納していないこと。 ④私道の敷地所有者、地上権者その他の利害関係者の承諾が得られること。 	<p>設備工事費の助成金の額は、別に定める算定方式により算定した工事費総額の3分の2以内の額とする。</p> <p>ただし、利用可能戸数の全戸がくみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設し尿浄化槽の切替工事を行う場合は、工事費総額の5分の4以内の額とする。</p>
低地排水設備助成金	<ul style="list-style-type: none"> ①設備工事をした場合、工事完了とともに、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設し尿浄化槽の切替工事を行うものであること。 ②設備工事費の助成を受けようとする者が、官公署、会社及びその他法人でないこと。 ③設備工事費の助成を受けようとする者が、下水道受益者負担金及び市税を滞納していないこと。 ④ポンプ施設の設置に要する敷地の土地所有者、地上権者、その他の利害関係者の承諾が得られること。 	<p>設備工事費の助成金の額は、別に定める算定方式により算定し、市長が認定した工事費の全額とする。</p>
水洗便所改造補助金 生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> ①生活保護法第11条第1項に定める保護を受けている者 ②改造に係る家屋を所有し、又は使用する者であること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 使用する者にあっては、家屋所有者の承諾を受けていること。 	<p>改造家屋1戸に対し、便所1カ所とし、255千円に100分の110を乗じて得た額以内とする。</p>
水洗便所改造補助金 その他	<ul style="list-style-type: none"> ①当該改造にかかる家屋の所有者、又は改造について所有者の承諾を得た当該家族の使用者であること。 ②自己及び配偶者の前年度の市県民税の合算額が523,500円以下の者であること。 	<p>大便器1個につき工事費用の額に100分の110を乗じて得た額（改造工事費用が255,000円を超えるときは255,000円に100分の110を乗じて得た額）の3分の2に相当する額。</p> <p>限度額187,000円。</p>

(2) 水洗化あっせん委員制度

下水の処理区域内において、排水設備の設置工事、くみ取り便所の水洗便所への改造工事又は既設し尿浄化槽の切り替え工事をしようとするときに、それを阻害する関係者との間に生じる、いろいろな問題点を調整するため、弁護士・民事調停委員・不動産鑑定士等の専門的知識を持つ委員が、公正・中立な立場から水洗化できる最も良い方法をあっせんする。

表IV-3 水洗便所改造資金貸付金等の推移

種別年 度	水洗便所改造		水洗便所改造補助金				私道排水設備		低地排水設備	
	資金貸付金		生活保護世帯		※同和対策事業		助成金		助成金	
	個 件 数	千円 金 額	件 数	千円 金 額	個 件 数	千円 金 額	件 数	千円 金 額	件 数	千円 金 額
S52～H5計	99,188	15,116,884	601	106,992	1,793	199,128	836	196,294		
6	3,189	829,407	5	1,279	54	8,569	17	6,392		
7	2,346	610,444	9	2,310	76	13,163	9	3,773		
8	1,958	548,433	4	1,145	85	14,518	7	2,353		
9	1,690	482,744	6	1,910	111	19,372	5	2,490	1	1,466
10	1,353	372,779	6	1,647	112	19,626	11	6,063	0	0
11	1,170	319,916	4	1,226	48	8,568	6	2,706	0	0
12	861	228,164	5	1,425	54	9,444	2	944	1	1,410
13	497	152,794	9	3,077	51	8,394	2	849	0	0
14	372	111,035	2	547	25	4,233	2	1,025	1	1,232
15	324	98,225	2	494	12	1,967	0	0	0	0
16	293	82,559	2	605	6	1,050	0	0	0	0
17	268	68,202	2	826	2	357	0	0	1	1,489
18	238	58,229	2	606	1	179	1	163	1	1,535
19	133	41,330	4	1,173	0	0	0	0	0	0
20	97	27,808	3	1,135	0	0	0	0	0	0
21	64	19,064	3	1,175	0	0	0	0	0	0
22	63	18,068	0	0	0	0	1	453	0	0
23	51	11,783	0	0	0	0	0	0	0	0
24	32	6,128	0	0	0	0	0	0	0	0
25	14	5,548	0	0	0	0	0	0	0	0
26	18	7,272	0	0	0	0	0	0	0	0
27	17	4,248	1	360	2	532	0	0	0	0
28	6	2,550	0	0	0	0	0	0	0	0
29	9	2,440	0	0	0	0	0	0	0	0
30	3	1,750	0	0	0	0	0	0	0	0
R01	4	1,720	0	0	0	0	0	0	1	559
R02	2	1,629	0	0	0	0	0	0	0	0
R03	2	787	0	0	0	0	0	0	0	0
R04	1	430	0	0	0	0	0	0	0	0
R05	3	1,687	0	0	0	0	0	0	0	0
R06	4	1,720	0	0	0	0	0	0	0	0
R07(予算)	6	2,355	1	516	0	0	1	235	1	750

※同和対策事業は、平成13年度末をもって廃止され、経過措置を講じている。だが、平成23年度まで経過措置事業として対応してきた。ただし、平成24年度以降は事業完了地区との均衡を図るために補助をおこなっている。

5 私道公共下水道設置制度

公共下水道の管渠は、公道又はその他道路形態を有する公共用地(以下「公道等」という)に設置することを原則としているが、市街地における生活環境の改善及び向上、特に排水設備の設置促進のうえから私道に管渠を設置する取扱い及び基準を次のように定める。

(1) 基本的基準

管渠が安全かつ円滑に設置でき、改築、修繕、維持、管理が確保されること、私道の地上権設定契約がなされること。

- ①道路の形態(次のア、イ、ウのいずれかに該当する私道)
 - (ア) 公道から公道に接続し行止まりでない私道の場合
 - ・住家が沿接しているもの。
 - (イ) 袋小路(行止まり)私道の場合
 - ・私道に沿接する住宅戸数が2戸以上であること(ただし、公道に面している宅地は原則として数えない)。
 - (ウ) 道路位置指定を受けている場合
 - ・住家が沿接しているもの。
- ②私道の所有者が使用について制限を設けず、沿接する住家等の利用に供していること。
- ③私道の幅員は、1.5m以上であること。
- ④私道の土地が、私道以外の土地と分筆されており、私道の区域が明確であること。
- ⑤私道内にマンホールポンプ、引込柱及び制御盤を設置する用地が確保できること。
- ⑥地上権設定契約は、私道の関係所有者全員が一致して行うものであること。

(2) 事前調査及び決定

私道に管渠を設置する場合は、道路下水道局の下水道建設を行う各課が、前項について関係者の立会いを求め、現地調査を行い、関係課が協議して決定する。

6 下水道使用料

下水道使用料は、福岡市下水道条例に基づき徴収しており、令和7年度の収入は317億2,906万円を見込んでいる。本市では、汚水排出量が多くなるほど1m³当たりの単価が高くなる逓増料金体系を採用している。（表IV-4）

汚水排出量の認定は次のとおりとしている。

- ① 水道水または工業用水を使用した場合、その使用水量を汚水排出量とする。
- ② 水道水以外の水（井戸水、再生水、雨水等）を使用した場合の汚水排出量
 - (ア) 井戸水使用家庭の汚水排出量認定は、下表（表IV-5）のとおりとする。
 - (イ) (ア)以外の場合は、計測装置が設置されている場合、その記録水量により認定し、計測装置が設置されていない場合、水の使用状況その他を考慮し認定する。
- ③ 2種以上の水を併用している場合、汚水排出量はそれぞれの水量を合算した水量とする。
- ④ 井戸水と水道水及びその他の水（水道水等）を併用する家庭で、水道水等の水量が井戸水について表IV-5の汚水排出量を超えている場合、水道水等の水量を汚水排出量として認定する。

表IV-4 下水道使用料（1戸1ヶ月）

[平成17年6月1日改定]

汚水の種類	基本使用料	従量使用料	
		汚水排出量	使用料（1m ³ につき）
一般汚水	760円	1m ³ ～10m ³	13円
		11m ³ ～20m ³	152円
		21m ³ ～30m ³	188円
		31m ³ ～50m ³	246円
		51m ³ ～100m ³	278円
		101m ³ ～300m ³	311円
		301m ³ ～1,000m ³	366円
		1,001m ³ ～5,000m ³	417円
		5,001m ³ 以上	515円
公衆浴場汚水	560円	1m ³ 以上	12円

※下水道使用料は、基本使用料と従量使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨て）である。（令和元年10月1日改定）

表IV-5 井戸水使用家庭の汚水排出量（1ヶ月）

区分	汚水排出量
1人	6m ³
2人	13m ³
3人	17m ³
4人	20m ³
5人	23m ³

※6人以上の世帯は、1人増すごとに2m³を加算する。

表IV-6 年度別下水道使用料収入の推移

年 度	調 定 額		収 入 額		収入率	有収水量
	件 数	金 領	件 数	金 領		
昭和50	469, 668	459, 729	469, 177	459, 220	99.9	46, 948
51	526, 898	491, 545	525, 141	488, 136	99.3	50, 129
52	567, 452	1, 360, 591	563, 607	1, 348, 315	99.1	57, 387
53	583, 722	1, 205, 476	577, 862	1, 197, 671	99.4	49, 597
54	628, 492	1, 385, 855	623, 356	1, 377, 047	99.4	56, 009
55	691, 763	2, 151, 674	686, 952	2, 139, 336	99.4	57, 899
56	750, 207	3, 060, 823	743, 783	3, 051, 958	99.7	61, 073
57	822, 585	4, 356, 040	815, 567	4, 329, 619	99.4	62, 615
58	911, 546	6, 021, 808	902, 471	5, 960, 644	99.0	67, 380
59	983, 828	7, 696, 305	972, 304	7, 631, 132	99.2	72, 149
60	1, 091, 470	8, 993, 183	883, 757	8, 021, 108	89.2	74, 994
61	1, 247, 562	9, 886, 843	1, 072, 473	8, 759, 415	88.6	82, 741
62	1, 384, 703	10, 774, 586	1, 179, 512	9, 566, 917	88.8	91, 358
63	1, 524, 868	11, 739, 334	1, 263, 949	10, 224, 261	87.1	99, 851
平成元	1, 664, 045	13, 171, 385	1, 359, 971	11, 378, 946	86.4	108, 703
2	1, 829, 159	15, 307, 091	1, 571, 723	13, 701, 793	89.5	116, 484
3	1, 914, 062	15, 797, 923	1, 649, 418	14, 163, 482	89.7	119, 648
4	2, 016, 849	16, 122, 816	1, 767, 810	14, 763, 986	91.6	124, 080
5	2, 102, 952	18, 980, 971	1, 844, 278	17, 270, 085	91.0	125, 814
6	2, 183, 271	17, 788, 044	1, 890, 720	16, 344, 878	91.9	119, 756
7	2, 261, 156	18, 238, 200	1, 761, 622	16, 221, 122	88.9	123, 114
8	2, 336, 326	19, 926, 700	2, 006, 683	17, 883, 011	89.7	131, 634
9	2, 408, 452	23, 329, 891	2, 072, 625	20, 963, 534	89.9	134, 392
10	2, 471, 076	24, 410, 046	2, 158, 949	22, 247, 086	91.1	138, 785
11	2, 529, 601	24, 432, 907	2, 211, 947	22, 224, 984	91.0	139, 704
12	2, 585, 163	24, 854, 005	2, 219, 190	22, 301, 939	89.7	142, 308
13	2, 639, 077	26, 424, 399	2, 103, 007	23, 660, 298	89.5	143, 504
14	2, 700, 445	26, 640, 787	2, 284, 515	23, 744, 481	89.1	144, 341
15	2, 742, 802	26, 523, 700	2, 378, 672	24, 014, 542	90.5	144, 656
16	2, 792, 948	26, 764, 735	2, 421, 943	24, 240, 829	90.6	146, 472
17	2, 865, 606	28, 096, 598	2, 491, 696	25, 448, 518	90.6	147, 046
18	2, 959, 698	28, 942, 067	2, 576, 084	26, 236, 295	90.7	148, 542
19	3, 063, 625	28, 814, 888	2, 669, 768	26, 049, 750	90.4	149, 285
20	3, 153, 377	28, 313, 895	2, 732, 448	25, 549, 606	90.2	147, 797
21	3, 225, 001	27, 831, 112	2, 798, 898	25, 096, 075	90.2	147, 349
22	3, 287, 786	28, 021, 224	2, 856, 383	25, 225, 047	90.0	148, 677
23	3, 362, 364	28, 024, 621	2, 936, 785	25, 189, 315	89.9	148, 566
24	3, 439, 283	28, 043, 829	3, 008, 755	25, 248, 562	90.0	149, 068
25	3, 526, 086	28, 359, 340	3, 081, 921	25, 517, 012	90.0	150, 157
26	3, 608, 478	28, 849, 124	3, 141, 544	25, 875, 672	89.7	149, 321
27	3, 702, 059	29, 469, 678	3, 224, 848	26, 425, 403	89.7	151, 389
28	3, 869, 369	30, 154, 363	3, 381, 832	27, 181, 895	90.1	154, 539
29	4, 001, 736	30, 270, 057	3, 503, 521	27, 276, 988	90.1	156, 139
30	4, 093, 646	30, 263, 656	3, 589, 115	27, 276, 969	90.1	156, 421
令和元	4, 186, 430	30, 522, 619	3, 653, 907	27, 355, 163	89.6	157, 223
2	4, 260, 105	29, 211, 640	3, 706, 821	26, 122, 340	89.4	157, 005
3	4, 331, 944	29, 247, 143	3, 763, 707	26, 146, 582	89.4	156, 711
4	4, 410, 560	26, 803, 450	3, 166, 061	23, 652, 214	88.2	156, 937
5	4, 497, 998	30, 873, 576	3, 923, 329	27, 690, 733	89.7	159, 188
6	4, 589, 902	31, 334, 287	4, 005, 229	28, 105, 046	89.7	160, 934

(注) 1. 61年度から企業会計移行に伴い調定額及び収入額は現年度分のみを計上。

2. 59年度以前の収入額及び収入率は5月末、60年度以降の収入額及び収入率は、企業会計移行(61年度)に伴い3月末。

3. 金額は千円未満切り捨て



下水道施設の維持管理

1 下水管渠の維持管理

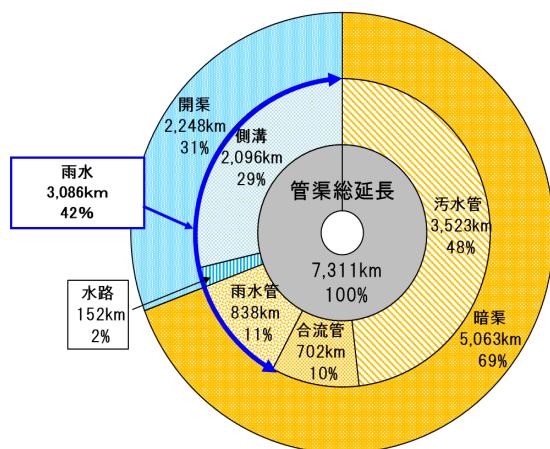
(1) 管渠の管理延長等

本市が管理する下水管渠延長は、約 7,311km に達し、暗渠約 5,063km、開渠約 2,248km である。暗渠の内訳は、合流管渠約 702km、污水管渠約 3,523km、雨水管渠約 838km となっている。また、人孔約 165,000 個、污水ます約 274,000 個を管理している。

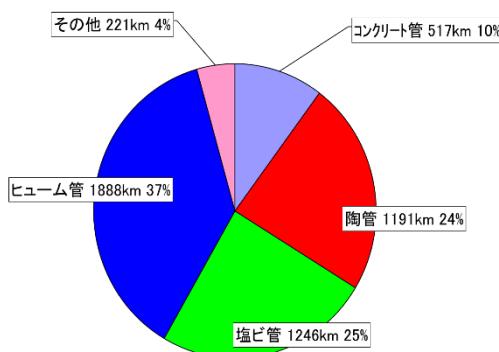
暗渠の管種別延長の構成比は、ヒューム管 37%、陶管 24%、塩ビ管 25%であり、この 3 種管で全体の 86%を占めている。

老朽化の傾向が顕著となる 30 年経過した暗渠が約 3,376km（約 67%）存在しており、10 年後には、約 4,118km（約 81%）となる

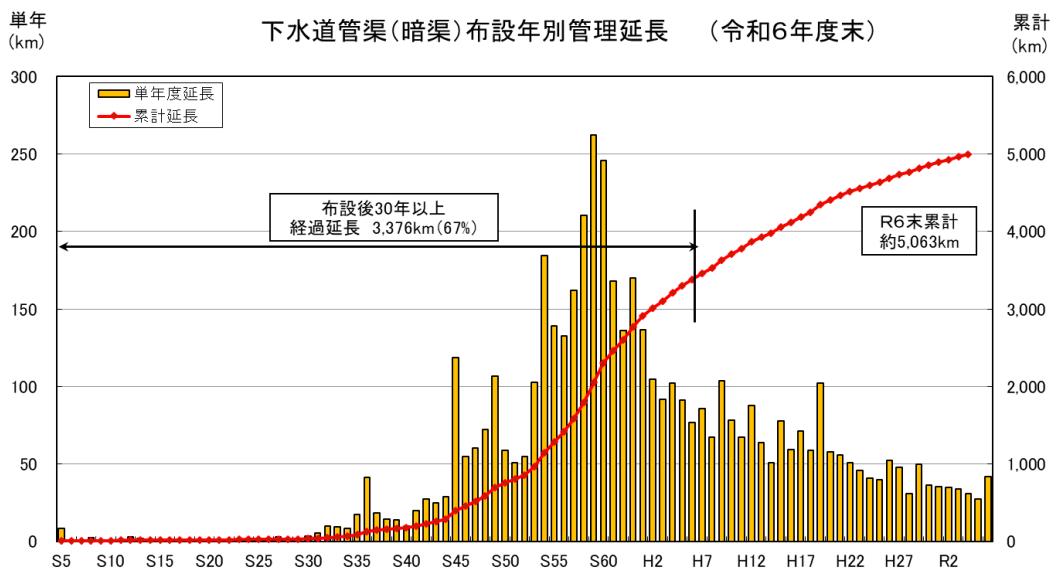
下水管渠延長内訳



下水道暗渠管種別延長の構成比



（R6 年度末現在）



(2) 管渠の清掃業務

管渠内の下水の流れを良くするために、下水管渠及び枠内の堆積土砂等の清掃は欠くことのできない作業の一つである。清掃は機械（高圧洗浄車、給水車、揚泥車）や人力により行っている。現在清掃は全て民間委託で行っている。清掃土砂は東区蒲田の処理施設に運ばれ、洗浄し含水率を下げ、埋立処分している。令和 6 年度は約 500 km の下水管渠の清掃を行った。

2 ポンプ場の維持管理

ポンプ場では、常に変動する流入水量に対応した運転管理を行うと共に、汚水中継ポンプ場では、処理場での除塵・除砂量の負担の軽減を行い、雨水排水ポンプ場では、塵芥や土砂等が河川等へ流出するのを防ぐため、除塵・除砂を行っている。また雨天時における浸水防止のため、雨水排除に即応できるように、施設の点検・整備を行っている。

3 水処理センターの維持管理

水処理センターは、1日も休むことなく稼動しているが、センター毎に流入水量、水質が均一ではなく、時間的、季節的に大きく変動するため、その運転管理には、専門知識及び経験を必要とする。とりわけ効率的運転と最良の放流水質（表V-3）を維持するために、各処理工程の水質検査を行っている。

さらに本市では、博多湾の水質保全のため高度処理施設の整備に平成5年度より取り組んでいる。

また、下水道を使用する特定事業場等届出事業場が950あり、令和6年度はそのうち200の事業場に対し採水調査を行うとともに、220事業場に対して立入調査を行い（表V-2）、特定施設や除害施設の適正な運転・管理を監視・指導し、悪質・有害汚水の下水道への流入防止に努めた。

表V-1 水処理センター運転実績

（令和6年度実績）

	単位	西戸崎	和白	東部	中部	西部	新西部	合計
処理水量	千m ³	1,539	13,418	39,985	76,258	51,610	3,301	186,112
汚泥発生量	m ³	* ¹ (7,627)	63,827	183,203	351,775	260,719	* ² (20,053)	859,524
脱水汚泥量	t		5,218	17,725	29,993	21,779		74,715
し尿受入量	m ³	-	-	-	-	-	-	-
電力使用量	千kWh	931	5,199	20,268	20,013	17,167	2,239	65,817
水道使用量	m ³	695	5,333	7,447	10,248	2,644	1,827	28,193
塩素使用量	次亜ℓ	7,798	82,524	393,118	523,224	310,363	-	1,317,027
重油使用量	ℓ	199	1,622	154,635	3,087	2,027	630	162,199
都市ガス使用量	m ³	-	-	-	1,818	-	-	1,818
プロパン使用量	m ³	231	737	672	-	873	-	2,513

*¹西戸崎においては濃縮汚泥を運搬し和白にて処理をするため、西戸崎の汚泥発生量は和白に含まれている。

*²新西部においては濃縮汚泥を運搬し西部にて処理をするため、新西部の汚泥発生量は西部に含まれている。

表V-2 特定事業場等監視状況

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業場数	987	992	979	962	950
監視採水事業場数 ()内は延べ数	151 (182)	126 (144)	169 (234)	211 (226)	200 (228)
検体数	219	174	252	255	255
検査項目数	3,737	2,775	4,261	4,549	4,341
基準値超過事業場数 ()内は延べ数	13 (15)	7 (9)	14 (14)	10 (10)	16 (16)
基準値超過検体数	15	9	14	10	16
基準値超過延べ項目数	17	11	19	15	20
立入指導事業場数	230	224	235	237	220

表V-3 水処理センター放流水水質試験結果 (令和6年度平均値)

項目	単位	西戸崎	和白	東部	中部		西部	新西部	排水基準	定量下限値
					A系列	B系列				
pH		6.6～7.2	7.0～7.4	7.0～7.5	7.1～7.7	6.7～7.4	7.0～7.4	6.3～7.1	5.8～8.6	—
BOD	mg/L	3.0	3.2	2.5	4.5	1.6	4.3	定量下限値未満	15	1.0
SS	〃	定量下限値未満	3	3	定量下限値未満	2	定量下限値未満	〃	40	2
大腸菌群数	個/cm ³	〃	78	定量下限値未満	〃	定量下限値未満	55	〃	3,000	30
カドミウム及びその化合物	mg/L	〃	定量下限値未満	〃	〃	〃	定量下限値未満	〃	0.03	0.003
シアノ化合物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1	0.1
有機りん化合物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1	0.1
鉛及びその化合物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.1	0.01
六価クロム化合物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.2	0.02
ヒ素及びその化合物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.1	0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.005	0.0005
アルキル水銀化合物	〃	不検出	0.0005							
ホリ塩化ビフェニル	〃	定量下限値未満	0.003	0.0005						
トリクロロエチレン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.1	0.01
テトラクロロエチレン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.1	0.01
ジクロロメタン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.2	0.01
四塩化炭素	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.02	0.002
1,2-ジクロロエタン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.04	0.002
1,1-ジクロロエチレン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1	0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.4	0.01
1,1,1-トリクロロエタン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	3	0.01
1,1,2-トリクロロエタン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.06	0.002
1,3-ジクロロプロパン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.02	0.002
チウラム	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.06	0.006
シマジン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.03	0.003
チオヘンカルブ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.2	0.02
ベンゼン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.1	0.01
1,4-ジオキサン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.5	0.05
セレン及びその化合物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.1	0.01
ほう素及びその化合物	〃	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	〃	〃	10(海域以外) 230(海域)	0.1
ふつ素及びその化合物	〃	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	〃	〃	8(海域以外) 15(海域)	1.0
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	〃	5.3	8.6	8.6	12.5	7.9	9.5	3.7	アンモニア性窒素に 0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒 素及び硝酸性窒素の合計量	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	〃	定量下限値未満	5(鯖油) 30(動植物油)	5						
フェノール類含有量	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	5	0.5
銅含有量	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	3	0.1
亜鉛含有量	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	2	0.1
溶解性鉄含有量	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	10	0.1
溶解性マンガン含有量	〃	〃	〃	〃	0.1	〃	〃	〃	10	0.1
クロム含有量	〃	〃	〃	〃	定量下限値未満	〃	〃	〃	2	0.1
窒素含有量	〃	11.3	21.5	18.7	30.5	19.2	23.8	5.3	120	0.1
燐含有量	〃	0.36	0.30	0.28	0.26	0.22	0.51	0.10	16	0.01
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.0039	0.00072	0.00041	0.0044	0.00075	0.0050	0.0041	10	—

※排水基準は、下水道法第8条（pHから大腸菌群数）、水質汚濁防止法（カドミウムから燐含有量）及びダイオキシン類対策特別措置法（ダイオキシン類）。

※ダイオキシン類の排水基準は、東部、西部のみ基準適用。

VI

事業紹介

1 合流式下水道改善事業

早くから下水道事業に着手した地区は、汚水と雨水を同一の管渠で排除する合流式下水道となっており、雨天時に雨水吐室やポンプ場等から未処理下水の一部を公共用水域へ放流している。

この対策として、汚濁負荷が高い初期雨水を一時的に貯留し、晴天時に水処理センターで処理する雨水滞水池方式による改善を進めてきた。

一方、近年においては、雨天時放流に関して、水質汚濁や公衆衛生上の課題等が顕在化してきたため、合流式下水道の総合的な改善に向けて、分流化事業に取り組むこととしている。国の緊急改善事業として、平成16年度より博多駅周辺地区、平成21年度より天神周辺地区を対象として、浸水対策と連携しながら分流化事業等を実施しており、令和5年度までに下水道法施行令の目標を達成した。

分流化にあたっては、雨水管を新設し、既存合流管は污水管として有効活用することとし、より高い合流改善効果を得るために、側溝を浸透側溝として整備を行う。

(1) 合流式下水道区域

中部処理地区を中心に全体計画面積のうち約14%にあたる2,494haである。

(2) 雨水滞水池

①草ヶ江雨水滞水池

貯留能力 2,000m³

整備年度 平成3年～4年度

供用開始 平成5年4月

②菰川雨水滞水池

貯留能力 35,000m³

整備年度 平成7年～12年度

供用開始 平成13年12月

(3) 対象区域

博多駅周辺地区：約300ha

天神周辺地区：約173ha

▼ 博多駅周辺地区（約300ha）



▼ 天神周辺地区（約173ha）



2 高度処理事業

博多湾の富栄養化による水質汚濁を防止するため、湾内に流入する栄養塩類であるリンの削減を目的として「嫌気好気活性汚泥法」と「MAP法」によるリン除去施設の整備を完了し、現在運転を行っている。

さらに、平成8年6月に博多湾におけるリンと窒素の環境基準が定められたことを受け、平成19年度から、リンと窒素を同時除去する高度処理施設を一部導入しており、更なる処理水質の向上を推進している。

平成19年度から東部水処理センターの1系列、平成21年度から西部水処理センターの1系列、平成23年度から和白水処理センターの1系列で「嫌気無酸素好気法」の供用を開始した。

また、平成26年3月に供用を開始した新西部水処理センターでは、「凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法」（急速ろ過併用）による高度処理を導入している。

(1) 高度処理の方式

▶ 嫌気好気活性汚泥法（リン除去） (A)

生物反応槽の前段を嫌気槽、後段を好気槽にして汚泥中にリンを封じ込め、余剩汚泥として引き抜く。

▶ 嫌気無酸素好気法（窒素・リン同時除去）(B)

リンを除去する「嫌気好気活性汚泥法」に、下水中の窒素を窒素ガスとして分解するための無酸素槽を組み合わせ、窒素とリンを同時に除去する。

▶ MAP法（リン除去） (C)

汚泥処理過程で発生するリンを含んだ汚泥等にマグネシウムを添加し、MAP（リン酸マグネシウムアンモニウム）にしてリンを系外に取り出す。

▶ 凝集剤添加活性汚泥法（リン除去）

標準活性汚泥法のエアレーションタンクに凝集剤を添加して、リンを汚泥とともに沈降分離する。

▶ 凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法（窒素・リン同時除去）(D)

生物学的窒素除去に凝集剤によるリン除去を組み合わせた処理方式。無酸素槽－好気槽のユニットを3段式にすることにより、窒素除去を効率的に行うことができ、維持管理も優れている。

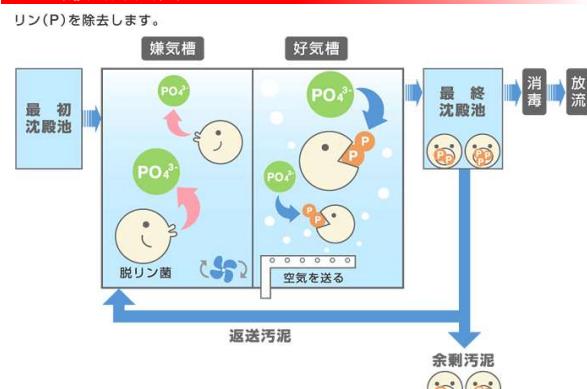
(2) 各処理場の高度処理

和白 東部	嫌気好気法+MAP法※
西部	嫌気好気法+嫌気無酸素好気法
中部	嫌気好気法
西戸崎	凝集剤添加活性汚泥法
新西部	凝集剤併用型 ステップ流入式 3段硝化脱窒法

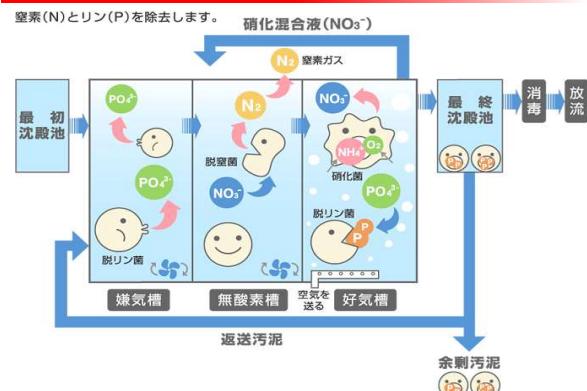
※うち、各1系列づつ

嫌気無酸素好気法+MAP法
※令和6年度末現在

A 嫌気好気法

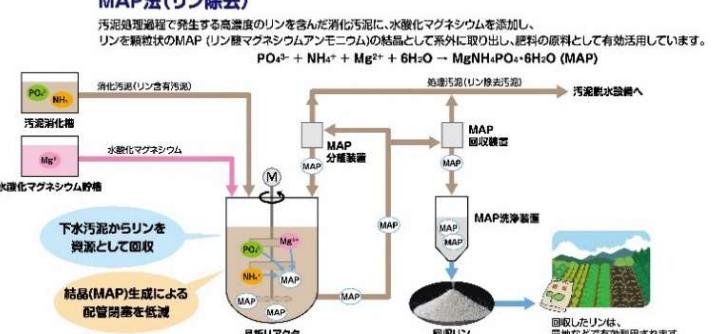


B 嫌気無酸素好気法



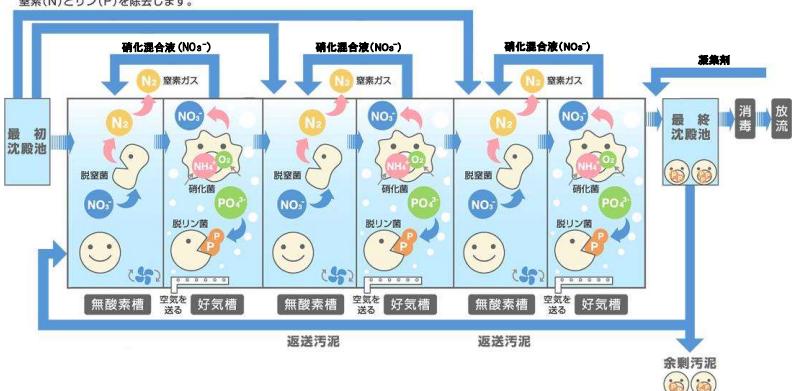
C MAP法（リン除去）

MAP法（リン除去）



D 凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法

窒素(N)とリン(P)を除去します。



3 雨水流出抑制の推進

【雨水流出抑制指針】

雨水の流出抑制を長期的・継続的に各局等が連携し推進していくことを目的として、平成 20 年度に「福岡市雨水流出抑制指針」を策定し、学校、公園、公民館、道路などの公共施設で雨水流出抑制施設の導入に積極的に取り組んでいる。

〈雨水流出抑制施設〉

貯留型	浸透型	その他
・駐車場貯留 ・グラウンド、広場貯留 ・地下貯留 など	・浸透側溝 ・浸透樹 ・透水性舗装 など	・雨水タンク ・地表面の緑化 など

【雨水流出抑制施設助成制度】

平成 11 年 6 月 29 日の水害をはじめとした浸水被害の軽減を目的として、これまでの河川改修や下水道整備とともに、行政と市民が一体となった雨水流出抑制への取組を推進するため、平成 17 年度に雨水貯留タンク助成制度を創設した。

平成 22 年度からは制度名を「雨水流出抑制施設助成制度」とし、新たに既存の建築物に限り雨水浸透施設（浸透樹、浸透管）を助成の対象とした。平成 24 年 7 月 2 日からは雨水浸透施設の助成対象を既存の建築物だけでなく、新築・増築にも助成対象を拡大した。

(1) 目的

助成金を交付することにより、雨水貯留タンクの設置及び建築物や新築・増築する敷地への雨水浸透施設の設置を促進し、水路や河川への急な雨水の流出を抑制するなど、市民との協働による安全・安心のまちづくりを推進する。

(2) 助成対象者

雨水流出抑制施設を設置する土地・建物の所有者又は使用者。

- ・雨水貯留施設は市内の戸建て住宅、共同住宅、事業所などの建築物。
- ・雨水浸透施設は市街化区域内において建築物の存在する敷地。新築・増築建築物も可。

(3) 助成対象経費と上限額等

施設	対象経費	助成上限額				
雨水貯留タンク	雨水貯留タンクの購入価格（タンク本体価格と接続するために必要なパイプなどの価格との合計額とし、消費税を含む。設置費、配達費は除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の 1/2 に相当する額を助成する ・合計容量 <table> <tr> <td>100～500 リットル未満</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>500 リットル以上</td> <td>30,000 円</td> </tr> </table> ・1 家屋 1 度まで 	100～500 リットル未満	15,000 円	500 リットル以上	30,000 円
100～500 リットル未満	15,000 円					
500 リットル以上	30,000 円					
雨水浸透施設	既存建築物の敷地 雨水浸透樹、浸透管の設置工事費（材料価格と設置費用の合計額とし、消費税を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の全額を助成する ・雨水浸透樹 20,000 円/基 ・雨水浸透管 7,000 円/m ・1 敷地総額 100,000 円 ・1 家屋 1 度まで 				
	新築、増築建築物の敷地 雨水浸透樹、浸透管の設置工事費の一部（材料価格と設置費用の合計額の半額とし、消費税を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の 1/2 に相当する額を助成する ・雨水浸透樹 10,000 円/基 ・雨水浸透管 4,000 円/m ・1 敷地総額 50,000 円 ・1 家屋 1 度まで 				

■雨水貯留施設の条件

雨水貯留タンクは既製品とし、次に掲げる基準に適合すること。

- ① 直接雨どいから接続し、耐久性があり地上に設置できるもの
- ② 蓋付きで、雨水以外のものを流入させないもの
- ③ 合計容量が 100 リットル以上であるもの
- ④ タンク内部へ日光を通さないもの



4 再生水利用下水道事業

本事業は、水処理センターから放流される処理水の一部を再生処理し、主に水洗便所の洗浄用水として供給するもので、昭和53年の大渴水を契機に策定された「福岡市節水型水利用等に関する措置要綱」に則り、昭和54年度に建設省の「下水処理水循環利用モデル事業」として着手し、翌年の6月に本市の中心市街地である天神地区の官公庁ビルの一部に供給を開始した。

平成元年3月からは、市の中心部である天神・渡辺通り地区及びシーサイドももち地区を新たな供給区域とし、供給対象を民間の大型ビル等にも広げ、平成6年度から「再生水利用下水道事業」として、本格事業化した。

さらに下水処理水の有効利用を進めるため、平成7年8月から博多駅周辺地区、並びに都心ウォーターフロント地区にも供給を開始し、順次、区域の拡大を行ってきた。平成26年4月には九州大学六本松キャンパス跡地である六本松地区を新たに供給区域へ追加し、現在、中部地区における供給区域を全体で1,020haとしている。

また、東部地区については、平成9年3月に香椎地区、平成13年11月からは、アイランドシティ地区を追加し、令和4年4月には新たに箱崎地区を供給区域へ追加した。令和6年度末現在、東部地区における供給区域を全体で528haとしている。

中部地区・東部地区を合わせた令和6年度末現在における供給箇所は540箇所、1日当たり平均供給量は6,012m³（日最大7,447m³）である。

平成15年12月1日に、更なる節水型都市づくりを推進するために、全国でも初めてとなる「福岡市節水推進条例」（雑用水道の義務付けなど）が施行された。再生水下水道事業についても「福岡市再生水利用下水道に関する条例」を同時施行し、再生水の利用にかかる手続きや料金等を明確化した。

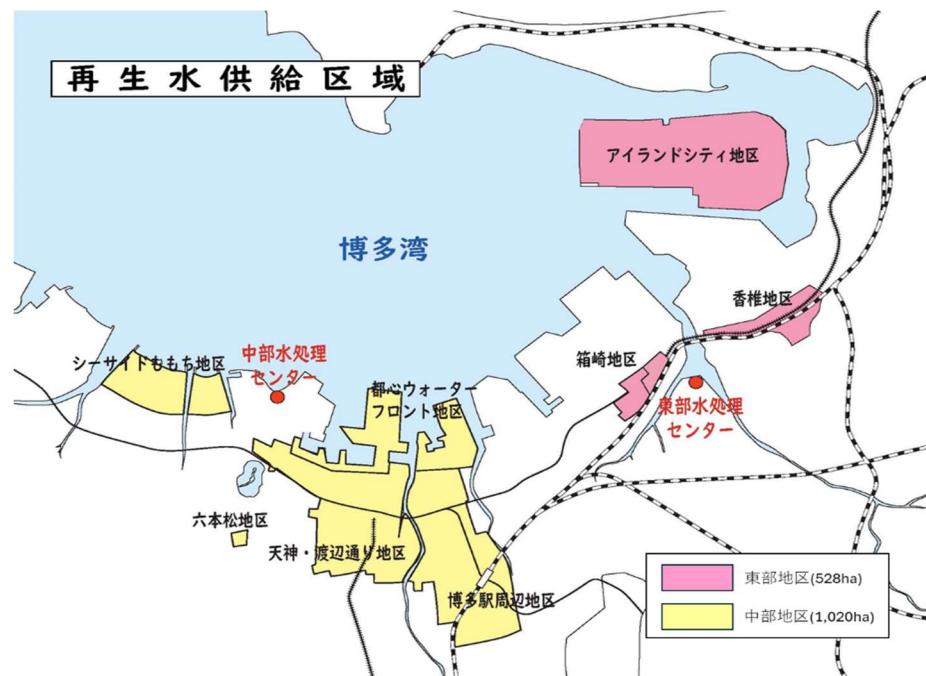
平成21年から平成26年にかけて、中部水処理センター再生処理施設は、今後の需要の伸びに対応できるよう、施設能力を7,200m³/日から10,000m³/日へ増強した。

今後とも、都市内の貴重な水資源である下水処理水の有効利用を更に積極的に進める必要があり、需要の動向を見ながら事業を推進していく。

中部地区・東部地区の概要

(令和7年3月31日現在)

項目	【 中部地区 】	【 東部地区 】	合計
供給開始年月日	昭和55年6月1日	平成15年7月7日	
事業計画能力（1日最大）	10,000 m ³	1,600 m ³	11,600 m ³
施設能力（1日最大）	10,000 m ³	1,600 m ³	11,600 m ³
供給実績（1日平均）	5,634 m ³	378m ³	6,012m ³
供給施設数	487 箇所	53 箇所	540 箇所
供給区域	天神・渡辺通り地区 350ha	香椎地区 77ha	
	シーサイドももち地区 138ha	箱崎地区 53ha	
	博多駅周辺地区 345ha	アイランドシティ地区	
	都心ウォーターフロント地区 180ha	398ha	
	六本松地区 7ha		
	計 1,020 ha	計 528 ha	1,548 ha
供給対象施設	延べ床面積3,000m ² 以上の大型建築物等		
再生水の用途	大型ビル等の水洗便所の洗浄用水、公園・街路等の樹木への散水用水		

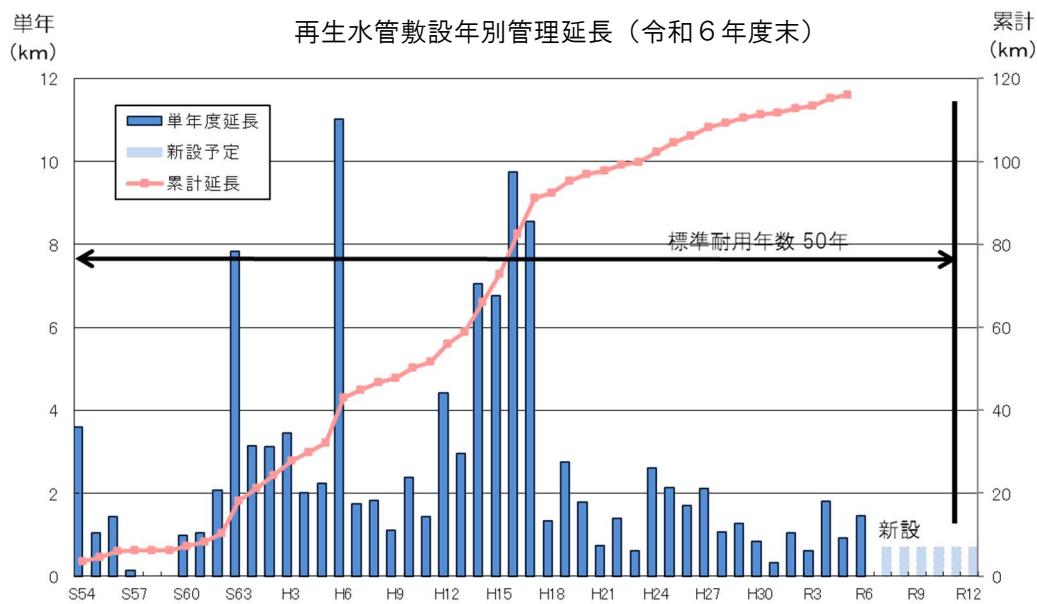


(1) 再生水管の現状と将来の考え方

再生水管は昭和54年度から布設を開始し、現在の総延長は約118kmであり、供給区域内の管網はおむね概成しており、現在の管の新設延長は年間数km程度となっている。

使用している管の種類は、当初よりダクタイル鉄管にポリエチレンスリーブを装着しており、腐食の進行を防止する効果が見込まれる。

また、管の標準耐用年数は50年となっているが、実質的な耐用年数は50年以上を見込まれるため、それを考慮し、今後は時代の動向等に注視しながら、平準化も踏まえて、無理のない将来の管の更新について検討を行っていく。



(2) 再生水の料金体系

再生水料金	基本料金	従量料金（1ヶ月につき）（税抜き）	
		100m ³ まで	101m ³ ～300m ³
無し	150円/m ³	150円/m ³	300円/m ³
	300円/m ³	300円/m ³	350円/m ³
	350円/m ³		

5 脱炭素化への取組み（再生可能エネルギーの導入）

和白水処理センター（下水バイオガス発電）

和白水処理センターでは、汚泥処理過程で発生する下水バイオガスを有効に利用するために、下水バイオガス発電設備を平成 26 年に設置し、発電した電気を場内利用している。

①運転開始年月日 平成 26 年 4 月 9 日

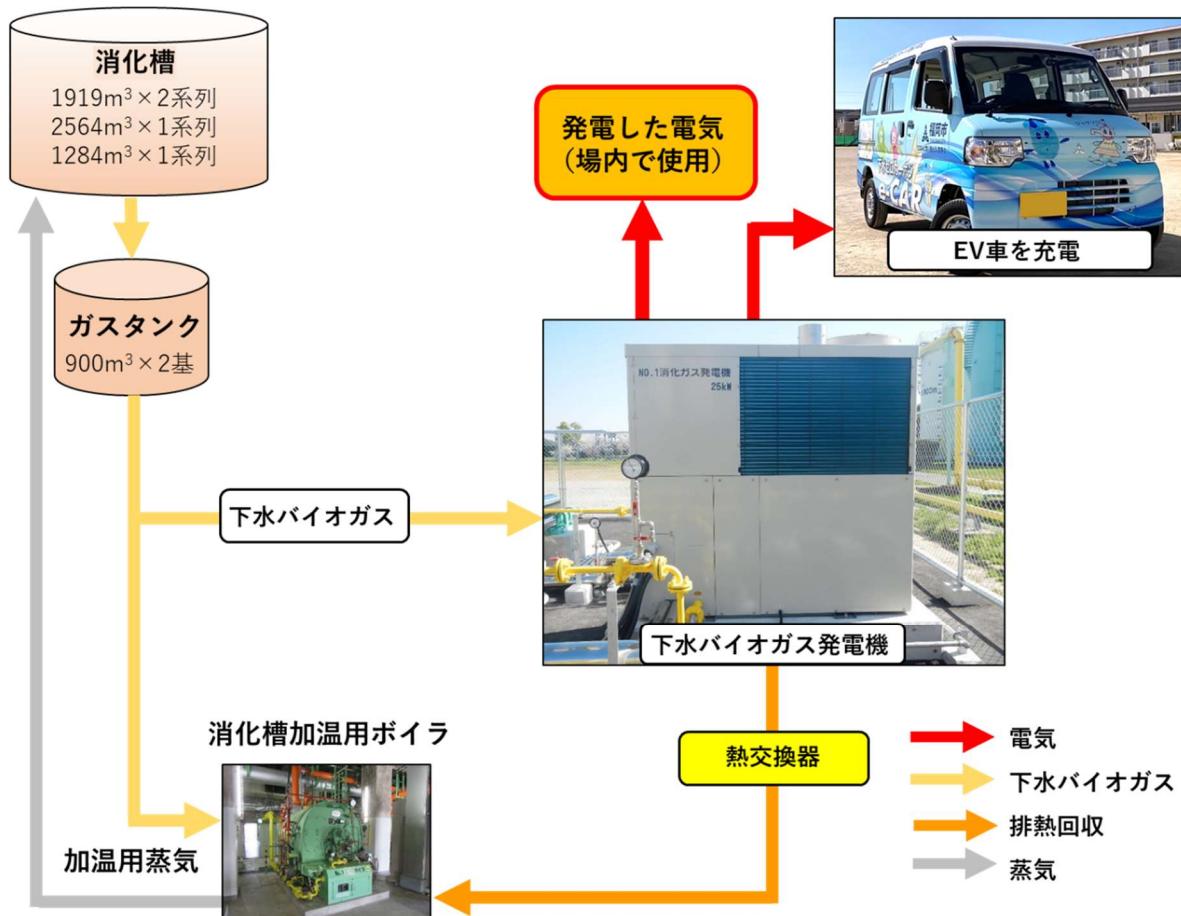
②施設概要

エンジン	形式：立型直列水冷 4 サイクル 4 気筒
発電機	出力：25kW (1 基当たり) ×4 基 25kW (1 基当たり) ×4 基 (令和 6 年 12 月 増設)

③令和 6 年度運転実績 (R6. 4～R7. 3)

運転時間	42,022 時間 (8 基合計)
発電量	1,019,827 kWh (場内使用電力の 19.6% に相当)

④ガス発電フローシート



中部水処理センター（下水バイオガス発電：固定価格買取制度FITの活用）

中部水処理センターでは、消化槽の改造に伴い発生量が増加した下水バイオガスの有効利用を目的として、平成28年度から公募で選ばれた民間事業者に下水バイオガスを売却する事業を行っている。民間事業者はセンター敷地内に発電設備を設置し、発電した電気は固定価格買取制度(FIT・バイオマス発電)を利用して電力会社に売却している。

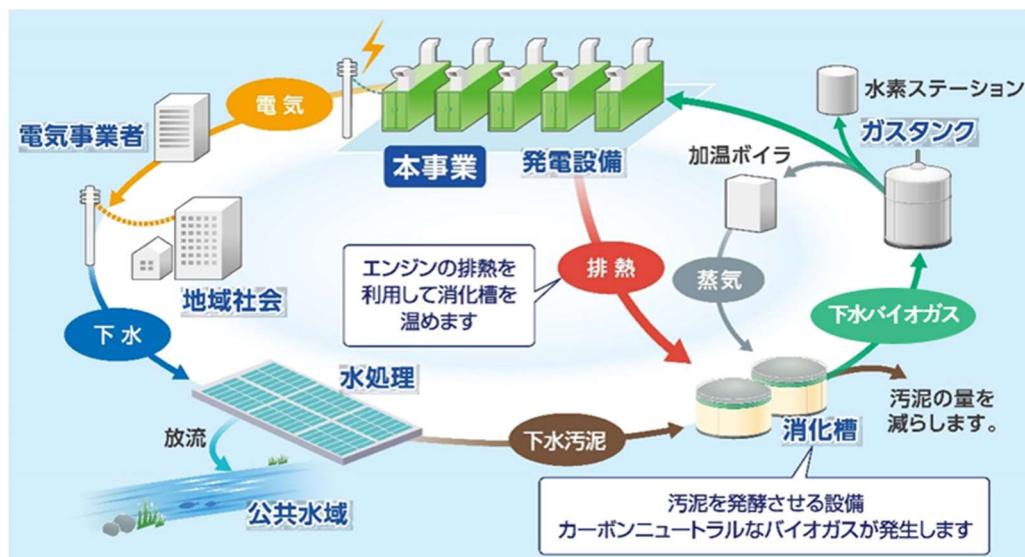
①運転開始年月日 平成28年4月1日

②施設概要

エンジン	形式：水冷V型12気筒4ストローク希薄燃焼式ガスエンジン
発電機	出力：365kW×3台
	452kW×2台（令和2年10月事業拡充）

③令和6年度運転実績(R6.4~R7.3)

下水バイオガス売却量	5,955,250 Nm ³
総発電電力量	11,625,560 kWh



西部水処理センター・新西部水処理センター（太陽光発電）

西部水処理センターでは、平成 27 年度に水処理棟屋上の約 1.8ha に太陽光発電設備を設置している。発電設備は 20 年間のリース契約で、発電した電気は固定価格買取制度(FIT・太陽光発電)を利用して、電力会社に売却している。

①運転開始年月日 平成 28 年 4 月 1 日

②施設概要 1,320kW

③令和 6 年度運転実績(R6. 4～R7. 3)

1,623,581 kWh



新西部水処理センターでは、平成 27 年度に場内の更新用地約 1.7ha に太陽光発電設備を設置している。発電設備は 20 年間のリース契約で、発電した電気は固定価格買取制度(FIT・太陽光発電)を利用して、電力会社に売却している。

①運転開始年月日 平成 28 年 4 月 1 日

②施設概要 1,000kW

③令和 6 年度運転実績(R6. 4～R7. 3)

1,376,671 kWh



新西部水処理センターでは、流入ポンプ棟の上部に太陽光発電設備を設置し、発電を行っている。発電した電力は、場内利用している。

①運転開始年月日 平成 26 年 5 月 15 日

②施設概要 10kW

③令和 6 年度運転実績(R6. 4～R7. 3)

12,384 kWh



中部水処理センター（下水バイオガス原料による水素創エネ技術の実証）

中部水処理センターでは、平成26年度の国土交通省「下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）」に採択された「水素リーダー都市プロジェクト～下水バイオガス原料による水素創エネ技術の実証～」に、三菱化工機㈱、豊田通商㈱、九州大学、福岡市の産学官で連携して取り組んできた。令和3年度をもって自主研究は終了し、令和4年9月からは、新しい体制で水素ステーションの運営、水素普及に取り組んでいる。

水素ステーションの運営組織（R4.9～）

運営組織名：有限責任事業組合 福岡市グリーン水素活用推進協議会

組合員：福岡市、西部ガス（株）、（株）正興電機製作所、豊田通商（株）、西日本プラント工業（株）、三菱化工機（株）

活動：水素ステーションの運営、コスト低減に向けた研究、水素需要拡大に向けた取り組み等を通じ、水素社会の実現を推進。九州大学と連携協定を締結（R4.8）。

実証概要

実証事業名：水素リーダー都市プロジェクト

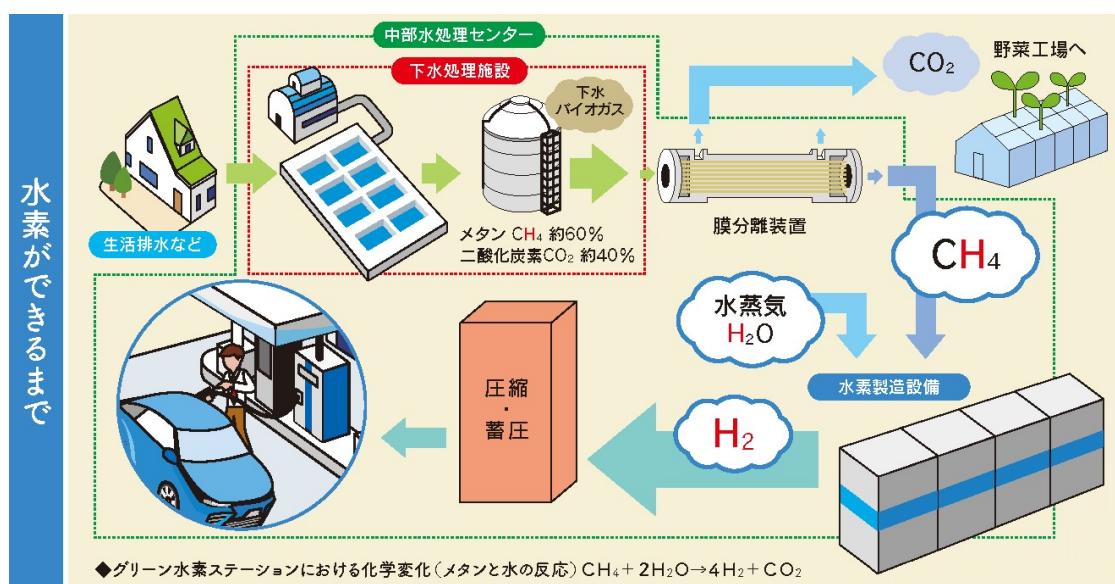
～下水バイオガス原料による水素創エネ技術の実証～

実施者：三菱化工機（株）・福岡市・九州大学・豊田通商（株）共同研究体

実証フィールド：福岡市中部水処理センター

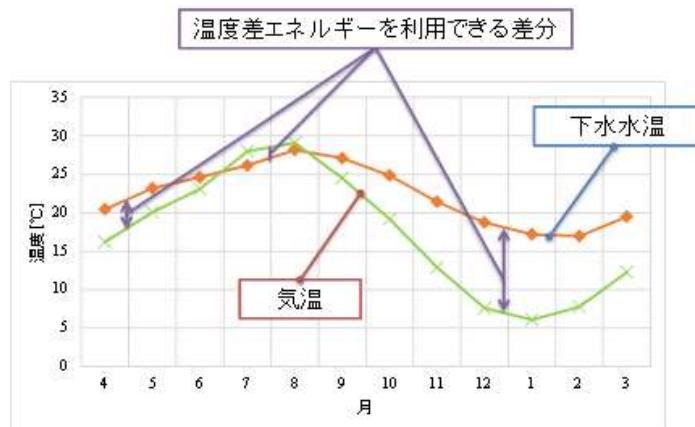
技術概要：下水バイオガス前処理技術・水素製造技術・水素供給技術を組合せ、下水バイオガスから水素を効率的に製造するシステムを構築。

スケジュール：H26～27 実証事業、H28～R3 自主研究



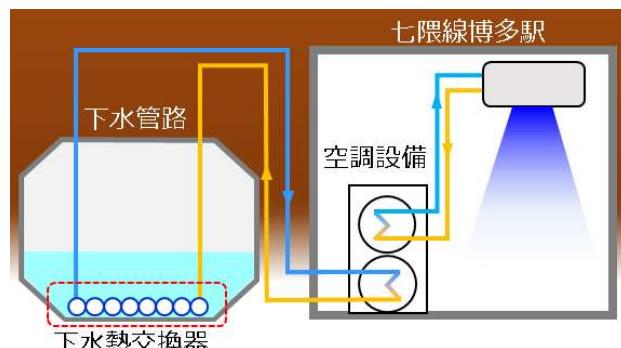
下水熱利用（市営地下鉄七隈線博多駅）

下水熱利用は、再生可能エネルギーである下水熱を、給湯や冷暖房等のエネルギー源として利用することにより、省エネ・CO₂排出量の削減に貢献する取組みである。下水の水温は外気温に比べて夏は低く、冬は高いという特徴があり、また下水は常に流れがあるため効率的に採熱・排熱が可能である。



下水水温と気温との比較
※国土交通省 下水熱利用マニュアル（案）より

福岡市では、令和5年3月の地下鉄七隈線延伸区間の開業にあわせて、博多駅の一部に下水熱を利用した省エネ型の空調設備を、九州で初めて導入した。



下水熱の空調利用イメージ

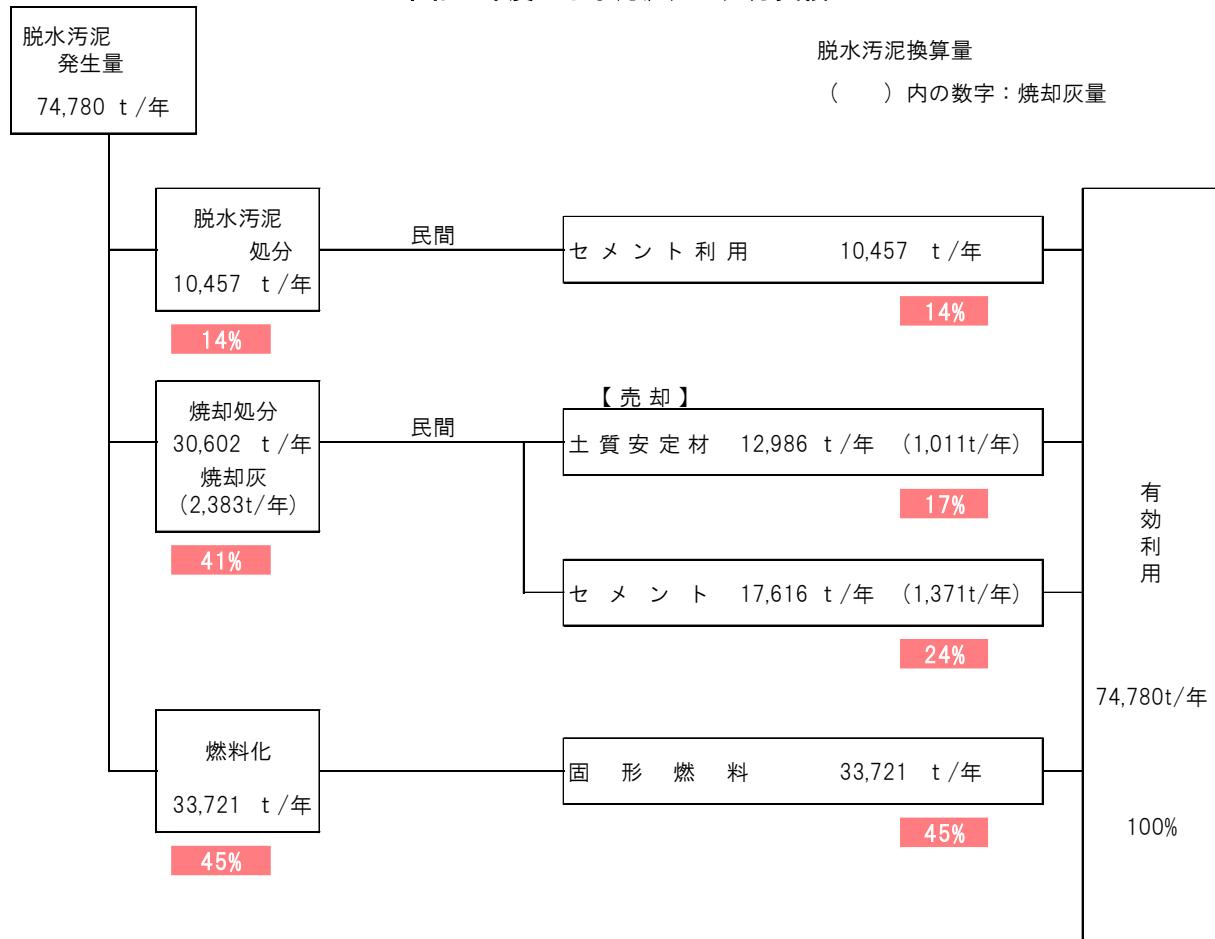


下水熱交換器

6 下水汚泥の有効利用

下水処理の過程で発生した汚泥は、地球環境の保全や循環型社会の構築といった観点から、有効利用を行っている。

令和6年度の下水汚泥処理処分実績



※燃料化施設はR3.2～運用開始。

※端数処理をしているので、総数とその内訳の合計が一致しない場合がある。

西部水処理センター（下水汚泥固形燃料化事業）

※脱炭素社会の実現にも寄与

西部水処理センターでは、下水汚泥処理処分の長期安定化及びバイオマス資源である下水汚泥の有効利用や脱炭素社会への貢献を目的として、下水汚泥から固形燃料を製造する施設を建設した。民間のノウハウを活用し、設計・施工から維持管理・運営までを一括して行う DBO 方式を採用し、コスト縮減と固形燃料利用先の長期安定確保を図っている。

①運転開始年月日 令和 3 年 2 月 1 日

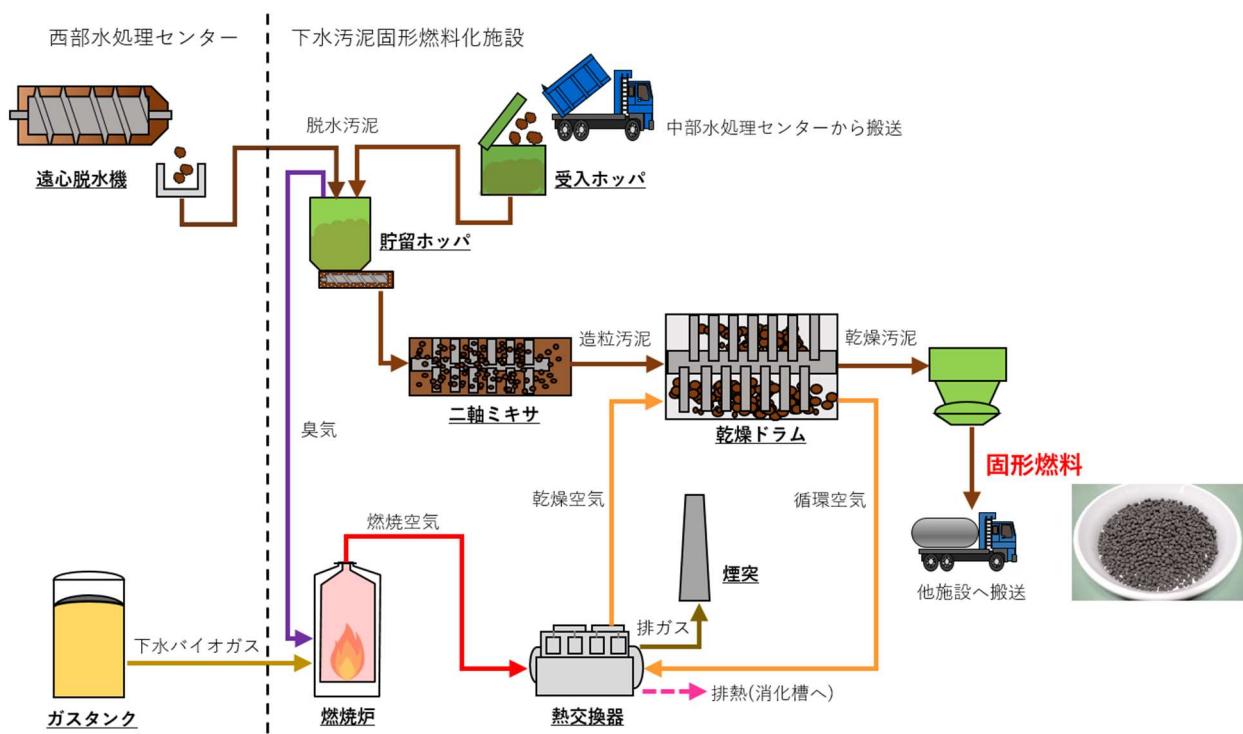
②事業方式 D B O 方式（設計・施工及び維持管理・運営を一括契約）

③施設概要 燃料化方式 造粒乾燥方式

処理能力 100 t / 日 (50 t / 日 × 2 系列)

下水汚泥有効利用量 33,721 t (令和 6 年度実績)

温室効果ガス削減量 約 10,000 t -CO₂/年



下水汚泥固形燃料化施設外観



乾燥ドラム

和白水処理センター（リン回収施設）

和白水処理センターでは、博多湾の環境保全を目的として、平成8年から下水中のリンを回収し、再生リンとして肥料の原料に有効活用している。令和3年度のリン回収施設の更新により、再生リンの回収量が大幅に増加したことを機に、令和4年度からJA全農ふくれんと連携し、同年7月には再生リンとJAグループの堆肥を原料としたエコ肥料を製品化した。再生リンを活用し、循環型農業を推進することによって、農家や市民に再生リンを資源として還元することができる。令和5年度の国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）イノベーション部門を受賞した。

① 施設概要	リン回収方式	MAP法
	再生リン回収量	136.0 t (令和6年度実績)

② 再生リンの肥料登録内容	肥料名称 : ふくまっぷ neo
	登録番号 : 生第107268号
	肥料の種類 : りん酸マグネシウムアンモニウム
	登録年月日 : 令和4年5月10日
	保証成分量 : アンモニア性窒素(N) 4.0%
	溶性リン酸(P) 20.0%
	溶性苦土(Mg) 11.5%



7 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

FORViS（フォルビス）

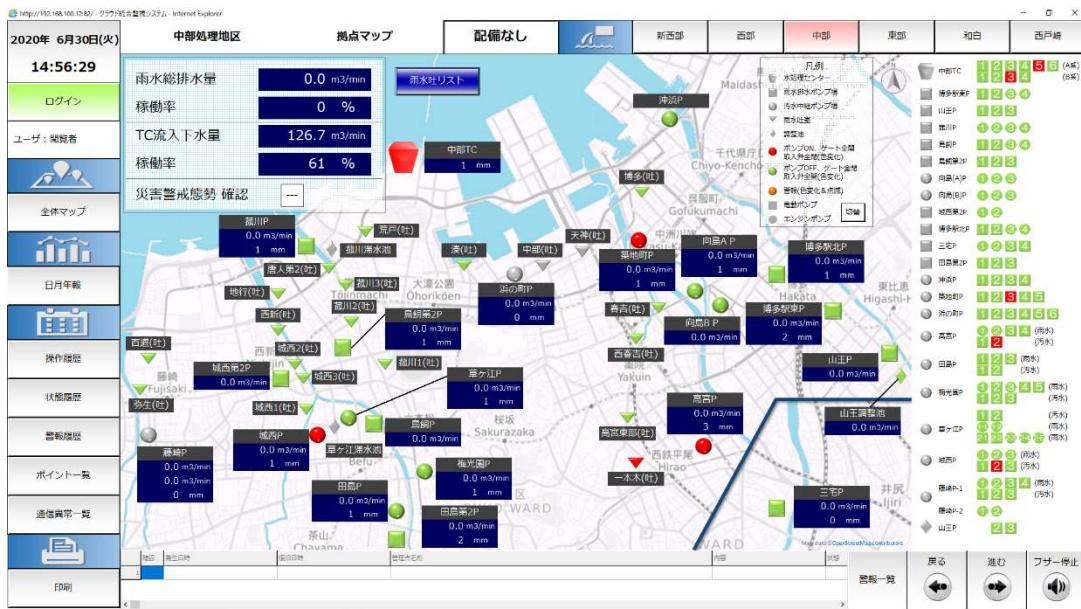
本市下水道事業では、豪雨災害等での市民安全確保及び有事の情報伝達の高度化を図り、各施設の稼働状況（ポンプ稼働状況、雨量情報）を一元的に監視し、迅速な情報共有を目的として、ICTを活用した監視システム「FORViS（F：Fukuoka、O：Observation、R：Remote、V：Viewing、S：System）」を構築した。

① 共用開始年月日 令和3年4月1日

② FORViSの機能

施設監視システム

市内92箇所（水処理センター、ポンプ場、雨水吐、滯水池）の稼働状況（ポンプの稼働状況やゲート前水位、ポンプ場の放流口画像等）の常時監視が可能。



テレビ会議システム

各水処理センター（6箇所）、本庁（2箇所）、現場（モバイル端末）を繋ぐことができる遠隔会議環境を構築した。モバイル端末のカメラ機能を使い災害現場から本庁や各水処理センターへリアルタイムの画像を配信可能。また、平常時にはオンライン会議などに活用している。



8 合併処理浄化槽設置助成制度

(1) 目的

公共下水道事業計画区域以外等においても、快適な生活環境を提供し、河川や博多湾の水質を保全する必要があるため、合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成する制度を平成25年度から開始し、水洗化を促進している。

(2) 助成対象

- 福岡市域内（公共下水道事業計画区域及び農業・漁業集落排水処理区域を除く）
- 合併処理浄化槽を新設する場合等（汲み取り便槽や単独処理浄化槽からの転換も含む）

(3) 助成額

設置費用の4割を助成する。但し、助成には限度額あり。

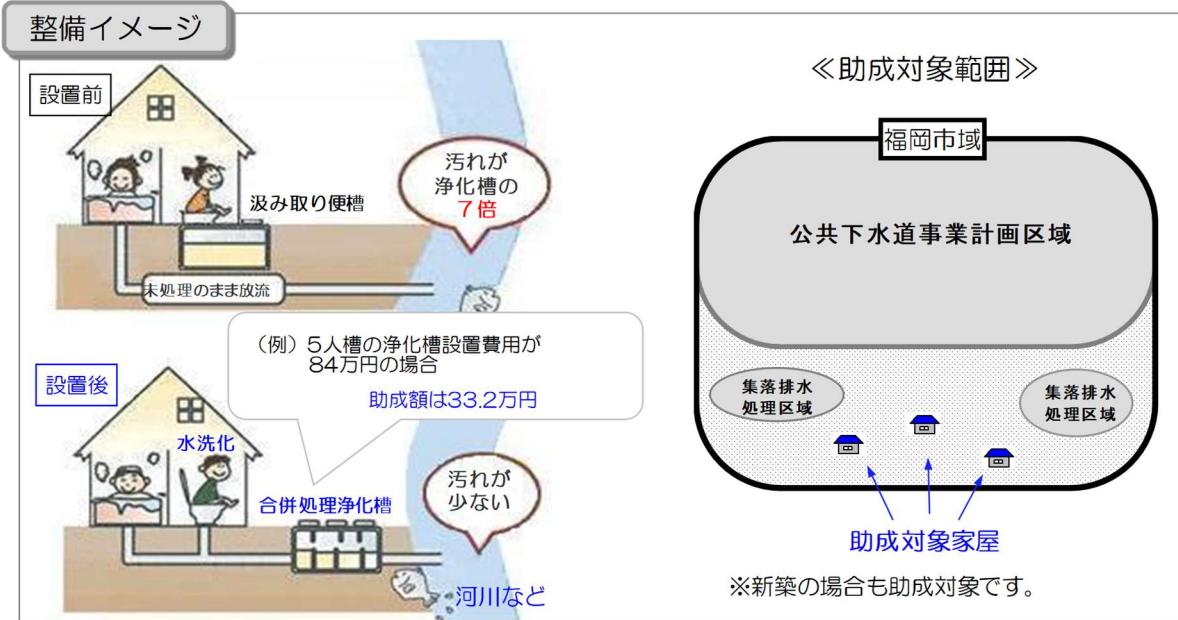
(4) 財源

- 下水道事業計画区域外であり、浄化槽設置費の助成が目的であるため、一般会計を適用。
- 環境省所管の補助事業（循環型社会形成推進交付金）を活用。

助成限度額	
人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6~7人槽	414,000円
8~10人槽	548,000円
11~20人槽	939,000円
21~30人槽	1,472,000円
31~50人槽	2,037,000円
51人槽~	2,326,000円

＜事業費の負担割合＞浄化槽の設置費83万円の場合（5人槽）

浄化槽設置整備事業	住民負担 60%	市負担 40%	
		市費 2/3	国費 1/3
		49.8万円	
		33.2万円	



＜汲み取り式と合併処理浄化槽の比較＞

（単位：BOD量：g/人・日）

一般家庭からの汚濁物質排出量	河川等への排出量	
	汲取り式	合併処理浄化槽
し尿	13	0（し尿処理場へ）
生活雑排水	27	27

※合併処理浄化槽の除去率は90%で試算

9 國際貢献・展開

本市は、第10次基本計画において「国際貢献・国際協力の推進と国際会議の誘致」を掲げ、環境や上下水道分野等において、国際貢献・国際協力を推進している。

特に、下水道分野においては、これまで渇水や浸水、水質汚濁等の都市課題を克服する過程で、下水再生水の利用や総合的な浸水対策、高度処理等、先進的な技術やノウハウを蓄積している。これらは、世界各地で深刻化する水問題の未然防止や解決に資するものであり、同技術やノウハウを活用した国際貢献・国際協力を推進し、アジアをはじめ国際社会におけるプレゼンスの向上を図っている。

(1) これまでの取り組み

①海外からの研修員受け入れ

海外から研修員を受け入れ、下水道の計画、設計、維持管理、経営についての講義や実務研修を通じ、技術的な支援を行っている。

『海外からの研修員受入実績（令和7年3月31日時点）』

年度	受入人数	累計
昭和59年度～令和元年度	232名	232名
令和2年度	0名	232名
令和3年度	3名	235名
令和4年度	10名	245名
令和5年度	10名	255名
令和6年度	7名	262名

②本市職員の海外派遣

市職員を海外の国々に派遣し、各地の地域の現状を踏まえた下水道整備計画作成方法の指導などの支援を行っている。

『職員の海外派遣実績（令和7年3月31日時点）』

年度	派遣人数	累計	主な派遣国
昭和59年度～令和元年度	190名	190名	ミャンマー、マレーシア、フィジー
令和2年度	0名	190名	—
令和3年度	0名	190名	—
令和4年度	14名	204名	インド
令和5年度	11名	215名	フィジー、ベトナム
令和6年度	18名	233名	フィジー、ベトナム

③海外からの視察者受け入れ

海外から視察者を受け入れ、総合的な雨水対策や下水処理水の再利用に関する情報提供を通じ、技術的な支援を行っている。

『海外からの視察者受入について（令和7年3月31日時点）』

年度	視察人数	累計
昭和59年度～令和元年度	1,219名	1,219名
令和2年度	1名	1,220名
令和3年度	3名	1,223名
令和4年度	30名	1,253名
令和5年度	94名	1,347名
令和6年度	76名	1,423名

(2) 国際展開に向けて

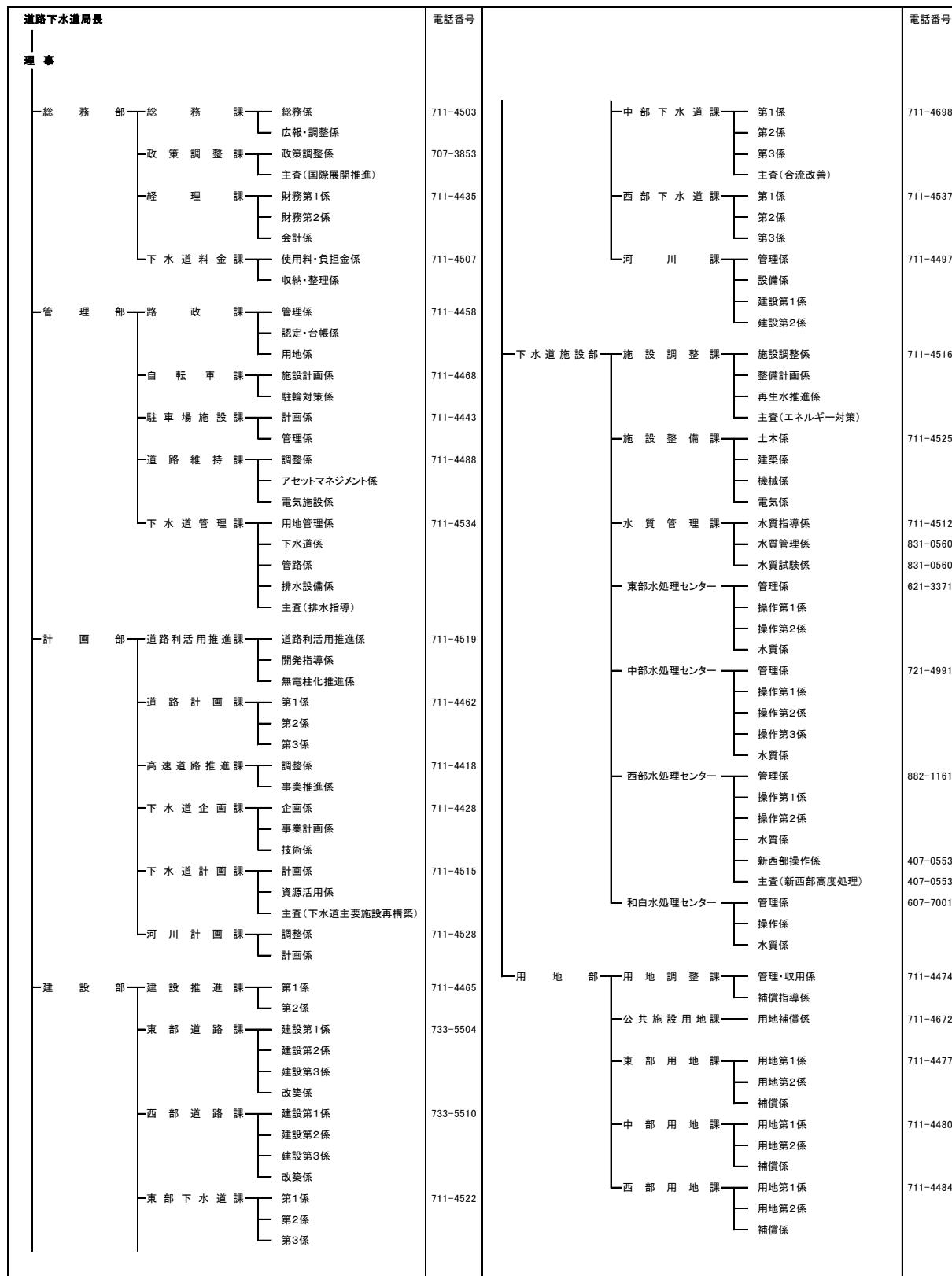
本市は、下水処理水の再利用技術や国際貢献の実績等が評価され、海外展開に先駆的な地方公共団体として、「水・環境ソリューションハブ（WES Hub）」に平成24年4月に登録されており、引き続き、水インフラのシステムや運営ノウハウ、水問題等に関する本市の取組みを海外に発信していくとともに、海外からの研修員への視察等の受け入れを行っていく。

VII

道路下水道局の機構及び事務分掌

1 機構

道路下水道局組織図（令和7年4月1日現在）



2 各課の事務分掌及び職員配置

所 属		事務分掌	
道路下水道局 455人			
総務部 37人	総務課 7人	1. 局の所掌事務に係る局内の総合的な連絡調整に関すること 2. 局の広報に係る局内の総合的な調整に関すること 3. 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること 4. 他の部及び部内の他の課の主管に属しないこと	
	政策調整課 6人	1. 局の事業に係る総合的な企画及び調整に関すること 2. 局の国際貢献・展開の推進に関すること	
	経理課 13人	1. 局の予算及び決算に関すること 2. 下水道事業に係る企業債に関すること 3. 下水道事業に係る会計伝票及び付属書類の審査に関すること 4. 下水道事業に係る現金及び有価証券の出納並びに保管その他の会計事務に関すること 5. 下水道事業に係る財政収支計画に関すること	
	下水道料金課 10人	1. 下水道使用料、再生水料金及び受益者負担金の賦課並びに収納に関すること 2. 水洗便所改造資金の収納に関すること 3. 下水道使用料制度に関すること	
	管理部 67人	1. 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること 2. 道路の占用に関すること 3. 道路管理センターとの連絡調整に関すること 4. 道路の管理に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。ただし、部内の他の課の所管に係るものを除く 5. 道路の認定、変更及び廃止に関すること 6. 道路台帳の整備に関すること 7. 道路統計に関すること 8. 局所管の財産に係る無断建築物の除却措置に伴う施設の管理及び処分に関すること 9. 道路境界確定及び道路区域の明示に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること 10. 局所管の行政財産のうち、寄付、無償譲与又は交換に係るもの取得及び管理に関すること。ただし、部内の他の課及び建設部河川課の所管に係るものを除く 11. 部内の他の課の主管に属しないこと	
		1. 自転車通行空間に関する技術基準及び事業実施の調整に関すること 2. 自転車駐車場に係る総合的な企画及び調整に関すること。ただし、他の課の所管に係るものを除く 3. 放置自転車対策に関すること 4. 放置自転車対策及び自転車駐車場の整備計画及び管理に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること 5. 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づく自転車活用推進計画に関すること	
		1. 自動車駐車場の整備計画に関すること。ただし、住宅都市局の所管に係るものを除く 2. 駐車対策に関すること 3. 附置義務駐車・駐輪場及び路外駐車場の審査に関すること 4. 大規模小売店舗立地法に基づく駐車需要の充足等に係る事項の審査に関すること 5. 築港駐車場、大橋駐車場及び天神中央公園駐車場に関すること 6. 藤崎バス乗継ターミナルの管理に関すること	
		1. 道路の維持計画及び橋梁耐震補強計画に関すること 2. 道路の維持修繕（災害時のものを含む。）に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること 3. 私道整備の助成に関すること 4. 特殊車両の通行の許可等に関すること 5. 道路運送法（昭和26年法律第183号）等の規定による道路管理者としての業務に関すること。ただし、他の課の所管に係るものを除く 6. 道路上の民間灯に関すること 7. 道路に係る電気設備の計画、調整及び工事の審査及び技術指導に関すること	
	下水道管理課 19人	1. 下水道管きょ、及び再生水管に係る行政財産の管理に関すること 2. 公共下水道、再生水管及び水路の台帳の整備及び保管に関すること 3. 下水道管きょの維持管理に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること 4. 排水設備（下水道処理区域外のものを除く。）に係る公共樹の設置に関すること。ただし、建設部東部下水道課、中部下水道課及び西部下水道課の所管に係るものを除く 5. 排水設備（下水道処理区域外のものを除く。）に関すること 6. 下水道管きょの改築計画に関すること 7. 下水道施設管理システムの運営に関すること 8. 下水道管きょ用地（公共下水道事業計画認可区域外のものを除く。）のうち、寄付、無償譲与又は交換に係るもの取得に関すること 9. 下水道管きょ用地に係る地上権設定に関すること。ただし、建設部及び用地部の所管に係るものを除く 10. 水循環型都市づくり推進事業に係る雨水貯留施設及び雨水浸透施設助成制度に関すること 11. 水洗化の普及指導に関すること 12. 私道排水設備及び低地排水設備の助成に関すること 13. 水洗便所改造補助金に関すること 14. 水洗化あっせん委員制度に関すること 15. 水洗便所改造資金に関すること（収納に関する事を除く。） 16. 排水設備工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録等に関すること	

道路下水道局の機構及び事務分掌

所 属		事務分掌	
計画部 54人	道路利活用 推進課	8人	1. 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること 2. 道路の利活用に係る計画及び調整に関すること 3. 局の工事に係る技術基準及び設計積算に関すること。ただし、下水道企画課の所管に係るものと除く 4. 開発行為等に係る道路、下水道及び河川の整備等に係る指導及び調整に関すること 5. 無電柱化に係る計画及び調整に関すること 6. 部内の他の課の主管に属しないこと
	道路計画課	12人	1. 道路の整備計画に関すること。ただし、住宅都市局都市計画部交通計画課の所管に係るものと除く 2. 道路事業に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。ただし、他の課の所管に係るものと除く 3. 交通安全施設等整備事業（都市サイン事業及び踏切道を含む。）の整備計画に関すること
	高速道路推進 課	7人	1. 福岡北九州高速道路公社等の経営管理に関すること 2. 福岡都市高速道路の整備に伴う関係機関との協議その他連絡調整に関すること 3. 博多バイパス及び外環状道路に係る関係機関との協議その他連絡調整に関すること
	下水道企画課	10人	1. 下水道事業に係る局内の連絡調整に関すること 2. 下水道事業に係る経営の基本計画に関すること 3. 下水道事業の実施計画に関すること 4. 公共下水道の供用及び処理の開始の告示に関すること 5. 下水道及び水路の工事に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること（公共下水道事業計画認可区域外のものに限る。） 6. 局の工事に係る技術基準及び設計積算に関する事（下水道事業に係るものに限る。）
	下水道計画課	9人	1. 下水道事業の基本計画に関すること 2. 総合排水計画に関すること 3. 合流式下水道改善対策に関すること 4. 下水道の新技術に係る調査、研究及び開発に関する事。ただし、他の課の所管に係るものと除く
	河川計画課	7人	1. 河川（治水池を含む。）事業の基本計画に関すること 2. 河川（治水池を含む。）事業の実施計画に関すること 3. 河川及び治水池環境の計画に関すること 4. 河川（治水池を含む。）事業の関係機関との連絡調整に関する事 5. 砂防及び急傾斜地崩壊対策に係る関係機関との連絡調整に関する事
	建設部 128人	建設推進課	1. 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること 2. 当該部の所掌事務に係る事業の執行管理に関すること 3. 当該部の所掌事務に係る国及び行政機関との調整に関すること 4. 国土交通省所管の公共土木施設災害復旧事業に係る連絡調整に関すること 5. 局の会計検査等の国等との調整に関すること 6. 会計検査院が実施する検査に係る主管課及び受検課の検査対応の支援に関する事 7. 道路工事予定地の使用に関する事 8. 局の工事に係る安全管理に関する事 9. 部内の他の課の主管に属しないこと
	東部道路課	21人	1. 次に掲げる事務のうち、東区、博多区及び南区の区域に係るもの (1) 道路の新設改良に係る工事の施行に関する事 (2) 街路の新設改良に係る工事の施行に関する事 (3) 交通安全施設等整備事業に係る工事の施行に関する事 (4) 無電柱化事業に係る電線管理者との協議及び工事の施行に関する事 (5) 道路の災害防除及び災害復旧に係る工事の施行に関する事 (6) 橋梁耐震補強に係る工事の施行に関する事 (7) 橋梁、トンネル、アンダーパス等のアセットマネジメントに係る補修工事の施行に関する事 2. 雜餉隈連続立体交差事業に関する事
	西部道路課	18人	1. 次に掲げる事務のうち、中央区、城南区、早良区及び西区の区域に係るもの (1)～(7) 東部道路課に同じ
	東部下水道課	20人	1. 下水道管きよ及び水路（公共下水道事業計画認可区域外のものを除く。）に係る工事の施行に関する事（東区及び博多区の区域に係るものに限る。） 2. 排水設備に関する事（東区及び博多区の区域における公共下水道事業計画認可区域内で下水道処理区域外に係るものに限る。）
	中部下水道課	21人	1. 下水道管きよ及び水路（公共下水道事業計画認可区域外のものを除く。）に係る工事の施行に関する事（中央区、南区の区域に係るものに限る。） 2. 排水設備に関する事（中央区、南区の区域における公共下水道事業計画認可区域内で下水道処理区域外に係るものに限る。） 3. 博多駅周辺地区及び天神周辺地区的分流式排水設備改造工事費助成に関する事
	西部下水道課	19人	1. 下水道管きよ及び水路（公共下水道事業計画認可区域外のものを除く。）に係る工事の施行に関する事（城南区、早良区及び西区の区域に係るものに限る。ただし、地震対策については全区とする。） 2. 排水設備に関する事（城南区、早良区及び西区の区域における公共下水道事業計画認可区域内で下水道処理区域外に係るものに限る。）
次項へ 続く			

所 属		事務分掌
建設部 続き	河川課 18人	<p>1. 河川（急傾斜地崩壊防止施設を含む。）に係る行政財産の管理に関すること</p> <p>2. 河川及び水路等の台帳の整備及び保管に関すること</p> <p>3. 河川（治水池及び急傾斜地崩壊防止施設を含む。）の維持管理に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること</p> <p>4. 河川用地のうち、寄付、無償譲与又は交換に係るものとの取得に関すること</p> <p>5. 河川（治水池を含む。）の改修事業に係る工事の施行に関すること</p> <p>6. 河川災害復旧事業等に係る工事の施行に関すること</p> <p>7. 水防倉庫及び水防資材に関すること</p> <p>8. 砂利採取法（昭和43年法律第74号）に関する事務のうち、普通河川、準用河川、陸域における砂利採取及び洗浄に関する計画の認可等に関すること</p>
下水道 施設部	111人 施設調整課 14人	<p>1. 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること</p> <p>2. 水処理センターの技術的な総合調整に関すること</p> <p>3. 水処理センター、ポンプ場等の維持管理計画に関すること</p> <p>4. 下水汚泥の有効利用に関すること</p> <p>5. 水処理センター、ポンプ場等の更新計画及び長寿命化工事に関すること</p> <p>6. 再生水利用下水道事業の計画に関すること</p> <p>7. 再生水の給水設備に係る指導に関すること</p> <p>8. 再生水利用の普及及び促進に関すること</p> <p>9. 水処理センター、ポンプ場等の省エネルギー及び創エネルギーに関すること</p> <p>10. 部内の他の課の主管に属しないこと</p>
	施設整備課 21人	1. 水処理センター、ポンプ場等に係る工事（長寿命化工事を除く。）の施行に関すること
	水質管理課 15人	<p>1. 下水道の水質に係る水処理センターとの連絡調整に関すること</p> <p>2. 下水道に係る水質試験に関すること。ただし、水処理センターの所管に係るものと除く</p> <p>3. 下水道の水質に係る調査研究に関すること</p> <p>4. 事業場及び工場の排水（下水道処理区域外のものを除く。）に係る調査及び指導に関すること</p> <p>5. 排水設備に係る設置義務の免除許可に関すること</p>
	東部水処理 センター 15人	<p>1. 東部水処理センター、ポンプ場及びその付帯施設の維持管理に関すること</p> <p>2. 東部水処理センターの水質管理に関すること</p>
	中部水処理 センター 17人	<p>1. 中部水処理センター、ポンプ場及びその付帯施設の維持管理に関すること</p> <p>2. 中部水処理センターの水質管理に関すること</p>
	西部水処理 センター 17人	<p>1. 西部水処理センター、新西部水処理センター、ポンプ場及びその付帯施設の維持管理に関すること</p> <p>2. 西部水処理センター及び新西部水処理センターの水質管理に関すること</p>
	和白水処理 センター 11人	<p>1. 和白水処理センター、西戸崎水処理センター、ポンプ場及びその付帯施設の維持管理に関すること</p> <p>2. 和白水処理センター及び西戸崎水処理センターの水質管理に関すること</p>
用地部	56人 用地調整課 11人	<p>1. 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること</p> <p>2. 用地取得に伴う土地収用法（昭和26年法律第219号）による収用に関すること</p> <p>3. 福岡市の公共事業の施行に伴う損失補償基準等の策定及びこれらについての関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>4. 用地取得及び物件の移転補償事務に係る関係課等との連絡調整に関すること</p> <p>5. 補償事務連絡協議会に関すること</p> <p>6. 用地補償契約事務の審査に関すること</p> <p>7. 局の所管に係る物件の移転補償金額の審査及び決定に関すること</p> <p>8. 部内の他の課の主管に属しないこと</p>
	公共施設 用地課 2人	1. 他局所管事業に係る用地の取得（寄付、無償譲与又は交換によるものと除く。）及びこれに伴う物件の移転補償に関すること
	東部用地課 15人	<p>1. 局所管の行政財産（東区及び博多区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）の取得及びこれに伴う物件の移転補償に関すること。ただし、中部用地課、管理部路政課及び下水道管理課の所管に係るものと除く</p> <p>2. 局の用地取得（東区及び博多区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）に係る物件補償調査等の委託、物件の移転補償金額の算定及び物件の移転補償契約の履行の確認に関すること。ただし、中部用地課の所管に係るものと除く</p> <p>3. 局の所管に係る公共事業（東区及び博多区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）の施行に伴う現物補償の工事及び監督に関すること</p>
	中部用地課 13人	<p>1. 局所管の行政財産（中央区及び南区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）の取得及びこれに伴う物件の移転補償に関すること。ただし、管理部路政課及び下水道管理課の所管に係るものと除く</p> <p>2. 雑餉隈連続立体交差事業に係る行政財産の取得及びこれに伴う物件の移転補償、移転補償金額の算定、及び物件の移転補償契約の履行の確認に関すること</p> <p>3. 局の用地取得（中央区及び南区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）に係る物件補償調査等の委託、物件の移転補償金額の算定及び物件の移転補償契約の履行の確認に関すること</p> <p>4. 局の工事に起因する事業損失補償金の算定に関すること</p> <p>5. 局の所管に係る公共事業（中央区及び南区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）の施行に伴う現物補償の工事及び監督に関すること</p>
	西部用地課 14人	<p>1. 局所管の行政財産（城南区、早良区及び西区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）の取得及びこれに伴う物件の移転補償に関すること。ただし、管理部路政課及び下水道管理課の所管に係るものと除く</p> <p>2. 局所管の行政財産（河川に係るものに限る。）の取得及びこれに伴う物件の移転補償に関すること。ただし、建設部河川課の所管に係るものと除く</p> <p>3. 局の用地取得（城南区、早良区及び西区の区域の道路、街路、下水道及び河川に係るものに限る。）に係る物件補償調査等の委託、物件の移転補償金額の算定及び物件の移転補償契約の履行の確認に関すること</p> <p>4. 局の所管に係る公共事業（城南区、早良区及び西区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）の施行に伴う現物補償の工事及び監督に関すること</p>

VIII

福岡市の下水道のあゆみ

年 次	項 目	内 容
明治 20 年	県令 128 号下水路下水溝下水溜廁芥溜規則の公布	下水溝公共芥溜の設置の責は町村に、私設の排水設備等の設置の責は住民各自にあるものとされている。
21 年	上記事業の予算化	上記規則に基づき、公共溜設置費及び下水溝改修準備金 2,500 円及び同設計費 500 円を予算化。
22 年	内務省雇技師ウィリアム・キンモンド・バルトン氏招へい	下水溝及び上水道工事の調査を依頼し、その報告書が提出され、それによると「福岡市の衛生土木に関する業況は不良なり。其の改良の肝要なるものは、下水排除法を第一に置かんとする」と記載されている。
29 年	下水溝改良調査委員設置規程の制定	公共下水溝の改良方法の調査及び設計のため、臨時委員を置く。
33 年	下水溝工事費補助規程の制定 〔旧〕下水道法の制定	市内の公共下水溝の新設並びに改造工事を発起し、市費の補助を請求する者ある時は、基準額に応じた補助費を下附する。 (注) 明治年間における市の下水対策は市単独事業によることなく、多くの申請人に対する補助主義によった。従って一貫した下水溝の設定を見ることなく多く部分的補修工事に終った。
大正 8 年	下水道布設の根本方針を定める。	九大教授西田精博士の指導により下水道根本設計案策定。 これにより河流が不潔になるため、河川や大濠に下水吐口が流入する事を禁止。また幹線は全額市費で、支線は各町に負担させ 4/10 を市が補助する方針とし、総事業費 80 万円を見込む(財政難により見送り)。 「本市の築造した下水に汚水雨水を疎通するため、必要な施設をなすものは本市の許可を得て工事を施工することを要す。……」としている。 これにより系統的な下水道の構築をしなければならないという動きが見られるようになった。 (注) 大正年間の福岡市は、上水道布設(大正 5 年着工、12 年完了)の大事業に取り組んでいたことと、西田精博士指導による全体下水道事業費が 80 万円という当時としては巨額であったことから、自然放任のかたちにおかれ長くその時期の到来するのを待たざるを得なかった。
12 年	福岡市下水道管理規程制定 都市計画法による指定都市となる。	
昭和 5 年	下水道事業認可	都市計画事業認可を得、下水道事業を開始した。博多・千代部の事業に着手。総事業費 15 万円(内 4 万 8 千円が補助金)を見込み 12 カ年計画で 246.31ha の整備を図るものであった。
9 年	下水道事業認可	福岡部の事業に着手。12 カ年計画で 660.41ha の整備。
12 年	下水道事業認可	住吉部の事業に着手。9 カ年計画で 102.50ha の整備。
15 年	(旧) 福岡市下水道条例制定	
17 年	博多・千代部の完成	戦争の激化とともに事業の遂行が困難となり、博多・千代部のみを完成し、その他の事業は全面中止となった。 (注) 戦後の下水道事業は戦災の応急・復旧措置として埋設溝きよ並びに管の掃除等が、市民の協力のもとに緊急事業と

		して始められた。
昭和 26 年	福岡部・住吉部の事業継続開始	戦後、国に対し国庫補助金の申請を行っていたが、ようやく本年 360 万円の補助を受けて、戦前から施行中の福岡部・住吉部の下水道築造工事を継続することになった。
28 年	大 水 害	6月4日から7日にかけて 336.7mm、さらに6月25日から28日にかけて 621.4mm という大雨になり、市内全域にわたり浸水した。
30 年	福岡市下水道使用料条例の制定	下水道事業は多額の財源を調達せねばならず、その調達方法として下水道使用料を徴収するようになった。 使用料は水道給水料金の 2.2/10（約 2.5 円／m ³ ）とした。
33 年	新下水道法の制定	高度経済成長による河海の水質汚濁や市街地の浸水、し尿処理等への早急な対策が社会的問題となり、都市環境の改善・公衆衛生の向上を目的に制定された。
35 年	事業認可変更	上記下水道法の制定主旨にのっとり、本市において初めて処理場を含む下水道施設の認可を取得（中部処理区）。
36 年	事業認可変更	長尾処理区（処理場を含む）の事業認可を取得。中部処理場の建設に着手。
37 年	福岡市下水道条例の制定 下水道使用料の改定	使用料を単一従量制（5 円／m ³ ）に改定。
38 年	第 1 次下水道整備五箇年計画のスタート 生活環境施設整備緊急措置法の制定	計画的な下水道整備が始まることとなり、第 1 次下水道整備五箇年計画が総事業費約 48 億円でスタートした。
	大 水 害	6月8日から10日にかけて 272.1mm、6月28日から7月1日にかけて 376.3mm という大雨となり、市内各所が浸水をおこした。
39 年	下水道使用料の改定	長尾処理区域の使用料を 15 円／m ³ に決定。
40 年	長尾処理場運転開始	長尾処理場（能力 2,860m ³ ／日）が完成し、運転を開始した。
41 年	中部処理場運転開始	中部処理場（能力 50,000m ³ ／日）が完成し、運転を開始した。
	下水道部の新設により執行体制の確立を図る。	
	下水道使用料の改定	中部処理区域の使用料を 10 円／m ³ に決定。
42 年	第 2 次下水道整備五箇年計画のスタート 政府の下水道事業一元化政策 公害対策基本法の制定	下水道整備緊急措置法の制定により第 2 次下水道整備五箇年計画が総事業費約 142 億円でスタートした。
	下水道使用料の改定	弥永処理区域の使用料を 20 円／m ³ に決定。
	弥永処理場の運転開始	
44 年	受益者負担金省令の制定	中部負担区 2,988ha（120 円／m ² ）の設定。

昭和 45 年	公害対策基本法の一部改正	目的の改正（「経済の健全な発展との調和」の規定の削除を含め、政府の公害対策に取り組む積極的姿勢を示すため、目的の全体を改めたもの）。
46 年	第 3 次下水道整備五箇年計画のスタート	本市の第 3 次下水道整備五箇年計画が総事業費約 445 億円でスタートした。
	事業認可変更	東部、南部、和白処理場の認可を取得。 東部処理場の建設に着手。
47 年	下水道局新設	
48 年	事業認可変更 大 水 害	南部処理場は県事業の御笠川、那珂川流域下水道に変更となる。 7月 30 日から 31 日にかけて市内全域にわたり浸水。
49 年	事業認可変更 受益者負担金条例の制定 下水道使用料の改定	西部処理場の事業認可を取得した。 中部負担区を第 1 負担区と名称変更。 第 2 負担区 5,250ha (170 円／m ²) の設定。 全処理区域の使用料を 10 円／m ³ に改定。
50 年	和白、東部、野方の各処理場が運転を開始。 県事業で施工の御笠川処理場が運転開始	和白（能力 10,000m ³ ／日）、東部（能力 50,000m ³ ／日）、野方（能力 4,600m ³ ／日）の各処理場が完成し、運転を開始した。人口普及率 33.6% となる。 御笠川処理場（能力 53,300m ³ ／日）が完成し、運転を開始した。
51 年	第 4 次下水道整備五箇年計画のスタート	第 4 次下水道整備五箇年計画が総事業費 1,100 億円でスタートした。
52 年	和白処理場の増設が完了 下水道使用料の改定	和白処理場の増設（能力 10,000m ³ ／日）を完了した。 これより、処理能力 20,000m ³ ／日となる。 基本使用料、累進使用料の導入、平均改定率 145%
53 年	事業認可変更	下水汚泥貯留乾燥場の事業認可取得。 西戸崎処理場の建設に着手。
54 年	下水処理水循環利用モデル事業に着手 下水汚泥管理センターの建設	中部処理場の処理水の一部を合同庁舎等の水洗トイレ用水として利用するもの。 処理場より排出する汚泥を肥料化するため、貯留乾燥場の建設に着手。
55 年	西部処理場運転開始 下水処理水循環利用モデル事業の給水開始 下水道使用料の改定	西部処理場の一部が完成し、運転を開始した。 中部処理場の処理水の一部を合同庁舎、浜の町ポンプ場、中央市民センターの水洗トイレ用水として給水を開始した。 平均改定率 115.7%
	大 水 害	8月 28 日から 31 日にかけて 438.0mm という大雨になり市内全域にわたり浸水した。
56 年	第 5 次下水道整備五箇年計画のスタート	第 5 次下水道整備五箇年計画が総事業費 2,285 億円でスタートした。

	西戸崎処理場の運転開始	西戸崎処理場（能力 6,500m ³ ／日）が完成し、運転を開始した。
昭和 57 年	下水汚泥管理センター運転開始	下水汚泥管理センター（能力 206 t／日）が完成し、運転を開始した。
	下水道使用料・受益者負担金の改定	下水道財政基盤拡充のため、建設に伴う起債償還費の一部を使用料に見込み平均 130.6% 改定し、受益者負担金の単位負担金額を 250 円／m ³ に改定。
58 年	工事費積算業務の電算化システムの一部導入	
59 年	消化ガス発電施設 “メタックス’84”運転開始	出力：240kW 電圧：210V 台数：1 台
	広州市下水道技術交流団来福	中国広州市下水道技術交流団（団長 顏用棠 広州市市政管理局長 他 6 名）が、日本の下水道処理技術の修得を目的として来福した。
60 年	日米下水処理技術委員会派遣	日米の二国交流として行われている、日米下水処理技術委員会の日本側委員として米国へ 1 名派遣した。
	福岡市下水道技術交流団を広州市へ派遣	福岡市下水道技術交流団を中国広州市へ 5 名派遣した。
	下水道使用料の改定	維持管理費の全部と資本費の一部を算入。 平均改定率 16.1%
61 年	第 6 次下水道整備五箇年計画のスタート	第 6 次下水道整備五箇年計画が総事業費 2,000 億円でスタートした。
	企業会計へ移行	下水道予算が特別会計より企業会計へと移行する。
	下水道技術検討委員会の設置	汚泥の処理処分及び高度処理技術の導入化等に関する下水道技術検討委員会の設置。
62 年	広州市下水道技術交流団来福	中国広州市下水道技術交流団（団長 李相延 広州市市政管理局責任者 他 5 名）が日本の下水道技術の修得を目的として来福した。
	日米下水処理技術委員会出席（東京）	日米下水処理技術委員会の日本側委員として、1 名参加した。
	下水道技術検討委員会昭和 61 年度調査報告	今後の汚泥処理処分のあり方について検討結果の報告を受けた。
	JICA 下水道技術コース研修生来福	JICA（国際協力事業団）の研修生 15 名が下水道施設見学研修のため来福。その後毎年来福。
63 年	福岡市下水汚泥処理処分研究会設置	下水汚泥に処理処分の基本的あり方について調査研究し、協議するため、福岡市下水汚泥処理処分研究会を設置した。
	野方下水処理場の運転を停止	西部処理区の面積拡張により野方処理区を西部処理区へ包括、野方処理場の運転を停止、西部処理場が本格運転を開始した。
	下水道技術検討委員会昭和 62 年度調査報告	西部下水処理場の汚泥焼却について検討結果の報告を受けた。
	国際協力事業としてラングーン市に派遣	ラングーン市の下水道整備指導のため、国際協力事業団の要請により 1 名派遣。

	韓国嶺南大学校環境大学院一行来福 福岡市下水道技術交流団を広州市へ派遣	環境保全関連施設見学研修のため、巖元鐸教授他 17 名が来福。その後毎年来福。 福岡市下水道技術交流団を中国広州市へ派遣。
平成元年	汚泥焼却設備の建設 普及人口 100 万人突破 下水道使用料の改定 国際協力事業としてフィリピンのバギオ市に派遣 下水道総合イベント'89 福岡が開催される。	西部下水処理場で汚泥焼却設備（能力 50 t／日）の建設がスタートした。 下水道の普及人口が 100 万人を突破した。 人口普及率も 83.6%に達した。 消費税法の施行に伴い、消費税（3%）を導入。 フィリピンのバギオ市の下水道整備指導のため国際協力事業団の要請により 1 名派遣。 '89 下水道展、第 26 回下水道研究発表会、第 27 回下水道主幹者会議が開催された。
2 年	広州市下水道技術交流団来福 日米下水処理技術委員会出席（アメリカ：シンシナティ） 福岡市下水道技術交流団を広州市へ派遣 水洗化あっせん委員制度設立 デザインマンホール蓋の採用	中国広州市水道技術交流団（団長 李新楽 広州市市政管理局副局长 他 4 名）が日本の下水道技術の修得を目的として来福した。 第 12 回 日米下水処理技術委員会の日本側委員として 1 名参加。 福岡市下水道技術交流団を中国広州市へ 5 名派遣した。 水洗化促進を図るため、水洗化の方法をあっせんする水洗化あっせん委員制度が設立された。 普及人口 100 万人突破を記念してデザインマンホール蓋を一般公募し決定した。
3 年	下水道使用料の改定 国際水質汚濁研究会議出席（日本：京都） 第 7 次下水道整備五箇年計画のスタート 広州市建設技術交流団来福 西部下水処理場汚泥焼却施設運転開始 日独排水及びスラッジ処理についてのワークショップに出席 汚泥処分方法の一部変更 長尾下水処理場の運転停止	維持管理費の全部と資本費の 38%を算入。 平均改定率 10.2% 第 15 回国際水質汚濁研究会議に参加した。 第 7 次下水道整備五箇年計画が総事業費 1,550 億円でスタートした。 中国広州市都市建設技術交流団（団長 董明訓 広州市城鄉建設委員会副主任 他 5 名）が日本の下水道および道路橋梁の技術修得を目的として来福。 西部下水処理場の汚泥焼却施設（100 t／日）の一部（50 t／日）が完成し運転を開始した。 第 5 回日独排水及びスラッジ処理についてのワークショップに日本側委員として参加した。 汚泥処分方法のコンポスト化を一時中止し、陸上埋立てに変更した。 長尾下水処理場の運転を停止した。

平成 4 年	建設大臣賞(いきいき下水道賞)受賞	福岡市下水処理水循環利用事業が、下水道資源利用部門で建設大臣賞(いきいき下水道賞)を受賞した。
	福岡市都市建設技術交流団を広州市へ派遣	福岡市都市建設技術交流団(下水道局 3 名、土木局 3 名)を中国広州市へ派遣した。
5 年	韓国嶺南大学校技術交流のため職員派遣	大邱市、釜山市下水道施設視察
	下水道使用料の改定	維持管理費の全部と資本費の 49%を算入。 平均改定率 19.3%
6 年	特定環境保全公共下水道に着手	特定環境保全公共下水道の新規採択性を受け、長峰地区、上ノ原地区の事業に着手した。
	広州市都市建設技術交流団来福	中国広州市都市建設技術交流団(団長 譚桂生 広州市市政管理局責任者 他 4 名)が日本の下水道及び道路・橋梁の技術修得を目的として来福。
7 年	環境基本法の制定	地球環境保全を視野に入れた基本理念をうたうとともに、環境保全に関する施策の基本的事項を定めた。これに伴い公害対策基本法は廃止された。
	MAP 法の開発	リンの削減を目的とした高度処理事業の一環として、下水汚泥水からリンを回収する MAP 法の実証実験を西部下水処理場において行った。
8 年	日独排水及びスラッジ処理についてのワークショップ出席	第 6 回日独排水及びスラッジ処理についてのワークショップに日本側委員として参加した。
	福岡市都市建設技術交流団を広州市へ派遣	福岡市都市建設技術交流団(下水道局 3 名、土木局 3 名)を中国広州市に派遣した。
9 年	(財)福岡市下水道資源センターを設立	コンポスト工場の運転、管理を(財)福岡市下水道資源センターへ委託。コンポスト製品「博多のびのび」の販売を開始。
	広州市都市建設技術交流団来福	中国広州市都市建設技術交流団(団長 関建樟 広州市市政管理局副局长 他 5 名)が日本の下水道及び道路・橋梁の技術修得を目的として来福。
8 年	処理場名称変更	「～処理場」を「～水処理センター」に変更。
	MAP 法の実用化	下水中のリンを 90%除去する全国初のプラントが和白水処理センターに完成、運転開始。
9 年	第 8 次下水道整備五箇年計画のスタート	第 8 次下水道整備五箇年計画が総事業費 1,820 億円でスタートした。
	福岡市都市建設技術交流団を広州市へ派遣	福岡市都市建設技術交流団(下水道局 3 名、土木局 3 名)を中国広州市に派遣した。
9 年	下水道施設管理システムの導入	コンピューターを用いて、膨大な管路を効率的に管理運営することを目的とした「下水道施設管理システム」を導入した。
	下水道使用料の改定	維持管理費の全部と資本費の 68%を算入(回収率 80%)。 平均改定率 13.9%
9 年	日独排水及びスラッジ処理についてのワークショップ出席	第 7 回日独排水及びスラッジ処理についてのワークショップに日本側委員として参加した。

	広州市都市建設技術交流団来福 博多湾特定水域高度処理基本計画を策定	博多湾の水質保全のために、福岡県と共同で高度処理についての長期的な計画である「博多湾特定水域高度処理基本計画」を策定。
平成 10 年	国際協力事業としてタイ国に派遣	タイ国のバンコク市の下水道研修センターへ、国際協力事業団の要請により 1 名派遣。
11 年	東部水処理センター汚泥焼却施設運転開始 大水害	東部水処理センターの汚泥焼却施設（150 t／日）の一部（75 t／日）が完成し運転を開始した。 6月29日総降雨量 136.0mm、時間最大降雨量 79.5mmという集中豪雨により、3,000戸を上回る床上・床下浸水被害が市内各所で発生した。
	国際協力事業としてインドネシアに派遣	インドネシアの下水道管路の維持管理指導（ガイドライン策定等を含む）のため、国際協力事業団の要請により 1 名派遣。
	国際協力事業としてニジェール国ニアメ市に派遣	ニアメ市衛生環境整備計画調査（事前調査）のため、国際協力事業団の要請により 1 名派遣。
	日米水道水質管理及び下水道技術に関する政府間会合に出席	日米水道水質管理及び下水道技術に関する政府間会合に日本側委員として出席した。
12 年	福岡市雨水整備緊急計画「雨水整備 Do プラン」の策定 建設大臣賞「甦る水 100 選」受賞	平成 11 年の大水害の実態などを踏まえ、地域を重点化し緊急的に取り組む雨水整備計画を策定した。 福岡市再生水利用下水道事業が、水循環・水環境の保全・再生の礎を築く下水道として、建設大臣賞「甦る水 100 選」を受賞した。
	日独排水及びスラッジ処理についてのワークショップ出席	第 8 回日独排水及びスラッジ処理についてのワークショップに日本側委員として参加した。
13 年	EMS（環境マネジメントシステム）の構築 下水道使用料の改定	西部水処理センターにおいて ISO14001 の認証を取得。 維持管理費の全部と資本費の 84% を算入（回収率 90%）。平均改定率 6.7%
	第 9 次下水道整備五箇年計画のスタート	第 9 次下水道整備五箇年計画が総事業費 1,780 億円でスタートした。
	国土交通大臣賞（いきいき下水道賞）受賞	ぽんプラザ（ハイブリッドポンプ場）が下水道有効利用部門で国土交通大臣賞（いきいき下水道賞）を受賞した。
	中部水処理センター脱水機機種変更	立型加圧脱水機から遠心脱水機に変更。
	芦川雨水滞水池運転開始	合流式下水道の改善のため、貯留能力 35,000m ³ の芦川雨水滞水池が運転開始。
14 年	新世代下水道支援事業制度水環境創造事業（水循環再生型）認定	再生水利用下水道事業（中部地区）が区域拡大に伴い元の事業を包括し、国土交通省より平成 14 年度新世代下水道事業支援事業として採択された。 向島ポンプ場（博多川環境整備事業）が、国土交通省より平成 14 年度新世代下水道支援事業として採択された。

平成 15 年	東部地区再生水供給開始	千早駅（JR）の開業にあわせ、7月7日から香椎地区の一部に再生水の供給を開始した。
	大水害	7月19日の大雨は、御笠川上流の太宰府市で日総降雨量315.0mm、時間最大降雨量104.0mmの観測史上最大の豪雨を記録し、市内を流れる2級河川御笠川の氾濫等により、博多区を中心に1,700戸を上回る床上・床下浸水被害が発生した。
	「福岡市再生水利用下水道事業に関する条例」施行	「福岡市節水推進条例」及び「福岡市再生水利用下水道事業に関する条例」を7月7日公布、12月1日に施行した。
	草の根技術協力事業（地域提案型）として、中国山東省建設庁と技術交流開始	中国山東省において環境局が福岡大学と共同で行っている準好気性廃棄物埋立技術（福岡方式）の導入に向けた技術協力を行っており、これと合わせた下水道整備について技術力向上を図るために、国際協力事業団の要請により専門家を2名派遣。平成17年までに、3回の専門家派遣と2回の研修生受け入れを行った。
16年	博多駅地区緊急浸水対策事業「雨水整備レインボープラン博多」の策定	平成11年、15年の2度にわたる博多駅周辺地区における大水害を三度繰り返さないための浸水対策として博多駅地区緊急浸水対策事業「雨水整備レインボープラン博多」を策定するとともに博多駅地区浸水対策室を新設し事業に着手。
	合流式下水道緊急改善計画の策定（博多駅周辺地区）	合流式下水道の改善のため、博多駅周辺地区の分流化を中心とした合流式下水道緊急改善計画を策定し、浸水対策と合わせた分流化事業に着手。
	国土交通大臣賞（いきいき下水道賞）受賞	再生水利用の拡大と条例の制定による「節水型都市づくり」の推進が、国土交通大臣賞（いきいき下水道賞）の特別賞を受賞した。
	板付北小学校に雨水貯留施設を設置	本市で初めて学校の校庭内に流出抑制型の雨水貯留施設を整備（貯留量約800m ³ ）。
17年	福岡県西方沖地震	3月20日に福岡県西方沖地震が発生し、水処理センター、ポンプ場の場内道路沈下や、管渠のクラック、部分破損などの被害が生じた。
	新世代下水道支援事業制度水環境創造事業（水循環再生型）認定	福岡市雨水貯留施設助成事業（貯留タンク）が、国土交通省より平成17年度新世代下水道支援事業として採択された。
	下水道使用料の改定	維持管理費及び資本費の概ね100%を算入（損益収支の独立採算達成）。 使用料体系の見直し、平均改定率7.4%
	雨水貯留タンク助成制度開始	7月1日より、浸水対策と水の有効利用を目的として雨水貯留タンク助成制度がスタート。個人が設置する100L以上の雨水タンクに対し、15,000円を限度に購入価格の1/2を助成。
18年	分流式排水設備改造資金貸付制度開始	10月1日より、合流式から分流式となった分流化区域内の既存建物について、分流式排水設備改造への支援措置として、分流式排水設備改造資金貸付制度がスタート。
	山王公園に雨水貯留施設を設置	博多駅地区緊急浸水対策事業「雨水整備レインボープラン博多」の一環として山王公園に山王1号雨水調整池（野球場を掘り下げ貯留容量約13,000m ³ ）、山王2号雨水調整池（グランド地下に貯留容量約15,000m ³ ）を整備した。

平成 19 年	東部水処理センターにおいて窒素・リンの除去開始	同センターの 1 系列において、「嫌気無酸素好気法」による窒素・リン同時除去の供用を開始した。
	JICA 草の根技術交流としてマレーシア国イポー市と技術交流を開始	姉妹都市であるマレーシア国イポー市に対し、下水道技術の向上を目的として、研修生受入及び専門家派遣による技術協力を 3 年間の予定で開始した。
	道路下水道局の新設	下水道局と土木局との統合により、道路下水道局となる。
	排水設備分流化改造工事費助成制度開始	10 月 1 日より、合流式から分流式となった分流化区域内の既存建物について、分流化に必要な改造工事費の助成制度がスタートした。
	天神周辺地区下水道総合浸水対策緊急事業「雨水整備レインボープラン天神」の策定	天神周辺地区における浸水対策として天神周辺地区下水道総合浸水対策緊急事業「雨水整備レインボープラン天神」を策定する。
	合流式下水道緊急改善計画の策定（博多駅周辺、天神周辺地区）	合流式下水道の改善のため、博多駅周辺地区の残地区と天神周辺地区の分流化を中心とした合流式下水道緊急改善計画を策定。
	下水道ビジョン 2018 の策定	下水道事業を運営・推進していくための基本計画として、「下水道ビジョン 2018」を策定。
	下水道経営計画 2012 の策定	「下水道ビジョン 2018」を計画的・段階的に達成していくための実施計画として、「下水道経営計画 2012」を策定。
	下水道整備計画 2012 の策定	平成 21 年度から 24 年度までに実施する具体的な重点施策と整備内容を示した「下水道整備計画 2012」を策定。
	福岡市雨水流出抑制指針の策定	近年の局地的な集中豪雨による浸水被害を踏まえ、雨水の流出を抑制し、水害の発生しにくい都市づくりを全市的に推進するための指針を策定した。
20 年	福岡市下水道地震対策緊急整備計画の策定	平成 17 年の西方沖地震を契機に、耐震対策上重要な施設の整備を行うため、福岡市下水道地震対策緊急整備計画を策定。
	西部水処理センターにおいて窒素・リンの除去開始	同センターの 1 系列において、「嫌気無酸素好気法」による窒素・リン同時除去の供用を開始した。
	大 水 害	7 月 24 日から 26 日の総降雨量 517.0mm、時間最大降雨量 116.0 mm という集中豪雨により、1,100 戸を上回る床上・床下浸水被害が市内各所で発生した。また、7 月 24 日に山王雨水調整池が初めて貯水した。
	天神周辺地区浸水対策の事業前倒し	7 月に発生した集中豪雨を踏まえ、事業期間を 15 年から 10 年に短縮（5 年前倒し）し、且つ浸水被害軽減効果を効率的に発現できる計画へ見直した。
	消化ガス発電施設 更新 “メタックス ‘09” 運転開始	昭和 59 年より稼働していた“メタックス ‘84”を更新した。コーチェネレーションシステムの採用により、バイオマスエネルギーの利用をより一層高めた。 出力：500kW 電圧：3,300V 台数：1 台
21 年	雨水流出抑制施設助成制度開始	平成 17 年度に開始した雨水貯留タンク助成制度に、新たに雨水浸透施設（浸透樹、浸透管）を助成対象に加え、4 月 1 日より雨水流出抑制施設助成制度としてスタートした。

平成 23 年	汚泥処理処分の基本方針の策定	コンポスト事業の廃止が方針決定されたことなどから、新たな汚泥処理処分の基本方針を策定（2月 16 日）。
	東日本大震災支援部隊派遣	3月 11 日、宮城県三陸沖を震源とした、マグニチュード 9.0、震度 7 という世界でも最大級の大地震が発生。 死者、行方不明者合計で 2 万人を超える、宮城県を含む周辺の 229 箇所の下水処理施設（ポンプ場含む）のうち、126 箇所が機能停止、93 箇所が損傷を受け、また管渠についても約 1,000km が破損という、甚大な被害が発生した。 福岡市道路下水道局においては、3月 17 日から 4月 13 日までの期間、全 5 陣（24 名）が宮城県大崎市及び石巻市にて復旧支援部隊として下水道管渠の 0～1 次調査に従事。
	和白水処理センターにおいて窒素・リンの除去開始	同センターの 1 系列において、「嫌気無酸素好気法」による窒素・リン同時除去の供用を開始（5月）した。
	国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）受賞	山王雨水調整池において、都心部における公園と融合した浸水対策の取り組みが評価され、国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）を受賞（10月 21 日）した。
24 年	(財)福岡市下水道資源センターの解散	3月 31 日をもって「博多のびのび」の製造及び販売を終了し、当センターは解散した。
	国際拠点都市（AAA）の登録	国が世界の水ビジネス市場に対して日本の下水道技術を展開するため発足した「水環境ソリューションハブ（WES）」において、下水道技術の国際拠点として福岡市が登録（4月 2 日）された。
	「雨水整備レインボープラン博多」の主要施設が完成	博多駅北ポンプ場の完成により、「雨水整備レインボープラン博多」の主要施設が全て完成、6月 8 日に完成式典を開催。
	雨水流出抑制施設助成制度で雨水浸透施設の助成対象を新築・増築にも拡大	雨水流出抑制施設助成制度について、7月 2 日から雨水浸透施設（浸透艶、浸透管）設置の助成対象を、既存建築物だけでなく新築・増築にも拡大。
25 年	国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）受賞	福岡教育大学附属福岡小学校において、浸水対策を素材とした教育の取り組みが評価され、国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）を受賞（9月 18 日）した。
	福岡市下水道総合地震対策計画の策定	平成 20 年度に策定した「福岡市下水道地震対策緊急整備計画」の第 2 期計画として「福岡市下水道総合地震対策計画」を策定。
	福岡市下水道浸水被害軽減総合計画の策定	天神周辺、博多駅周辺、東部副都心、西部副都心地区の浸水対策として「福岡市下水道浸水被害軽減総合計画」を策定。
	博多湾流域別下水道整備総合計画の策定	博多湾の水質環境基準を達成維持するために必要な下水道の整備を実施するため、下水道計画の上位計画として、1月 21 日付で福岡県が策定。
26 年	合併処理浄化槽設置助成制度の創設	公共下水道等の区域以外についても、快適な生活環境を提供し、河川や博多湾の水質を保全する必要があるため、合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成する制度を平成 25 年度に創設、運用開始した。
	下水道経営計画 2016 の策定	「下水道ビジョン 2018」を計画的・段階的に達成していくための実施計画として、「下水道経営計画 2016」を策定。
福岡市広域下水熱等未利用熱ポテンシャルマップ策定	国土交通省の「下水熱等未利用熱ポテンシャルマップ策定事業」のモデル地域として、天神・渡辺通り、博多駅周辺及びウォーターフロントの 3 地域でマップを策定。	

	<p>新西部水処理センターの供用開始</p> <p>下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）の採択</p> <p>新西部水処理センターの太陽光発電設備の稼働開始</p> <p>和白水処理センターの下水バイオガス発電設備の稼働開始</p> <p>「平成 25 年度全建賞」受賞</p>	<p>西区西部地域の開発に対応した下水処理能力の確保と博多湾の水質保全に寄与するため、3月4日に新西部水処理センターを供用開始した。当該水処理センターを含め、本市で管理する水処理センターは6施設となる。</p> <p>中部水処理センターの下水バイオガスを原料とした水素創エネ実証事業「水素リーダー都市プロジェクト」が3月に国土交通省のB-DASHプロジェクトに採択された。</p> <p>場内利用を目的として、太陽光発電設備（10kw）の稼働を開始した。</p> <p>場内利用を目的として、下水の処理過程で発生する下水バイオガスを燃料とする下水バイオガス発電設備（25kw×4基、100kw）の稼働を開始した。</p> <p>当該設備は中部水処理センターに次いで2番目となる。</p>
27年	<p>福岡市詳細下水熱ポテンシャルマップ策定及び実用可能性調査（FS）</p> <p>水素製造・供給施設の完成</p>	<p>「雨水整備レインボープラン博多」の整備により、平成21年度や平成25年度の集中豪雨の際にも人的被害や浸水被害は発生せず、大きな効果が得られたことが評価され、「平成 25 年度全建賞」を受賞した。</p> <p>国土交通省の「下水熱等未利用熱ポテンシャルマップ策定事業」のモデル地区として、福岡市広域下水熱ポテンシャルマップを策定した3地域の内、再開発が見込まれるウォーターフロント地区を対象に詳細マップの策定及び実用可能性調査を行った。</p> <p>「水素リーダー都市プロジェクト」の実証施設が完成、3月31日に完成記念式典を開催した。</p>
28年	<p>西部水処理センターにおいて海水淡水化施設使用済み膜を利用した膜ろ過施設の稼働開始</p> <p>中部水処理センターにおいて下水バイオガス売却事業を開始</p> <p>西部水処理センターと新西部水処理センターにおいて太陽光発電事業を開始</p> <p>ヤンゴン市にて浸水対策に関するJICA草の根技術協力事業（第1期）の開始</p> <p>熊本地震の発生と支援</p>	<p>福岡地区水道企業団の海水淡水化施設で使用後に廃棄されるUF膜及びRO膜を再利用して、下水処理水を高度処理し、ボイラ用水として利用する施設が設置された。</p> <p>下水バイオガスの有効利用を目的として、公募で選ばれた民間事業者に下水バイオガスを売却する事業を開始した。民間事業者が下水バイオガス発電を行い、固定価格買取制度を利用して電力会社に売電する。</p> <p>施設の屋上や更新用地に、20年間リースした太陽光発電設備を設置し、発電を行う事業を開始した。発電した電力は、固定価格買取制度を利用して、電力会社に売電する。</p> <p>ミャンマー国・ヤンゴン市において、浸水被害の軽減に向け、3月より技術協力を開始した。平成31年3月までの3か年で雨水排水計画策定や対策手法等についての技術協力を行った。</p> <p>4月14日と16日に、熊本地方において、最大震度7を記録する大規模な地震が発生したことから、本市は4月17日から延べ658名の職員を熊本市、益城町などに派遣。1次調査、2次調査、災害査定及び本工事設計書作成などの支援業務に従事した。</p>
29年	博多駅前で大規模な陥没事故が発生	11月8日、博多駅前2丁目交差点付近において、大規模な陥没事故が発生。下水道施設も被災し、周辺の約120haの範囲で下水道の使用自粛を要請。その後、迂回排水等の緊急対応と並行し、全市を挙げて応急復旧工事に着手。下水道施設については、13日に復旧完了。15日には道路を解放した。
	下水道ビジョン2026の策定	下水道事業を運営・推進していくための基本計画として、「下水道ビジョン2026」を策定。

	下水道経営計画 2020 の策定 国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）受賞 第 113 回大都市下水道会議（局長会議）本市開催	「下水道ビジョン 2026」を計画的・段階的に達成していくための実施計画として、「下水道経営計画 2020」を策定。 「福岡のまちと共生する屋台の環境整備」がイノベーション部門で国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）を受賞した。 10 月 26 日、27 日の 2 日間に渡り、本市にて第 113 回大都市下水道会議（局長会議）を開催した。 議題は下記 2 点 ・議題 1「総合的な浸水対策への取組について」 ・議題 2「今後の下水道の運営について」
平成 31 年	「雨水整備 Do プラン 2026」の策定 「雨水整備レインボープラン 天神」第 1 期事業が完了	「雨水整備 Do プラン」重点 59 地区の主要施設が概ね完了。 引き続き、浸水対策に取り組んでいくための実施計画として「雨水整備 Do プラン 2026」を策定（平成 31 年 4 月より着手）。 「雨水整備レインボープラン天神」第 1 期事業が完了（平成 31 年 3 月）。 6 万 t の貯留機能を確保。
令和元年	「雨水整備レインボープラン 天神」第 2 期事業に着手 「平成 30 年度全建賞」受賞	対象区域を拡大し、「雨水整備レインボープラン天神」第 2 期事業に着手 「ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市における浸水被害軽減に向けた技術協力事業」が都市部門で平成 30 年度全建賞を受賞した。
2 年	ヤンゴン市にて浸水対策に関する JICA 草の根技術協力事業（第 2 期）の開始 水位周知下水道を指定	「国際貢献・国際協力は人材育成のチャンス!!」がアセットマネジメント部門で国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）を受賞した。 ミャンマー国・ヤンゴン市において、浸水被害の軽減に向けた技術協力の第 2 期事業として、排水計画策定の次の段階である道路排水施設の適切な建設や維持管理に関する技術協力を 1 月より開始した。令和 5 年 1 月までの 3 か年で実施予定。 平成 27 年の水防法改正によって、下水道の水位により浸水被害の危険を周知するための制度「水位周知下水道」が新たに創設。博多駅周辺地区において、水位周知下水道を全国で初めて指定し運用開始。
3 年	国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）受賞 西部水処理センターや下水汚泥固形燃料化施設の稼働開始	水位周知下水道の取組みである「1000 年に 1 回の豪雨から博多のまちを守る！」が防災・減災部門で国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）を受賞した。 老朽化による汚泥焼却施設の廃止に伴い、下水汚泥の処理処分の長期安定化及び脱炭素社会への貢献を目的として、下水汚泥から固形燃料を製造する施設を稼働した。
4 年	下水道経営計画 2024 の策定 福岡市営地下鉄七隈線博多駅において下水熱利用を開始	「下水道ビジョン 2026」を計画的・段階的に達成していくための実施計画として、「下水道経営計画 2024」を策定。 七隈線延伸開業に合わせ、交通局との共同事業として、博多駅の空調の一部に下水熱を利用した省エネ型の空調設備を九州で初めて導入した。
5 年	国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）受賞	「福岡市生まれの再生リンが巡る広域循環モデル、ティクオフ！～JAグループと共にオールウィン体制を構築～」がイノベーション部門で国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）を受賞した。

	<p>「都心部下水道主要施設再構築プラン」の策定</p> <p>能登半島地震の発生と支援</p> <p>水位周知下水道を指定</p> <p>国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）受賞</p>	<p>都心部の下水道主要施設について、ポンプ場の集約化等による一体的な再構築を行い、老朽化対策に加え、下水道主要施設の強靭化を図る「都心部下水道主要施設再構築プラン」を策定。</p> <p>1月1日、石川県能登地方において、最大震度7を記録する大規模な地震が発生したことから、本市は1月11日から延べ234名の職員を金沢市と珠洲市に派遣。下水管路の被害状況調査（1次調査、2次調査）に従事した。</p> <p>天神周辺地区において、水位周知下水道を指定し運用開始。</p> <p>福岡地区水道企業団との取組みである「国内初！浸透圧発電の実用化～上水と下水の放流水から生み出す新たなエネルギー～」が上下水道一体部門で国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）を受賞した。</p>
--	--	---

参考資料

1 水質規制に関する法令体系

環境基本法は、環境行政の基本姿勢を示したもので、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基準を設定している。同法に基づき、水質汚濁防止法が制定され、工場や事業場から公共用水域に排出される水を規制している。下水道法は公共下水道に排出される水を規制し、かつ水質汚濁防止法の規制と整合することにより、公共用水域の水質保全効果を高めている。

また、平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、ダイオキシン類を排出するおそれのある施設が規制を受けるようになっている。

(1) 水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下

項目	基準値
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下
チラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふつ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、環境省が定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 JISK0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

ダイオキシン類に係る環境基準

媒體	環境基準
水質 (水底の水質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下

備考

- 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 基準値は、年平均値とする。

②生活環境の保全に関する環境基準

(ア) 河 川 (湖沼を除く)

pH・BOD 等

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域 水域類型ごとに指定する水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
A A	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下	
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—	

備 考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ) 海域

pH・COD等

類型	利用目的の適応性				基準値				n-ヘキサン抽出物質(油分等)	
	自然環境保全	水産		工業用水	環境保全	水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)		
A	○	○	○	○	○	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU /100mL 以下	検出されないこと
B			○	○	○		3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C					○	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	

備考 1. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300 CFU/100ml 以下とする。
 2. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 　　〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

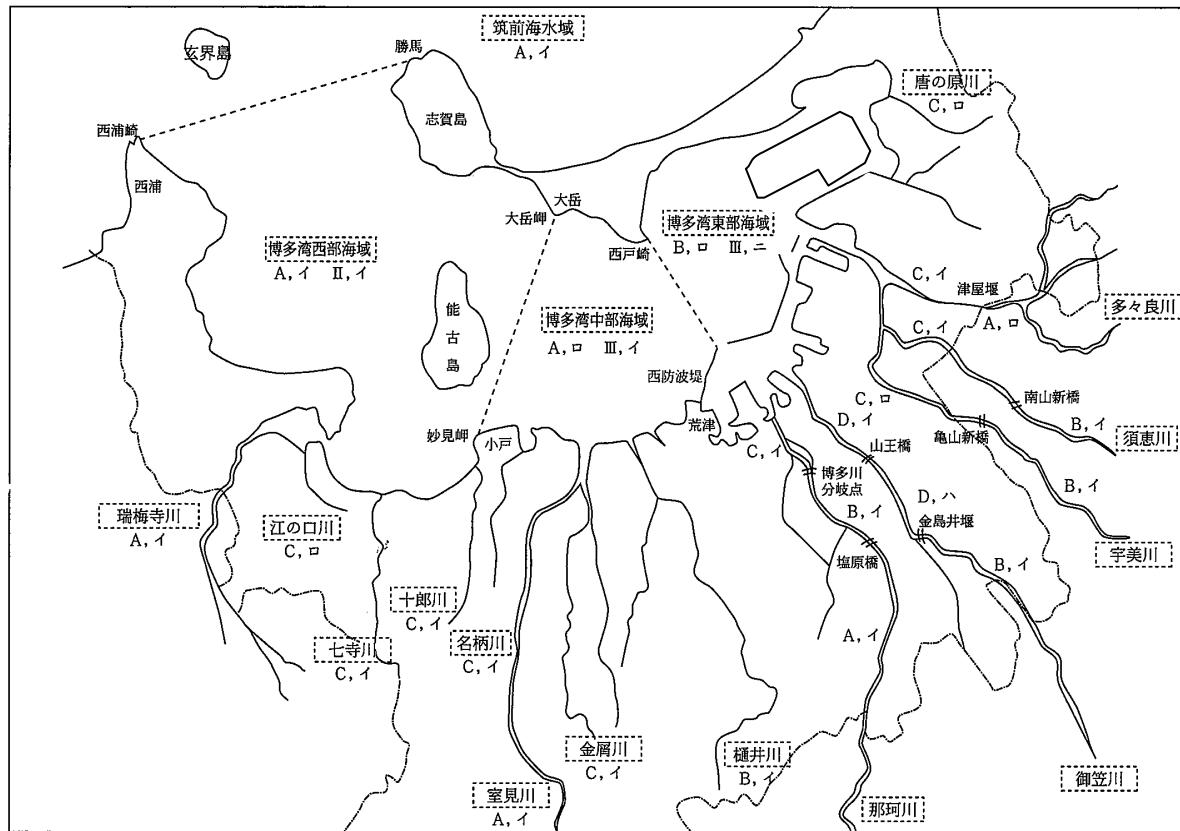
窒素・燐

類型	利用目的の適応性						基準値		該当水域	
	自然環境保全	水産			工業用水	生物生息環境保全	全窒素	全燐		
I	○	○				○	○	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	水域類型ごとに指定する水域
II		○				○	○	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
III			○			○	○	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
IV				○	○	○	○	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。
 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 　　〃 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 　　〃 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

③市内河川及び海域の環境基準類型指定状況



[達成期間]

- イ. 直ちに達成
 - ロ. 5年以内で可及的速やかに達成
 - ハ. 5年を越える期間で可及的速やかに達成
 - 三. 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

：段階的（首次
「類型指定年月日」）

- ・ 博多湾及び博多湾流入河川 平成 8 年 6 月 14 日
 - ・ 筑前海水域 平成 13 年 10 月 31 日

(2) 水質汚濁防止法の排水基準

①排水基準を定める総理府令抜すい

表 1

項目	許容限度	
	一律排水基準(注1)	上乗せ排水基準(注2)
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6(海域: 5.0~9.0)	
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L(日間平均 120)	表 3 参照
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/L(日間平均 120)	"
浮遊物質量(SS)	200 mg/L(日間平均 150)	"
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L	"
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/L	"
フェノール類含有量	5 mg/L	"
銅含有量	3 mg/L	
亜鉛含有量	2 mg/L(注3)	
溶解性鉄含有量	10 mg/L	
溶解性マンガン含有量	10 mg/L	
クロム含有量	2 mg/L	
大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL	
窒素含有量(注4)	120 mg/L(日間平均 60)	
燐含有量(注4)	16 mg/L(日間平均 8)	

表 2

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物(バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメタン及びEPNに限る)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10(230) mg/L(注5)
ふつ素及びその化合物	8(15) mg/L(注5)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L(注6)
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

(注) 1. 一律排水基準とは、水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準のことである。

2. 上乗せ排水基準とは、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和48年3月31日福岡県条例第8号)に定める排水基準のことである。

3. 一部の特定事業場には、暫定基準の適用有り。

4. 窒素又は燐の排水規制については、環境大臣が定める湖沼・海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。本市においては、博多湾が窒素含有量及び燐含有量についての排水基準に係る海域に指定されている。燐含有量についての排水基準に係る環境大臣が定める湖沼は背振ダム貯水池、曲渕ダム貯水池、及び長谷ダム貯水池であり、窒素含有量についての排水基準に係る湖沼は背振ダム貯水池が指定されている。

5. 海域以外の公共用水域に排出される場合は左の数値、海域に排出される場合はカッコ内の数値を適用。

6. アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

7. 表1に掲げる排水基準は、1日当りの平均的な排出水の量が50 m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用し、表2の排水基準は全ての特定事業場に適用する。

(3) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例

博多湾水域に係る上乗せ排水基準（県条例第3条 別表第4）

表3

事業場	業種(施設)	項目及び物質並びにその許容限度								
		BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)		n-hex(mg/L)	フェノール 類含有量 (mg/L)	
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大	最大	
一 那珂川、御笠川及び河口海域（福岡市博多区沖浜町中央ふ頭西端、同市中央区那の津5丁目須崎ふ頭北端及び同市博多区築港本町博多ふ頭西端を上記の順に結んだ直線並びに同市博多区築港本町博多ふ頭西端から同市博多区沖浜町中央ふ頭西端に至る海岸線によって囲まれた海域に限る。）並びにこれらに流入する公共用水域に排出水を排出する特定事業場	下水道整備地域に所在するもの 下水道整備地域以外の地域に所在するもの 畜産食料品製造業、水産食料品製造業、小麦粉製造業、パン製造業、菓子製造業、飲料製造業、ぶどう糖製造業、水あめ製造業、繊維製品製造業及びと畜業 砂糖製造業 バルブ製造業及び紙製造業 写真現像業 し尿処理施設 下水道終末処理施設 合成樹脂製造業 その他の施設 新規事業場（昭和48年4月2日以後に特定事業場となつた事業場） 追加指定施設 その他の施設	全業種	20	30	20	30	70	100		
		畜産食料品製造業、水産食料品製造業、小麦粉製造業、パン製造業、菓子製造業、飲料製造業、ぶどう糖製造業、水あめ製造業、繊維製品製造業及びと畜業	60	80			80	100	15	
		砂糖製造業	60	80	60	80	80	100		
		バルブ製造業及び紙製造業	60	80			70	100		
		写真現像業	60	80	60	80				
		し尿処理施設	30	45			90	120		
		単独処理	90	120			120	150		
		下水道終末処理施設	20	30			70	100		
		合成樹脂製造業							1	
		その他の施設	90	120			120	150		
		し尿処理施設	30	45			90	120		
		追加指定施設	90	120			120	150		
		その他の施設	20	30	20	30	70	100	20	1
		全業種	20	30	20	30	70	100		
		畜産食料品製造業、水産食料品製造業及び飲料製造業	90	120	90	120	120	150	20	
二 一を除く博多湾水域に排出水を排出する特定事業場	下水道整備地域に所在するもの 下水道整備地域以外の地域に所在するもの 畜産食料品製造業、水産食料品製造業及び飲料製造業 セメント製品製造業 と畜業 し尿処理施設 し尿浄化槽 処理対象人員が2001人以上 処理対象人員が2000人以下 その他のし尿処理施設 下水道終末処理施設 その他の施設 新規事業場（昭和49年8月2日以後に特定事業場となつた事業場） 下水道終末処理施設 追加指定施設 その他の施設 1日の通常の排出水の量が2000m ³ 以上のもの 1日の通常の排出水の量が500m ³ 以上2000m ³ 未満のもの 1日の通常の排出水の量が500m ³ 未満のもの	全業種	20	30	20	30	70	100		
		畜産食料品製造業、水産食料品製造業及び飲料製造業	90	120	90	120	120	150	20	
		セメント製品製造業					50	70		
		と畜業	60	80	60	80	70	100		
		し尿処理施設	30	45			70	100		
		し尿浄化槽								
		処理対象人員が2001人以上	30	45			70	100		
		処理対象人員が2000人以下	60	80			90	120		
		その他のし尿処理施設	30	45			70	100		
		下水道終末処理施設	20	30			70	100		
		その他の施設	90	120	90	120	120	150		
		し尿処理施設	30	45			70	100		
		下水道終末処理施設	20	30			70	100		
		追加指定施設	90	120	90	120	120	150		
		その他の施設	20	30	20	30	25	30	2	1
		1日の通常の排出水の量が2000m ³ 以上のもの								
		1日の通常の排出水の量が500m ³ 以上2000m ³ 未満のもの	40	50	40	50	50	70	10	2
		1日の通常の排出水の量が500m ³ 未満のもの	60	80	60	80	70	100	15	2

備考

1. 一の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第一に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和48年4月1日以前に当該施設を設置し又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
2. 二の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第一に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
3. 「追加指定施設」とは、次に掲げる特定施設をいう。
 - (1) 施行令別表第1号66号の3及び第71号の2に掲げる施設であって、昭和49年12月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの。
 - (2) 施行令別表第1第64号の2及び第69号の2に掲げる施設であって、昭和51年6月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの。
 - (3) 施行令別表第1第68号の2及び第71号の3に掲げる施設であって、昭和54年5月10日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの。
 - (4) 施行令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第70号の2及び第71号の4に掲げる施設であって、昭和57年1月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの。
 - (5) 施行令別表第1第69号の3に掲げる施設であって、昭和57年7月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの。
 - (6) 施行令別表第1第66号の4から第66号の8に掲げる施設であって、昭和63年10月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの。
 - (7) 施行令別表第1第71号の5及び第71号の6に掲げる施設であって、平成3年10月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの。
 - (8) 施行令別表第1第63号の3に掲げる施設であって、平成13年7月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの。
4. 生物化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水及びし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水（し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く。）に限って適用する。ただし、一の項に係る上乗せ排水基準については、この規定を適用しない。
5. 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。
 - (1) 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限って適用する。
 - (2) 下水道整備地域に所在していなかった特定事業場が下水道整備地域に所在することとなった場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。
6. 一の特定事業場が2以上の業種（施設）に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は次のとおりとする。
 - (1) 施行令別表第1第66号の3、第66号の6、第66号の7、第66号の8、第68号の2又は第71号の2に掲げる施設を設置する特定事業場（製造業に係る特定事業場を除く。）が施行令別表第1第72号に掲げるし尿処理施設を設置する場合にあっては、既設事業場及び新規事業の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
 - (2) (1)以外の特定事業場にあっては、当該事業場の主たる業種（製造業に係る特定事業場にあっては工業出荷額の数値が最大のものをいう。）に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となつた場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。

筑前海水域に係る上乗せ排水基準（県条例第3条 別表第6）

事 業 場	業 種（施 設）	項目及び物質並びにその許容限度						
		BOD または COD (mg/L)		S S (mg/L)		n-hex (mg/L)	フェノール類含有量	
		日間平均	最大	日間平均	最大	動植物油脂類含有量	鉱油類含有量 (mg/L)	
下水道整備地域に所在する特定事業場	全 業 種	20	30	70	100			
下水道整備地域以外の地域に所在する特定事業場	既設事業場（昭和53年1月1日以前に特定事業場となつた事業場）	食料品製造業	1日の通常の排出水の量が500m ³ 以上のもの	60	80	70	100	
			1日の通常の排出水の量が500m ³ 未満のもの	90	120	120	150	
		金属製品製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設及び畜房施設	60	80	70	100		
			し尿処理施設	30	45	70	100	
			下水道終末処理施設	20	30	70	100	
			その他の施設	90	120	120	150	
			し尿処理施設	30	45	70	100	
		新規事業場（昭和53年1月2日以後に特定事業場となつた事業場）	下水道終末処理施設	20	30	70	100	
			追加指定施設	90	120	120	150	
			その他の施設	20	30	25	30	2 2 1
			1日の通常の排出水の量が2,000m ³ 以上のもの	40	50	50	70	10 2 1
			1日の通常の排出水の量が500m ³ 以上2,000m ³ 未満のもの	60	80	70	100	15 2 1

備 考

- 「既設事業場」とは、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和54年政令第132号）による改正前の水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であつて、昭和53年1月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 「追加指定施設」とは、博多湾水域に係る上乗せ排水基準（県条例第3条 別表第4）備考3に掲げる特定施設をいう。
- 博多湾水域に係る上乗せ排水基準（県条例第3条 別表第4）備考4から6までの規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。

(4) ダイオキシン類対策特別措置法の排出基準

平成 12 年 1 月 15 日にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、下表のとおり、規制を受ける特定施設や排出基準が規定されている。

なお、下水道法施行令についても、ダイオキシン類対策特別措置法の施行とともに改正され、下水道へ排水を流す施設についても同様の規制を受けるようになっている。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設及び排出基準

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2 に基づく特定施設)

特定施設番号	特定施設の種類	排出基準
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ織維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 硫酸濃縮施設 (ロ) シクロヘキサン分離施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 水洗施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 乾燥施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設	
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ) ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ) ジオキサジンバイオレット洗浄施設 (二) 熱風乾燥施設	10
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 廃ガス洗浄施設 (ロ) 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 精製施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 精製施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設	
15	別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉 ¹ から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの (イ) 廃ガス洗浄施設 (ロ) 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 12 号の 2 及び第 13 号 ² に掲げる施設	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成 6 年政令第 308 号）別表 1 の項、3 の項及び 6 の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) プラズマ反応施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設 (第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
19	第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第 1 号から第 17 号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

※ 1 別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉

廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が 0.5 m²以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が 1 時間あたり 50kg 以上のもの

※ 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

第 7 条第 12 号の 2 及び第 13 号

第 12 号の 2	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設
第 13 号	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設

※ 3 排出基準に関する留意事項

- ・基準は許容限度を示しており、その単位は、pg-TEQ/l
- ・同一事業場内に複数の特定施設があり、それらの排水系統が同じである場合で特定施設につき異なる排出基準が定められているときは、それらの排出基準のうち最大の許容限度の基準を適用する。

(5) 公共下水道からの放流水の水質の基準

下水道法第8条に基づき、公共下水道からの放流水の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならないと規定されている。

[下水道法]

(放流水の水質の基準)

第8条 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水（以下「公共下水道からの放流水」という）の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

[下水道法施行令]

(放流水の水質の技術上の基準)

第6条 法第8条（法第25条の10において準用する場合を含む）に規定する技術上の基準は、次の表のとおりとする。

①雨水の影響の少ない時における放流水の水質基準

水質項目	水質基準
水素イオン濃度（pH）	5.8以上8.6以下
大腸菌数	800CFU/mL以下※
浮遊物質量	40 mg/L以下
生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量	第5条の5第2項に規定する計画放流水質に適合する数値

この表に掲げる数値は、国土交通省令、環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

※令和7年4月1日施行

②雨水の影響が大きい時における合流式下水道からの放流水の水質基準

水質項目	水質基準
生物化学的酸素要求量	40 mg/L以下

この表に掲げる数値は、国土交通省令、環境省令で定める方法により測定し、又は推計した場合における数値とする。

③水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により、前項の表に掲げる項目について同項の基準よりきびしい排水基準が定められ、又は同項の表に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

④前3項の規定によるもののほか、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第8条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例により、同条第1項の排出基準のうち同法第2条第4項に規定する排出水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第1項に規定するダイオキシン類（以下単に「ダイオキシン類」という。）の量に係る水質の基準とする。

（計画放流水質）

第5条の5第2項に規定する計画放流水質は、次の表のとおりとする。

処理方式	嫌気好気活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法	嫌気無酸素好気法	凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過
生物化学的酸素要求量	15 mg/L以下			
窒素含有量	-		20 mg/L以下	
燐含有量			3 mg/L以下	

2 惡質下水に関する法体系

下水処理に有害な物質及び施設に損傷を与えるおそれのある下水を排出する施設は、発生源対策として除害施設の設置等の義務づけ、直罰制度、事前チェック制度、改善命令等の規定がある。

(1) 特定施設・特定事業場

特定施設とは、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法で定められた施設をいう。

下水道法でも、この特定施設を設置する者を特定施設の設置者、特定施設を有する事業場を特定事業場とし、その他の事業場とは異なった厳しい規制をしている。

(2) 下水道への排除基準

①直罰に係る排除基準………下水排除基準一覧表の網かけ部分

- ・特定事業場（旅館は除く。）は、基準に適合しない下水を排除してはならない。（下水道法第12条の2、福岡市下水道条例第9条）………基準に違反した場合、改善命令等を行わずに直ちに罰則が適用できることになっている。（下水道法第46条）
- ・基準に適合しないおそれがあるときは、改善あるいは排除の停止を命ずることができる。
(下水道法第37条の2)

②除害施設の設置等に係る排除基準………下水排除基準一覧表の網かけ部分以外

- ・基準に適合しない下水を排除する者は、除害施設の設置又は必要な措置をしなければならない。（下水道法第12条、第12条の11、福岡市下水道条例第9条の2、第9条の3）
- ・違反した場合には、水質の改善等必要な措置を命ずることができる。（下水道法第38条）

下水道法の規定に基づく下水排除基準

対象物質又は項目	単位	特定事業場		その他の事業場	
		日平均排水量 50 m ³ /以上	日平均排水量 50 m ³ /未満	日平均排水量 50 m ³ /以上	日平均排水量 50 m ³ /未満
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン化合物	mg/L	1	1	1	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物※	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
砒素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物※	mg/L	230 (10)	230 (10)	230 (10)	230 (10)
ふっ素及びその化合物※	mg/L	15 (8)	15 (8)	15 (8)	15 (8)
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003
ダイオキシン類※	pg-TEQ/L	10	10	10	10
トリクロロエチレン※	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	1	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
1, 4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
有機燐化合物	mg/L	1	1	1	1
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
フェノール類	mg/L	5	—	5	—
銅及びその化合物	mg/L	3	3	3	3
亜鉛及びその化合物※	mg/L	2	2	2	2
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L	10	—	10	—
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L	10	—	10	—
クロム及びその化合物	mg/L	2	2	2	2
水素イオン濃度(pH)		5~9	5~11	5~9	5~11
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	600	—	600	—
浮遊物質量(SS)	mg/L	600	—	600	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5	20	5	20
	動植物油脂類含有量	60	—	60	—
温度	°C	45	—	45	—
よう素消費量	mg/L	220	220	220	220

※各基準値は許容限度であり、pH以外の項目は記載の数値以下、pHについては記載された数値を含む範囲内となっています。

※六価クロム化合物については、業種によっては暫定基準が適用される場合があります。詳しくは道路下水道局水質管理課へお尋ねください。

※ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物については、海域を放流先とする下水道へ排除する場合(左の数値)と、河川等を放流先とする下水道へ排除する場合(カッコ内の数値)では基準が異なります。また、業種によっては暫定基準が適用される場合があります。詳しくは道路下水道局水質管理課までお尋ねください。

※ダイオキシン類については、規制を受ける施設や地域が限定されています。詳しくは道路下水道局水質管理課へお尋ねください。

※亜鉛及びその化合物については、業種によっては暫定基準が適用される場合があります。詳しくは道路下水道局水質管理課へお尋ねください。

特定事業場数及び排水量（業種別・規模別・処理区分）

(令和7年3月31日現在)

施設番号	業種 (特定施設名)	事業場数									排水量 (平均排水量:m³/日)										
		総数	規模別		処理区分							総排水量	規模別		処理区分						
			50m³/日以上	50m³/日未満	西戸崎	和白	東部	中部	西部	新西部	南部 (流域)		西戸崎	和白	東部	中部	西部	新西部	南部 (流域)		
01の2	畜産農業又はサービス業	3	0	3	1					1	1	54		54	9			3		42	
02	畜産食料品製造業	8	2	6			1		2	1	4	1,013	969	44			5		22	7	979
03	水産食料品製造業	13	3	10		1	7	2	1	1	1	393	276	117		7	354	19	6	7	2
04	保存食料品製造業	1	0	1							1	15		15							15
05	みそ、しょう油、食用油/醤等製造業	6	0	6		1	1	2	1	1		75		75		22	3	21	25	4	
08	パン・菓子の製造業、製あん業	3	0	3			1	1			1	71		71			11	25			35
10	飲料製造業	12	1	11			3	5	1	1	2	2,598	2,522	76			51	7	0	10	2,530
11	動物系飼料、有機質肥料の製造業	2	0	2			2					21		21			21				
12	動植物油脂製造業	2	2	0			2					296	296				296				
16	めん類製造業	15	0	15			4	4	4		3	81		81			30	28	18		5
17	豆腐・柔豆製造業	15	0	15			6	5	3		1	87		87			46	18	16		8
18の2	冷凍調理食品製造業	3	1	2			2				1	228	180	48			48				180
19	紡績業、織維製造業	7	0	7			2	1	2		2	24		24			4	3	5		12
22	木材業品処理業	1	0	1			1					0		0			0				
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	19	0	19		1	8	1		1	8	97		97		14	12	1		8	63
27	無機化学工業製品製造業	1	0	1			1					15		15			15				
53	ガラス製造業	2	0	2			1				1	30		30			8				22
54	セメント製品製造業	5	0	5					5			19		19				19			
55	生コン製造業	19	0	19			13	2	4			66		66			59	4	4		
60	砂利採取業	2	0	2	1		1					3		3	2		1				
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	1	0	1					1			45		45				45			
64の2	水道施設	3	1	2				1	1		1	260	250	10				250	9		1
65	表面処理施設	10	2	8		1	3		3		3	1,282	1,221	61		11	34		1,222		15
66	電気メッキ施設	6	2	4			4				2	191	119	72			106				85
66の3	旅館業(温泉)	11	5	6			1	7	1		2	731	612	119			280	429	4		18
66の4	共同調理場	4	3	1			2		1		1	661	624	37			329		295		37
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	7	3	4			3		1		3	496	428	68			128		50		318
66の6	飲食店	56	30	26	2	2	6	39	6		1	9,279	8,510	769	105	501	370	8,043	221		40
66の7	酒場	1	0	1							1	378		378							378
67	洗たく業	142	4	138		7	17	33	44	4	37	1,182	749	433		30	346	252	113	19	423
68	写真現像業	12	0	12			3	4	3		2	12		12			0	9	1		1
68の2	病院	18	18	0		3	2	5		2	6	4,566	4,566			684	507	1,921		238	1,216
69	と畜、死亡獣畜取扱業	1	1	0			1					987	987			987					
69の2	中央卸売市場(鮮魚)	1	1	0				1				1,300	1,300				1,300				
70の2	自動車分解整備事業	9	0	9		1	6		1		1	73		73		18	45		5		5
71	車両洗浄施設	375	2	373		13	100	62	112	5	83	1,846	183	1,663		72	389	370	538	25	453
71の2	試験研究機関	85	10	75		6	20	21	11	2	25	4,861	4,109	752		358	2,206	367	1,161	445	325
71の3	一般廃棄物処理施設	3	3	0			2		1			747	747				347		400		
71の4	産業廃棄物処理施設	4	1	3			2			1		142	86	56			16			86	40
72	屎尿処理施設	1	1	0				1				142	142					142			
74	水処理施設	12	9	3			2	6		2	2	4,972	4,918	54			1,444	2,899		53	576
除害施設設置事業場		49	26	23		4	9	21	8	1	6	7,185	6,730	455		357	1,656	3,556	1,285	16	314
合計		950	131	819	4	40	239	224	218	22	203	46,524	40,524	6,000	116	2,071	10,153	19,664	5,467	916	8,137

3 水処理センターの施設見学者状況（令和6年度末）

令和6年度の水処理センターの施設見学者数は全体で1,520人であった。詳細は以下の通り。

区分 月別	全市	水処理センター内訳						再生水内訳	
		西戸崎	和白	東部	中部 (山王調整池)	西部	新西部	中部	東部
令和6年4月	2	0	2	0	0	0	0	0	0
5月	140	0	6	0	134	0	0	0	0
6月	9	0	5	4	0	0	0	0	0
7月	312	56	40	25	140	51	0	0	0
8月	44	0	9	3	22	6	4	0	0
9月	229	0	15	17	138	2	0	40	17
10月	96	0	13	0	66	17	0	0	0
11月	246	0	14	0	207	10	0	15	0
12月	188	0	0	0	141	28	0	19	0
7年1月	88	0	54	21	13	0	0	0	0
2月	108	0	54	0	30	0	24	0	0
3月	58	0	31	0	27	0	0	0	0
合 計	1,520	56	243	70	918	114	28	74	17
内 訳	小学生	183	56	2	17	108	0	0	0
	中学・高校生		0	0	0	0	0	0	0
	短大・大学生	57	0	0	19	38	0	0	0
	海外	108	0	0	0	89	0	0	19
	他都市	275	0	51	0	208	1	0	15
一 般	897	0	190	34	475	113	28	40	17

4 御笠川那珂川流域下水道の概要

全体計画

項目（単位）	数 値	備考（うち福岡市）
計画区域面積(ha)	9,634.20	(3,346)
計画人口(人)	707,224	(326,130)
計画処理水量(m ³ /日)	270,008	(134,480)
管渠延長(m)	29,290	
事業費(億円)	2,202	
事業開始年次	昭和46年度	
供用開始年次	昭和50年度	
計画目標年次	令和17年度	

現況（令和6年度末）

能力(m ³ /日)	295,800(稼働中)
現有高度処理能力(m ³ /日)	105,400(15系列中7系列導入)
管渠(m)	29,290(整備済)

流域各市の計画内容（御笠川処理区）

項目	計画処理面積	計画処理人口(A)	日最大計画汚水量	分担金負担割合	令和6年度末				
					処理面積	行政人口(B)	処理人口(C)	(C)/(A)	(C)/(B)
福岡市	ha 3,346.10	人 326,130	m ³ /日 134,480	% 49.8	ha 3,311	千人 323.7	千人 323.7	% 99.3	% 100.0
春日市	1,379.50	106,900	37,524	13.9	1,380	111.6	111.6	104.4	100.0
大野城市	1,531.50	103,065	36,593	13.6	1,469	103.1	103.0	100.0	100.0
太宰府市	1,566.60	71,954	25,387	9.4	1,392	71.1	70.9	98.5	99.7
筑紫野市	994.2	51,572	18,482	6.8	727	50.7	50.5	98.0	99.7
那珂川市	816.3	47,603	17,542	6.5	710	49.3	48.6	102.0	98.6
計	9,634.20	707,224	270,008	100.0	8,988	709.5	708.4	100.2	99.8

※処理人口は、令和6年度末現在の住民基本台帳人口ベースの人口である。

※人口は、少数第2位で四捨五入した値を記載しているため、合計値及び整備率の計算が合わない箇所がある。

※春日市、那珂川市の令和6年度末処理人口は、一時的に計画処理人口を超えるが、今後減少傾向に向かい、計画最終年度（令和17年度）は154,503人になる見込みである。

5 政令指定都市の下水道整備状況（令和6年度末）

政令市名	面積情報 (ha)			上段：市域人口 下段：処理人口 (数値ベース)	普及率
	市域	市街化区域	処理区域		
札幌市	112,126	25,034	24,828	1,968,265 1,964,759 (推計)	99.8%
仙台市	78,635	18,072	17,357	1,060,008 1,047,041 (住基)	98.8%
新潟市	72,599	12,985	13,132	758,068 662,664 (住基)	87.4%
さいたま市	21,743	11,698	12,610	1,351,872 1,287,789 (住基)	95.3%
千葉市	27,209	12,882	12,300	984,357 960,144 (住基)	97.5%
東京都 (区部)	62,751	58,214	56,262	9,756,326 9,754,200 (住基)	100.0% (概成)
川崎市	14,435	12,728	10,725	1,553,920 1,547,488 (推計)	99.6%
横浜市	43,823	33,770	31,623	3,769,150 3,767,803 (推計)	100.0% (概成)
相模原市	32,891	7,364	7,812	715,235 697,966 (住基)	97.6%
静岡市	141,193	10,537	9,081	670,258 593,525 (住基)	88.6%
浜松市	155,811	9,890	14,255	781,011 640,388 (住基)	82.0%
名古屋市	32,646	30,262	28,480	2,329,646 2,316,100 (推計)	99.4%
京都	82,783	14,980	15,658	1,430,552 1,423,800 (推計)	99.5%
大阪市	22,534	21,145	19,380	2,791,907 2,791,896 (推計)	99.9%
堺市	14,983	10,749	10,215	810,356 798,410 (住基)	98.5%
神戸市	55,702	20,348	17,309	1,486,033 1,467,141 (推計)	98.7%
広島市	90,669	16,286	14,698	1,170,275 1,129,460 (住基)	96.5%
岡山市	78,995	10,416	8,184	693,219 480,723 (住基)	69.3%
北九州市	49,250	20,319	16,662	908,181 906,899 (住基)	99.9%
福岡市	34,347	16,388	17,201	1,660,254 1,655,940 (推計)	99.7%
熊本市	39,032	10,795	12,452	729,138 665,398 (住基)	91.3%

6 下水道用語解説

ア 行

アセットマネジメント

施設を一定水準に維持するとともに、計画的な施設の整備、維持管理、大規模修繕などを実施することにより、施設を延命化し、ライフサイクルコストを縮減するための資産管理手法である。

アメニティ下水道

処理水を有効に活用することにより、従来の下水道施設の機能に更に新しい機能を付加することによって、オープン水路のせせらぎの回復等、市民生活を更に「アメニティ（快適）」なものにすることを目的として実施されるもの。

一律排水基準

公共用水域に排出される特定事業場からの排水に対して全国一律に適用される排水基準であり、総理府令で定める。水質汚濁防止上必要最低限の排水の水質を示すもの。（水質汚濁防止法第3条第1項）

一括設計審査（全体設計）

事業が大規模または特殊なものであり、しかも、施工上工事を一括して施工する必要があつて工期が2カ年以上にわたる場合に適用される。全体設計の承認は、法律上の債務負担行為ではないが、国土交通省の運用として、当該年度の予算の範囲内で優先的に補助金の配分を行うこととしている。

一般会計繰入金

地方公営企業法の規定に基づき、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等について、一般会計より下水道事業会計に繰り入れるもの。毎年度総務省より示される繰出基準によるものと、それ以外の政策的経費によるものとに分類される。

雨水滞水池

合流式下水道の改善として、初期雨水（ファーストフラッシュ）および雨水吐きやポンプ場からの越流水を貯留し、排水区域から放流される汚濁負荷量を減少させる施設。

雨水調整池

調整池下流の下水管渠の流下能力を越える分を一時貯留することによって、雨水流出を調整するものである。このため、ピーク流量よりも総降雨量と降雨波形が問題となる。

雨水沈殿池

沈殿効果および貯留効果を利用して雨天時合流下水を処理する施設である。

雨水滞水池が、満水になった時点で下水の流入を停止するという点で相違がある。

上乗せ排水基準

一律排水基準にかえて適用すべきより厳しい排水基準をいう。一律排水基準では水質汚濁防止不十分と考えられる水域について都道府県が条例で定める。（水質汚濁防止法第3条第3項）

S S（浮遊物質量）

ろ過によって分離される物質をmg/Lで表わしたもので無機性のものと有機性のものとがある。汚濁の有力な指標の1つである。

N T T無利子貸付制度

日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の一部を運用し、社会資本の整備の促進を図るため、道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な

建設の事業に要する費用に充てる資金として無利子で貸し付けるもので、昭和62年度創設、平成20年度廃止。本市下水道事業では、昭和63年度から平成4年度に借入を行った。

遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）

高速回転による大きな遠心力をを利用してコンクリートを締め固めた鉄筋コンクリート管。普通管と圧力管があり、直径150mmから3,000mmのものが製造されており、下水管渠等に広く使用されている。

塩素消毒

塩素は、細菌の細胞膜を通過して酵素の作用を阻害したり、高濃度では細胞の細胞膜を破壊したりする殺菌作用がある。この作用を利用し、下水処理水中の病原性微生物等の感染力を失わせること。

オゾン処理

オゾンは強力な酸化力を持っており、有機物の分解、大腸菌や一般細菌の殺菌、ウィルスの不活性化、脱色、脱臭等を行う性質がある。この作用を利用し下水の二次処理水をさらに高度処理する処理法。

汚濁負荷量原単位

人間、工場及び家畜などの発生源別の汚濁負荷量を求めるために必要なもので、それぞれの発生源の単位当りが排出する汚濁負荷量をいう。例えば、人間の1人の1日当りの排出汚濁物の量などである。

汚泥

水中の浮遊物質が重力や生物の作用あるいは凝集剤の作用によって沈殿し、蓄積し泥状になったものをいう。

汚泥消化槽

汚泥中の有機物を分解して無機物化するためのタンクをいうが、その形式には加温式と無加温式、また一段消化と多段消化がある。

汚泥処分

処理された汚泥を埋立、海洋還元または緑農地還元、建設資材、土壤改良剤等の有効利用などにより最終的に処分することをいう。

汚泥処理

汚泥を濃縮、消化、洗浄、薬剤添加、脱水、焼却等により汚泥を減量、安定化、無害化させることをいう。

汚泥洗浄槽

消化された汚泥はアルカリ度が高くぬるぬるし、脱水効率が悪いので、それを十分水洗いして、脱水しやすくするためのタンクである。

汚泥濃縮槽

汚泥の含水率を下げ、体積を減少させるために設けるタンクをいう。汚泥の濃縮方法には重力式、浮上式、遠心力式等がある。

汚泥の有効利用

下水汚泥を再生加工し、緑地や農地の有機肥料、あるいは建設資材等に利用することをいう。

力 行

開削工法

下水管渠を布設する一つの工法で、溝を掘って下水管を埋設する工法であり、下水管渠埋設に広く用いられている。

確率年

何年に1回生起する大雨かを表す指標として用いられる。なお、一度発生すればその期間は決して起こらないということではない。

計画降雨に採用する確率年は5~10年を標準とされており、都市計画中央審議会の答申において、21世紀初頭に向けては少なくとも10年に1回程度の大雨に対して浸水する区域を解消するよう整備を行うこととされている。

活性汚泥法

下水に空気を吹き込むと、好気性菌の作用により、吸着能力が大きく沈殿性の良好な汚泥が生じ、これを活性汚泥という。

この活性汚泥を用いて下水を処理する方法を活性汚泥法といい、一般的な標準活性汚泥法のほか、ステップエアレーション法、長時間エアレーション法等の各種変法がある。

簡易処理

下水を沈殿法によって処理することをいう。BOD、SSの処理効率はそれぞれ25~35%、30~40%と低い。

環境基本法

環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律である。

環境ホルモン

「内分泌搅乱化学物質」の俗称で、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える物質を意味している。

近年、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用を搅乱し、生殖機能を阻害するなどの悪影響を及ぼしている可能性が指摘されているが、詳細についてはまだ解明されていない。

管きょ更生工法

既設管きょに破損、クラック、腐食等が発生し、耐荷能力、耐久性の低下および流下能力が保持できなくなった場合、既設管内面に新たに管を構築して既設管きょの更生および流下能力の確保を行うもの。

起債充当率

地方債への同意・許可にあたって、各地方負担額等に対し一定率により起債発行額の限度を定めたもので、地方債の同意等基準により定められている。

技術検定

技術者について下水道特有の技術的事項を試験することにより、下水道技術者の確保を図ろうとするものである。（日本下水道事業団法第26条第1項第7号）

共同溝

整然とした都市形成を図るため、上下水道、電気、ガス、電信電話等の配管、配線を共同して同一管内で行う目的で地下に構築される大断面管(函)渠をいう。

計画汚水量

下水道施設を設計するに際し、管渠、ポンプ場、処理場等の施設容量を決定するために用いる目標年次における予測汚水量をいう。

計画目標年次

計画の目標とすべき年次をいうが、下水道計画の場合は、施設の耐用年数、建設期間がかなり長期にわたることなどから原則として20年後としている。

下水汚泥固形燃料

下水汚泥を主原料として、炭化、乾燥などによって固形化した燃料をいう。

下水処理水の再利用

水需要のひっ迫した地域を中心に、下水処理水を水資源としてとらえ工業用水、雑用水、農業用水等として再利用することをいう。

下水道事業計画策定

公共下水道又は流域下水道を設置しようとする際、あらかじめその管理者が事業計画をつくり、国土交通大臣に協議しなければならない。これを下水道事業計画策定という。

下水道事業債

地方公共団体が下水道事業費の一部にあてるため負担する債務（地方債）の一種で、都市下水路を除く下水道事業に対し同意・許可されるもので地方債計画に計上される。

下水道使用料

下水道の管理に要する経費を賄うため、下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する使用料。水量や水質に応じて徴収される。（下水道法第20条）

下水道整備緊急措置法

下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、都市環境の改善及び公共用水域の水質保全等に資することを目的とし、下水道整備五箇年計画の策定及び実施を規定している法律である。

下水道整備五箇年計画

下水道整備緊急措置法に基づき、政府として下水道整備の今後五箇年間に行うべき実施目標及び事業量を定めることとされていた。

下水道台帳

下水道管理者が調製保管する台帳。施設の布設箇所、構造、能力等を的確に把握し、維持管理を適正に行うため、法第23条に定められている。

下水道法

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置、その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律。（昭和33年法律第79号）

公害防止計画

環境基本法の規定により、公害が現に著しいか、又は、今後著しくなるおそれがある地域において策定される公害防止に関する施策に係る計画であり、内閣総理大臣の指示に基づき、都道府県知事が作成する。

公共下水道

主として、市街地の雨水をすみやかに排除し、又汚水を終末処理場で処理して河川等に放流するもので、市町村が事業主体となって行う最も一般的な下水道で、普通下水道といえば公共下水道を意味することが多い。

公共ます

公道と民有地の境界付近に設けられ、下水道管理者が管理する枠をいい、これから取付管によって管渠に接続される。なお、悪質下水の監視測定にも重要である。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

高度処理

通常行われる二次処理より高度な水質が得られる処理をいう。通常の二次処理の除去対象水質（BOD、

SS等) の向上を目的とするもののほか、二次処理では十分除去できない物質(窒素、リン等)の除去率向上を目的とする処理を含む。

合流式下水道

汚水、雨水を分離することなく同一の管渠で排除する方式で古くから下水事業を行っている都市で採用されているが、最近では分流式が主流となっている。

国庫債務負担行為

財政法第15条第1項及び第2項に規定される国が金銭給付(下水道事業の場合、国庫補助金の交付)を目的として数年度にまたがって債務を負う行為をいい、下水道事業においては、現在、工事(流域下水道)に係るもの、用地に係るもの及び国庫補助金の分割交付制度(公共下水道)に伴うものに分類される。

国庫補助金の分割交付制度

公共下水道の緊急整備と国費投入の平準化を図るため、下水道緊急整備事業費に係る5カ年分の国庫補助金相当額について国庫債務負担行為として交付決定を行い、初年度分に当該年度分の年割額として1/5の補助金を交付し、後年度分4/5相当額については初年度に特別の地方債の発行が許可された。

(昭和50年度創設、平成17年度より廃止)

コンポスト

緑農地利用のために、脱水ケーキを好気性発酵させ安定化したもの。

サ 行

最終沈殿池(終沈)

エアレーションタンク等からの流出水を沈殿させて処理水と汚泥を分離するための池をいう。

最初沈殿池(初沈)

微細な浮遊物をできるだけ除去して、以後の処理施設の負荷を軽減させるため、沈砂池、スクリーンを経た下水中の沈殿可能物質を沈殿分離するための池をいう。

再生水

下水の二次処理水を雑用水等の用途に再利用することを目的として、更に高度処理した水をいう。

三次処理

標準活性汚泥法等の高級処理(二次処理)過程を経た下水を更に高度な水質とするための処理過程をいう。

散水ろ床法

下水を碎石層に散水し、空気に接触させて好気性微生物の働きによって浄化する方法で標準散水濾床法のほか高速散水濾床法、多段式散水濾床法がある。

COD(化学的酸素要求量)

水中の有機物の量を示す指標で、水中に含まれる有機物を酸化剤によって酸化させ、消費された酸化剤の量をそれに相当する酸素の量として示したもの。

この数値が高いほど、有機物の量が多く水質汚濁が進んでいるといえる。湖沼や海域の水質汚濁の指標に用いられる。

シールド工法

路面の掘削をさけ、交通等地上の土地利用を妨げずに管渠を築造するため、シールド機を地中で推進させながら、その前部で掘削して、後部で鋼製または鉄筋コンクリート製のセグメントを組み立て

てトンネルを築造する工法。

市街化区域

都市計画においては、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、おおむね10年以内に市街化を図るべき区域と、市街化を抑制すべき区域に分け、前者を市街化区域、後者を市街化調整区域という。

紫外線消毒

紫外線のうち、一部の波長のものは微生物・ウィルスを不活性化する性質を持つ。この性質を利用し、下水処理水に紫外線を照射して大腸菌などの病原性微生物の感染力を失わせること。

地盤改良工法

工事施工箇所の地盤が軟弱であったり、湧水が激しく工事が出来なかつたりする場合、セメント、石灰、砂等あるいは地盤凝固剤等を用いて地盤の性質を改良する工法である。

シビル・ミニマム

都市住民が享受すべき必要最低限の生活水準。自治体が都市住民のために教育、上下水道、交通等生活環境改善施設として整備すべき必要不可欠な施設水準を示すものである。

重金属類

通常、比重4以上の金属の総称をいい、一般には比較的比重の大きい金属という意味で鉄、マンガン、クロム、銅、水銀、カドミウムなどをいう。

終末処理場（水処理センター、処理場）

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

受益者負担金

国又は地方公共団体が特定の事業を行う場合にその事業に要する経費に充てるために、その事業により受益する者に対して課される金銭上の負担義務をいう。（都市計画法第75条）

浄化槽（合併処理浄化槽）

便所と連結して、し尿と雑排水を処理し、下水道法に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備または施設をいう。

焼却炉

下水汚泥の持っている発熱量を利用して、かつ不足する熱を補助燃料で供給して汚泥を乾燥・燃焼させることで汚泥の減量化をはかる設備で流動床式焼却炉が主流である。なお、他に多段式焼却炉等の種類も存在する。

小口径推進工法

管埋設路線の両端に、作業基地（立坑）を設けその坑内より推進機で、小口径管（250mm～700mm）を推進埋設する工法。

除害施設

事業者等が下水道に汚水を排除する場合、下水道の処理などに障害を及ぼすおそれのある下水排水基準に適合しない汚水は、処理施設を設置し処理しなければならない。この処理施設を除害施設という。

処理施設

下水の水質を河川やその他の公共の水域又は海域に放流しうる水質にまで改善する施設。大別して、

水処理施設（沈砂池一初沈一曝気槽一終沈一消毒池）と汚泥処理施設（濃縮槽一消化槽一洗浄槽一脱水機一焼却炉）とに分かれる。

浸入水

下水管渠には排水すべきものとして計画された下水以外の地下水、雨水等が管渠継手部、マンホールの蓋穴、マス等から浸入してくることがあるが、これらの計画外の下水を浸入水という。

水位周知下水道

都道府県知事または市町村長が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事または市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位（これを一般に周知するうえでは「内水氾濫危険水位」という。）に達したとき、水位到達情報の通知及び周知を行う。（水防法第13条の2）

水質汚濁防止法

公共用水域の水質の汚濁の防止を図ることを目的とした法律で、特定事業場から公共用水域への排出水の規制等を行っている。

水質環境基準

環境基本法に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し（健康項目）及び生活環境を保全する（生活環境項目）うえで維持することが望ましい基準として政府が定めるものという。

推進工法

管の先端に刃口または掘進機を装備し、掘削しつつ立坑に設備したジャッキによって管を地山に推進する工法。

砂ろ過

砂をろ材としたろ過法で、下水の二次処理水などに残留するような比較的低濃度の浮遊物を分離除去するための処理法である。砂ろ過には、ろ速圧力、流水方向などによって各種方式がある。

施越による実施設計

施越による実施設計は、災害その他公益上真に止むを得ないと認められる場合に限り行われる制度である。将来の補助金等の交付を予定し、補助金等の交付申請及び決定を行うことなしに、実施設計の承認の手続きを経たのみで事業を実施し、原則として翌年度において補助金等の交付を受けるものである。

総量規制

53年の水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全臨時措置法の改正により導入されたもので、従来の排出水の汚濁濃度規制に対し、濃度×排水量の汚濁総量により規制する方式。

タ 行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称。近年、ごみ等の焼却に伴って発生することが確認されており、人体への健康被害が指摘されている。

大腸菌群

グラム陰性無芽胞性の短桿菌で、乳糖を分解して酸とガスを発生する好気性または通性嫌気性の細菌群をいう。その存在の程度は、人間の糞便による汚染の有無や汚染の程度等を示す。

脱臭設備

終末処理場内の処理施設からの悪臭を集め、処理して悪臭物質を除き、大気中に放氣するために設けられた設備。

脱水機

主に、濃縮槽、消化槽、洗浄槽から排出された汚泥の含水率を下げるために設けられる固液分離装置で真空脱水、加圧脱水、遠心脱水、ベルトプレス等の機種がある。

中級処理

下水を高速散水ろ床法、モデファイドエアレーション法その他これらと同程度に処理できる方法によって処理することをいう。処理効率は高級処理ほど高くない。

調整費

国土総合開発事業調整費の略称。公共事業の実施に当って、他省庁所管の公共事業と進度を合わせなければ十分な効果が發揮できない場合、進度の不均衡を調整する費用で国土交通省が所管している。事業の部のほか、調査の部もある。

沈砂池

流速をゆるめて下水中の土砂などを沈殿させるための池をいい、通常ポンプ施設の前に設けるものをいう。

DID（人口集中地区）

市区町村の区域内で人口密度の高い調査区（1km²当たり4,000人以上）が互いに隣接して、その人口が5,000人以上を有する地区をいう。

DO（溶存酸素）

水中に溶解している酸素量をいい、汚染された水中では消費量が多いのでその含有量は少なく零の場合もあるが、水が清純であるほど飽和量に近く含有される。

DBO（Design Build Operete）

公共が資金調達し、施設の設計・建設・管理運営を一括して民間事業者にて担う方式をいう。

定住構想

第三次全国総合開発計画の計画方式であり、「大都市への人口・産業の集中を抑制する一方地方を振興しながら人間居住の総合的環境の形成を図る」という理念から生まれた構想である。

特定環境保全公共下水道

公共下水道の一種であるが、市街化区域外にある農村部の生活環境の改善あるいは、湖沼等の自然環境の保全を目的に行う下水道である。

特定公共下水道

公共下水道の一種であるが、工場等の排水が非常に多いため、下水道の建設費の一部を、排水を出す工場等を設置する事業者に負担させて事業を行うものである。

特定施設

水質汚濁防止法による排水規則の対象となる施設で、具体的には同法施行令で指定されている。

下水道法上も、特定施設を設置する事業場（特定事業場）から下水を排除する者は、直罰、改善命令等による規制の対象となっている。

特定水域高度処理基本計画

良好な水環境の形成や増大する水需要に対応し、湖沼、閉鎖性水域、水源河川等の水質保全を図るために高度処理の計画的推進を目的としており、望ましい水環境目標像を設定するとともに、これを達成するための高度処理施設整備のアクションプログラムを策定するものである。

特別の地方債（特債）

国庫補助金の分割交付制度に伴い許可された地方債で、全額政府資金が充当された。交付決定を受けた5カ年分の補助金相当額のうち、初年度に交付を受ける1/5の補助金を除いた、後年度分4/5相当額を初年度に発行し、これにかかる利子相当額については別途、国庫補助金が交付された。（昭和50年度創設、平成17年度より廃止）

都市計画区域

都市計画は、普通都道府県が指定した区域について、土地利用、都市施設整備、市街地開発事業等を計画するものであり、この区域を都市計画区域という。

都市計画決定

都市計画法の規定により、下水道施設（公共下水道、流域下水道、都市下水路）の名称、位置、区域及び排水区域を都市計画に定めることをいう。

都市計画事業認可

都市計画法による都道府県知事（市町村施行の場合）国土交通大臣（都道府県施行の場合）の下水道事業施行の認可をいう。本認可は都市計画決定、下水道事業計画（旧認可）を受けた事業に対し与えられ、事業地、設計の概要、事業施行期間等の事業計画を決定するものである。

都市計画税

都市計画事業に要する経費にあてるため市町村が賦課する目的税であり、課税客体は土地及び建物、課税標準はその価額、税率は制限率0.3%の範囲内で市町村が定める。

都市計画中央審議会

国土交通大臣の諮問に応じ都市計画に関する重要事項等を調査審議するために設置される国土交通省の附属機関をいう。（都市計画法第76条）

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めるところにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。（昭和43年法律第100号）

都市下水路

市街地における雨水を排除するための下水道で、その構造は原則として開渠である。（ポンプ場が付随する場合もある）。雨水を排除するためのものであるので処理場は有さない。公共下水道事業が当面行われない区域で、浸水防止のため、雨水排水路を設置する必要がある場合などに採用される。

取付け管

汚水栓または雨水栓と排水設備および下水管渠を接続するために布設される管をいう。

ナ 行**内水浸水想定区域**

水位周知下水道について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事または市町村長が指定した区域をいう。（水防法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）

ナショナル・ミニマム

国民の全てが享受すべき最低限度の生活水準。国は、その社会的責務として国民の最低限度の生活

を保障すべきであり、そのために整備すべき制度、施設の水準を示すものである。

日米下水処理技術委員会

日米公害閣僚会議の合意により昭和46年に発足し、現在は日米環境協定に基づき継承されている委員会で両国の当面する下水道技術に関する問題について討議を行っている。

ノルマルヘキサン抽出物質

ノルマルヘキサンによって抽出される石油系油分、動植物油脂、フェノール等の物質で、水処理等に悪影響を及ぼすことから下水道への排出が規制されている。

ハ 行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

一般廃棄物及び産業廃棄物の処理処分方法その他必要な事項を定め、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律。
(昭和45年法律第137号)

排水設備

下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠等。下水道の供用開始後は、その土地の所有者等に設置義務が課せられる。(下水道法第10条)

ぱっ気 (エアレーション)

下水または下水と活性汚泥との混合液に対して必要な酸素の供給、混合等をするために空気吹き込みまたは機械による混合等を行うことをいう。

ぱっ気槽 (エアレーションタンク)

活性汚泥法で下水と活性汚泥の混合液を空気に接触させるタンクをいう。

pH (水素イオン指数)

液体の酸性、アルカリ性の程度をあらわすのに用いる。「水素イオン指数」の記号であり、下水道の適切な維持管理をするための指標の1つである。

BOD (生物化学的酸素要求量)

微生物が一定時間内(通常、20°C、5日間)に水中の有機物を分解するために消費する酸素の量を表したもので、消費された酸素の量が多いということは、水中の有機物質が多いことを意味する。河川の水質汚濁の指標に用いられる。

PPP (汚染者負担の原則)

環境汚染の費用は汚染者が支払うべきであるという原則の意味であり、昭和47年5月に開催されたOECD閣僚理事会での勧告から一般化した用語である。

PPP (Public Private Partnership)

民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法。PFI、指定管理者制度、包括的外部委託等がある。

富栄養化現象

生物生産性の低い貧栄養の湖沼あるいは内湾、内海等に、河川などから栄養塩類が運び込まれ、その水域の栄養塩類が豊富になって生物生産が盛んになる現象をいう。

普及率

下水道の整備状況を表わす指標として用いられている。普及率には、面積普及率(都市計画決定面積に対する下水道処理区域内面積の割合)及び人口普及率(総人口に対する下水道処理区域内人口の割合)等があるが、現在ではもっぱら人口普及率が使用されている。

伏越し

下水管渠は処理場あるいは吐き口まで、道路等の地下に布設するが、その途中に河川、運河、鉄道、

その他の障害物がありそれらを横断する場合に管渠を一旦下げてくぐらせて布設する方法。

分流式下水道

汚水と雨水とを別々の管渠に集めて排除する下水道。この場合、汚水だけが処理施設に流入することになる。

閉鎖性水域

湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域をいう。水理特性上汚濁物が蓄積しやすいため水質汚濁が進行しやすく、また、その回復が容易でないという特徴がある。

ポンプ場

下水は処理場あるいは吐き口まで自然流下で流すのが原則であるが管渠が深くなりすぎたり、放流先の水位が高く自然排水できない場合に、ポンプで水位を上げるために設ける施設をいう。

マ 行

マンホール

下水管渠と地上を結ぶ施設で、下水管渠の検査または清掃等のために人が出入りするための施設をいう。

ヤ 行

山留工法

開削工法等で溝を掘って下水管の埋設を行う場合、溝を掘ったままであれば土砂が崩壊するため矢板等を溝の壁に当てて土砂崩れを防止する工法のことをいう。これには木矢板、簡易鋼矢板、鋼矢板等、矢板によるもののほか連続地中壁等現場で築造するものなどがある。

有資格者

下水道法により、下水道の設計、工事の監督管理、維持管理を行う場合にはある一定の資格を有する者が行わなければならないと規定されており、その資格者をいう。

横出し排水基準

水質汚濁防止法上は規制の対象となっていないが、地方公共団体の条例により、規制対象とされた物質又は項目に係る排水基準をいう。（水質汚濁防止法第29条）

ラ 行

流域関連公共下水道

流域下水道に接続するもので、独自の終末処理場を必要としない公共下水道をいう。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠から成る。

事業主体は原則として都道府県である。

流域計画（流域別下水道整備総合計画）

河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するため、水域ごとに策定する下水道整備に関する総合的な基本計画。

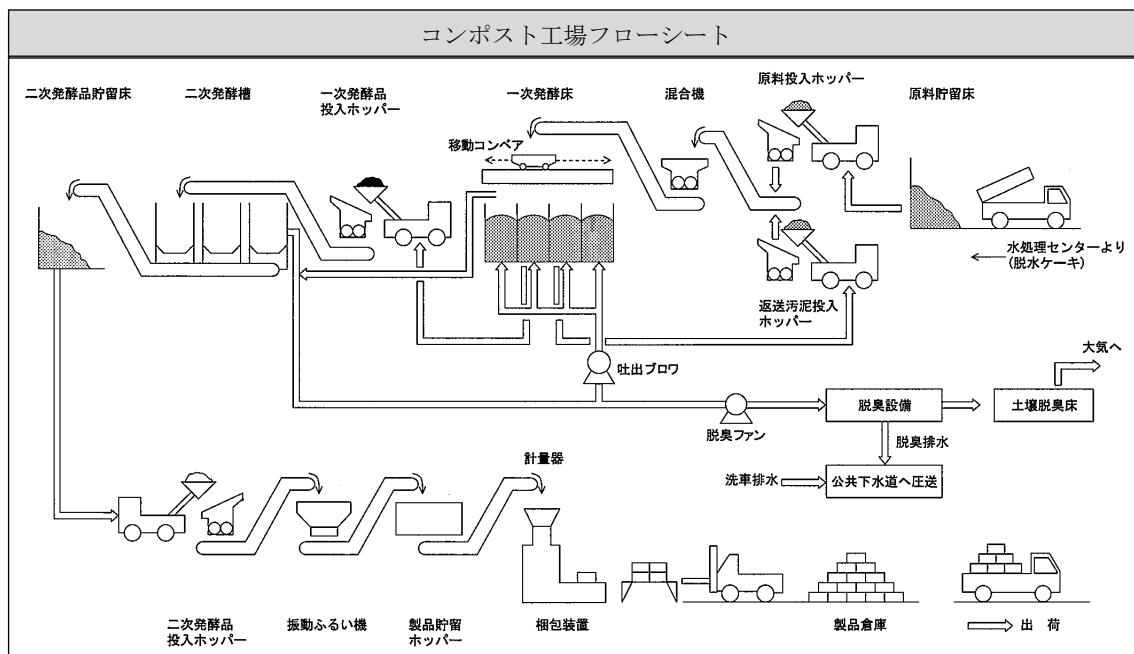
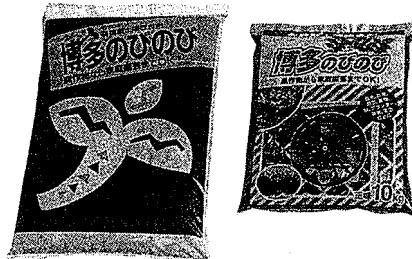
7 下水汚泥コンポスト事業（参考）

中部水処理センターで発生する下水汚泥を肥料として有効利用するため、一次発酵から二次発酵、袋詰め、製品保管まで一貫して行い、総合的な品質管理ができる施設として、コンポスト工場を整備して、平成6年度にコンポスト製品（品名「博多のびのび」）の製造を開始し、製品販売は、（財）福岡市下水道資源センター（設立 平成6年2月28日、全額福岡市が出資）が行った。

なお、平成23年度末をもってコンポスト事業は廃止し、同センターは解散した。

（1）コンポスト工場の概要

所在地	福岡市西区太郎丸805番地の1
敷地面積	15,149 m ²
延床面積	7,992 m ²
運転開始	平成6年4月
平面発酵床貯留容器	6床（各床約400t）
処理能力	30t（一日平均）



（2）コンポスト製品の特徴

「博多のびのび」は有機物や石灰を含んだ土壤改良材であり、土を活性化させ地力を増進する。

また、窒素、りん酸なども含まれ、肥料としての効果もあり、公共事業の緑化工事、農作物、家庭園芸など幅広く利用された。

〈成分例〉

有機物	石灰	窒素	りん酸	カリ	苦土	p H	水分	炭素 窒素比
23~25%	25%	1.1%	2.8%	0.1%	1.1%	8.0~8.3	20~27%	9

（3）コンポスト製品の販売状況

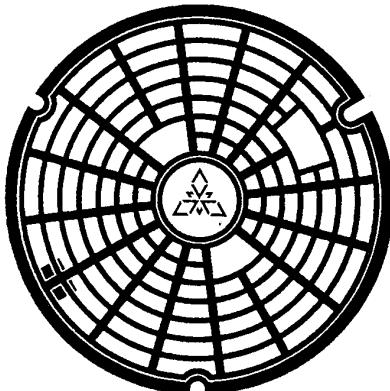
区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
20kg入袋	28,914袋	25,577袋	27,954袋	14,083袋	15,846袋	15,397袋	13,222袋
10kg入袋	44,215袋	50,460袋	63,494袋	62,893袋	57,298袋	45,549袋	56,315袋
バラ製品	311.10t	113.10t	108.80t	141.60t	80.10t	168.83t	437.41t

8 下水道用マンホール蓋のデザイン

福岡市は、平成2年3月末に下水道普及人口100万人を突破した。これを記念して、マンホールの蓋のデザインを公募した結果、「下水道施設のイメージアップと市にふさわしい個性的なデザイン」というテーマのもと、全国から735点の応募があった。この中から、鳥・ヨット・街並みなどを連想させるデザインが「人の都・福岡市のアクティブなイメージ」があるとの評価を受けた現在のデザインが選ばれ、平成3年4月から新しい蓋への切り替えが始まった。

○デザイン決定理由

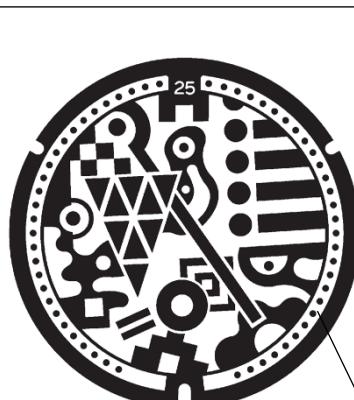
- ・人の都、福岡市のアクティブなイメージがある
- ・デザインの面白さや現代性がある
- ・他都市にない斬新さ



昭和55年～



平成3年4月～



現行（平成18年4月～）

平成18年度よりマンホール蓋の耐スリップ性能を向上させるため、当初デザインを生かし、一部デザインを加工した蓋を採用している。

●分流汚水・合流
■分流雨水

オリジナルデザインのマンホール蓋

【「福岡ソフトバンクホークス」のデザインマンホール蓋】

本市に拠点を置くプロ野球球団「福岡ソフトバンクホークス」と平成23年7月7日に締結した包括連携に関する協定に基づき、地域の活性化に関する協働事業として、福岡ソフトバンクホークスからキャラクターを使用したデザインマンホール蓋（全14種）の寄贈を受け、地下鉄唐人町駅からみずほPayPayドーム福岡までの間に設置している。



©SoftBank HAWKS

【「福岡市動植物園」のデザインマンホール蓋】

住宅都市局から、公共交通機関の利用促進を図る目的で徒歩による来園者の誘導等に下水道マンホール蓋を利用したいとの要請に基づき、福岡市動植物園の動物や植物の写真を使用したデザインマンホール蓋（全11種）の寄贈を受け、地下鉄薬院大通駅から動植物園までの間に設置している。



【「福岡市民ホール」のデザインマンホール蓋】

経済観光文化局から、福岡市民ホールの開業に伴い、芸術・文化の盛り上げを目的とした、天神地域全体を巻き込んだ取り組みの一環として、下水道マンホール蓋を利用したいとの要請に基づき、福岡市民ホールや須崎公園での活動を表現したピクトグラムを扇状に配置し、ホールから文化芸術が広がるイメージを使用したデザインマンホール蓋を天神地下街から福岡市民ホールへ向かう歩道上に設置している。



【「博多千年門」のデザインマンホール蓋】

博多区から、博多千年門の建設10年を記念した広場整備の一環として、デザインを学んでいる学生がデザインした下水道マンホール蓋を設置したいとの要請に基づき、博多千年門のキャラクターの「せんねもん」と千年門から承天寺へ繋がる道の雰囲気を表現したデザインマンホール蓋を博多千年門に設置している。



【FUKU51 MANHOLE PROJECT】

平成 30 年度に、下水道事業八十八周年を迎えたことを記念して立ち上げた「FUKU51MANHOLE PROJECT」。地下の見えないところで安全・安心なくらしを支えてきた、そして、これから先も支えていく下水道の姿=「見えないところでつながっている」をコンセプトとし、福岡の「福」と幸福の「福」、福岡に「来い」と「恋」、マンホールの形「円」と人と人とのつながり、巡りあいの「縁」を掛け、一福恋縁結びーとして、福岡市のマンホールデザインの中に、ハートを刻んだマンホール蓋を限定 51 枚のみ製作して、順次、設置を進めている。

**【「水位周知下水道」のデザインマンホール蓋】**

福岡市では、令和 2 年度に、博多駅周辺地区において、水防法に基づく「水位周知下水道」を全国で初めて指定しており、大雨時に下水道の水位情報を提供することで、防災情報の充実化を図るものである。

本取組みを PR することを通じて、市民の防災意識の向上を図ることを目的として、下水道の水位を観測している博多観測所に、デザインマンホール蓋を設置している。





福岡市の下水道（令和7年度版）

発行日 令和7年10月 発行

発行元 福岡市道路下水道局計画部
下水道企画課

福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL 092-711-4428